

令和4年度
熊本市包括外部監査の結果報告書

令和5年3月

熊本市包括外部監査人

公認会計士 庄田 浩一

令和5年3月28日

熊本市包括外部監査人 庄田 浩一

令和4年度熊本市包括外部監査の監査結果について

地方自治法第252条の37第5項及び包括外部監査契約第7条の規定に基づき、
次のとおり監査報告書を提出いたします。

目次

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 監査する事件（監査テーマ）	1
(2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由	1
(3) 監査の対象とした部局等	1
(4) 監査対象年度	1
3. 監査の方法	1
(1) 監査の視点	1
(2) 主な監査手続	2
4. 監査の結果の記載方法	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	2
7. 利害関係	2

第2章 監査対象の概要

1. 熊本市経済再建・市民生活安心プラン	3
2. 地域経済について	15
3. 監査対象部局	18
(1) 組織図・職員数・事務分掌	18
(2) 一般会計当初予算に占める経済観光局予算の割合	21
4. 事業一覧	22
(1) 経済政策課	22
(2) 経済政策課（しごとづくり推進室）	22
(3) 経済政策課（計量検査所）	24
(4) 商業金融課	25
(5) 産業振興課	27
(6) 観光政策課	30
(7) 誘致戦略課	32
(8) スポーツ振興課	33
(9) イベント推進課	35

第3章 監査の結果

I. 総論	36
1. 総括的意見	36

2. 監査結果概要	53
3. 監査結果概要一覧表	54
II. 経済政策課	61
1. 営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費	61
2. 熊本市緊急家賃支援事業	63
3. 経済関連データ調査等事業	66
III. 経済政策課（しごとづくり推進室）	70
1. 特定分野緊急就職促進事業	70
2. UIJ ターンによる人材確保支援事業	74
3. 移住促進雇用対策事業	74
4. 地方創生移住支援事業	78
IV. 商業金融課	81
1. 損失補償金	81
2. 信用保証料補給金	84
3. 新型コロナウイルス対応融資利子補給事業	87
4. 中小企業団体等助成経費	90
5. 中心商店街地区魅力向上事業	97
6. 商店街活性化対策事業	102
7. プレミアム付商品券発行支援事業	114
8. 新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業	118
9. （特）商工振興資金貸付事業	124
10. 飲食店等感染防止環境整備支援事業	127
11. 飲食店等感染防止対策推進活動事業	130
12. 飲食店デリバリー利用促進事業	133
V. 産業振興課	137
1. 医療・介護・健康サービス産業支援経費	137
2. 新製品・新技術研究開発助成事業	139
3. 産学連携支援事業	142
4. 介護ロボット研究開発支援経費	144
5. Web 等を活用した販路開拓支援経費	148
6. 企業立地促進事業	152
7. （震災）創業ステップアップ支援助成	159

8. 熊本港利用促進経費	162
VI. 観光政策課	165
1. インバウンド誘客対策経費	165
2. 観光戦略経費	170
3. 熊本誘客プロジェクト経費	178
4. 旅行商品割引事業	183
5. 上海事務所管理運営経費	187
6. 熊本城おもてなし経費	192
7. 熊本城シャトルバス運行経費	197
VII. 誘致戦略課	201
1. MICE 誘致戦略事業	201
VIII. スポーツ振興課	204
1. スポーツコンベンション事業	204
IX. イベント推進課	210
1. にぎわいづくり推進経費	210

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

産業振興に関する施策に係る事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）は市民の生命と健康を脅かし、社会経済活動を縮小させ、日常生活に大きな不安と深刻な影響を与えている。熊本市は感染症に対応していくためには、感染状況を見極めつつ、市民生活や地域経済への影響を分析しながら、必要な対策を的確に講じていくことが重要であるという認識のもと、令和2年10月に令和4年3月までを計画期間とする「熊本市経済再建・市民生活安心プラン（以下「プラン」という）」を策定している。（第1版）

しかしながら、未だに感染の収束が見通せない状況であり、引き続き対策を講じる必要があるとして、プランの計画期間を令和6年3月まで2年間延長している。（第2版）

社会経済活動の縮小を余儀なくされている現状において、地域経済の活性化の原動力となる産業振興に関する施策については市民の関心も高く、プランが延長されたタイミングで、特定の事件（テーマ）として選定し、経済性、効率性及び有効性について包括外部監査を実施することは有益と考えられるため、令和4年度の監査テーマとして選定した。

(3) 監査の対象とした部局等

産業振興に関する施策に係る事務を所管する部署（経済観光局）

(4) 監査対象年度

令和3年度（必要に応じて過年度も対象とする）

3. 監査の方法

(1) 監査の視点

①市の産業振興に関する事務の合規性に問題はないか。

市の産業振興に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、市が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。

②市の産業振興に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか。

市の産業振興に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮し、コストを抑えつつ上質なサービスを提供する取組が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施した。
- ② 制度の概況及び運営に関する行政計画及び予算の執行状況等の確認を実施した。
- ③ 上記に基づき関係書類の閲覧並びに担当者への質問などを実施した。

4. 監査の結果の記載方法

監査の結果の記載方法は、以下のとおりである。

(指 摘) 法令、条例、規則等の形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切でないものであり、是正すべき事項又はそれに準じるもの。

(意 見) 指摘には該当しないが、何らかの改善措置を検討することが市の産業振興に関する事務の執行に資すると考えられる事項。

(参考意見) 合規性、正確性等に問題はないが、市の産業振興に関する事務を効率的、経済的に実施するために参考になると考えられる事項。

5. 外部監査の実施期間

令和4年7月から令和5年3月まで

6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

<u>職 務 区 分</u>	<u>氏 名</u>	<u>資 格</u>
包括外部監査人	庄 田 浩 一	公認会計士
補 助 者	中 村 裕 彦	公認会計士
同	外 山 啓 太	公認会計士
同	奥 村 栄 隆	公認会計士
同	井 上 宗 寛	公認会計士

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

注：本報告書記載の数値には、端数処理の関係上、合計金額が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 熊本市経済再建・市民生活安心プラン 第2版（抜粋）

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）は、私たちの生命と健康を脅かし、社会経済活動を縮小させ、日常生活に大きな不安と深刻な影響を与えています。

本市では、感染症に対応していくためには、感染状況を見極めつつ、市民生活や地域経済への影響を科学的に分析しながら、必要な対策を適確に講じていくことが重要であるという認識のもと、市民生活や経済への影響を分析し、必要な対策を計画的に実施するため、令和2年（2020年）10月に本プランを策定しました。

これまで、令和4年（2022年）3月までを計画期間として、本プランに基づき、保健所や医療提供体制の強化、着実なワクチン接種等に取り組むとともに、中小企業等の資金繰り支援や消費喚起策などの緊急対策を講じてきたところです。

しかしながら、新たな変異株が出現するなど、未だに感染の収束が見通せない状況であり、引き続き対策を講じる必要があります。

そこで、本プランの計画期間を延長し、必要な改定を行うこととしました。

なお、このプランは、熊本市第7次総合計画の感染症及び経済再建対策に係る分野横断の実施計画に位置付けるものです。

(2) 計画期間

計画期間は令和6年（2024年）3月までとします。

※ 感染状況や社会経済情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

(3) 本プランと対策について

これまでの経験により、感染症対策は、新たな変異株が出現するなど不確実性が極めて高く、その対策の前提条件が目まぐるしく変化するため、適時的確な対応が必要であることがわかってきました。

そこで、本プランの方針に基づき、その時々々の感染状況に応じた適時的確な対策を講じてまいります。

(4) 施策について

熊本市経済再建・市民生活安心プランでは4つの施策を掲げており、本報告書では、「施策3 地域経済を再建する」を対象としている。

施策1 感染拡大を防止する

⇒感染拡大の防止に向け、衛生資材確保や
相談・検査体制、医療提供体制の充実、
ワクチン接種の着実な実施に取り組みます。



施策2 市民生活を守る

⇒市民生活への影響を最小化するため、
正しい知識の普及啓発をはじめ、経済
的困窮への対応、市民の健康や文化・
スポーツの維持、子どもの学習支援などに
取り組みます。



施策3 地域経済を再建する

⇒中小企業等の事業継続や雇用の維持に加え、
地域経済の速やかな回復に向け、消費喚起や
農水産業の振興、企業誘致などに取り組みま
す。



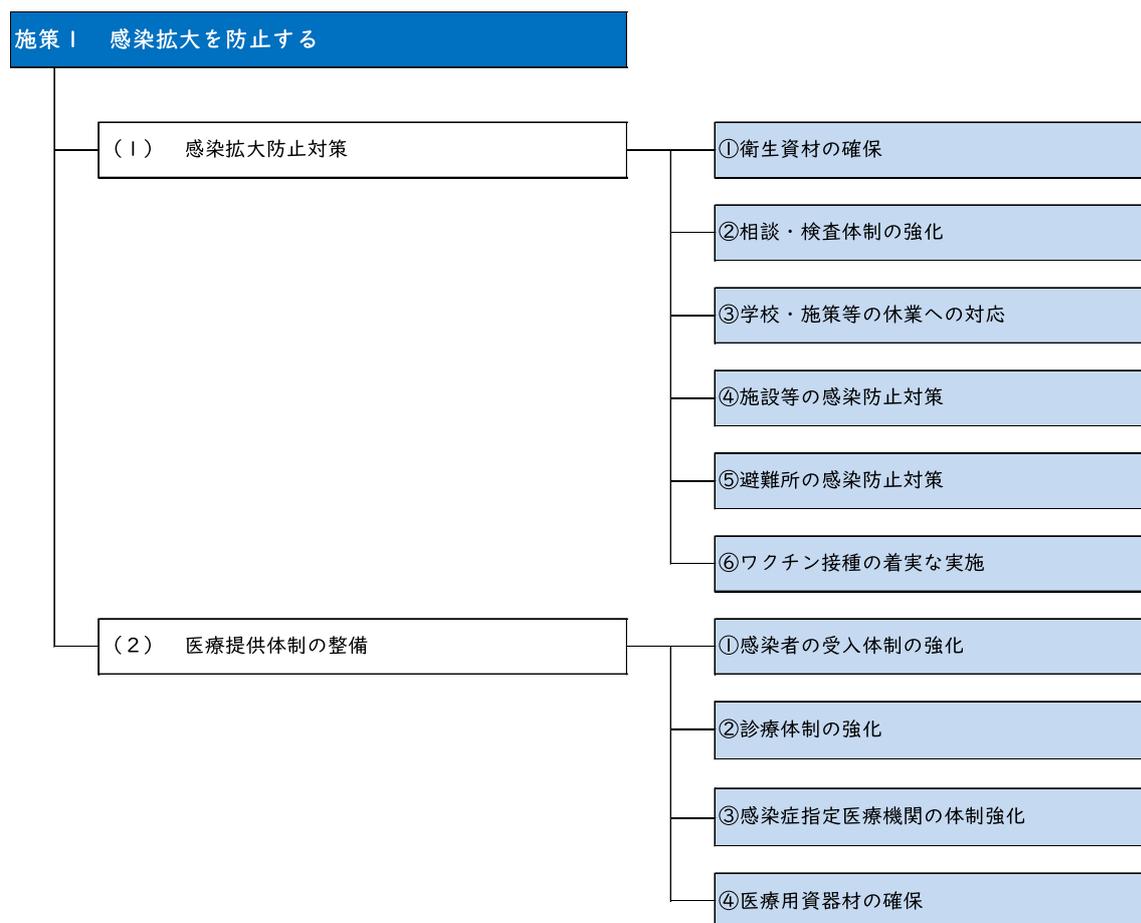
施策4 強靱な社会経済基盤を構築する

⇒感染症や自然災害に強くスマートな
社会経済構造に転換し、安心して暮らせる
持続可能なまちの実現に取り組みます。



施策1 感染拡大を阻止する

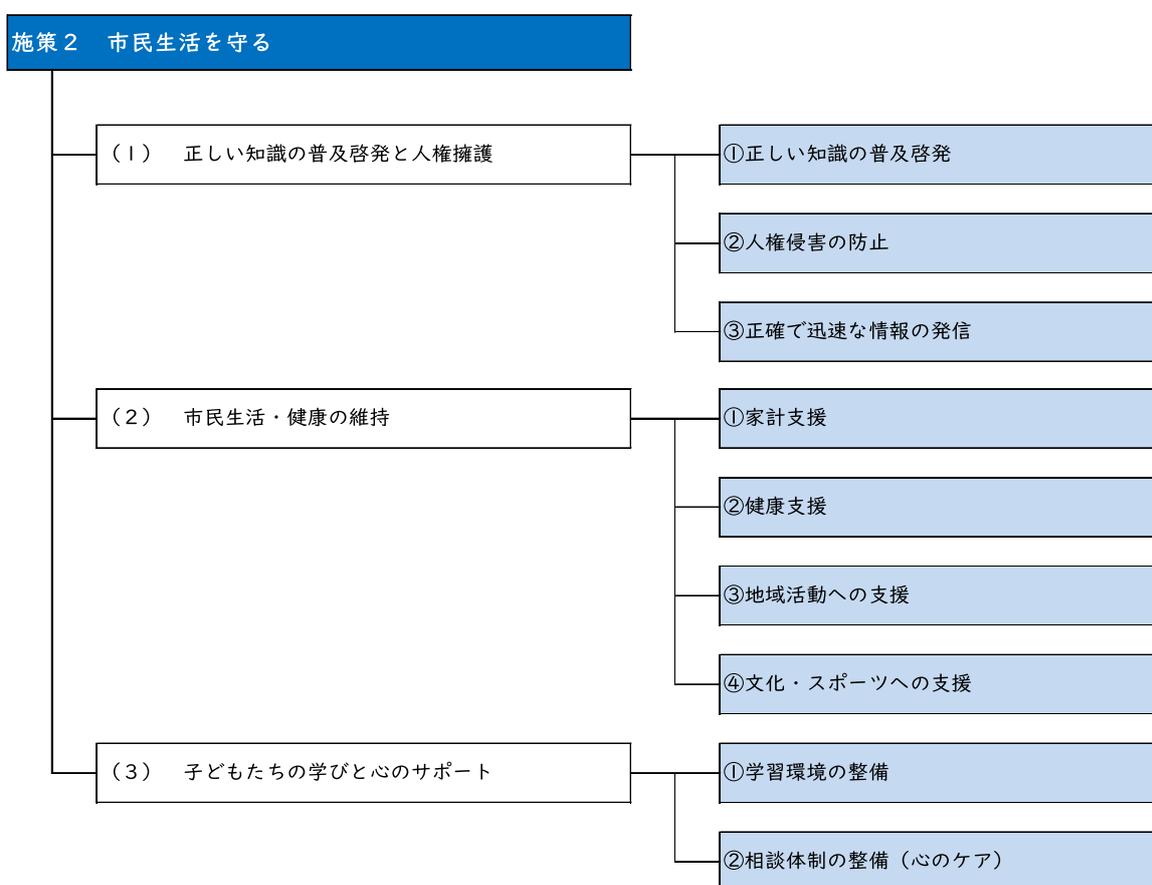
感染症が収束するまでは、基本的な感染防止対策を徹底するなど再拡大に備えるとともに、再拡大した場合は、適時的確な対策を講じていく必要があります。そこで、市民の生命と健康を守ることを最優先に、感染拡大防止対策や医療提供体制の充実に取り組みます。



施策2 市民生活を守る

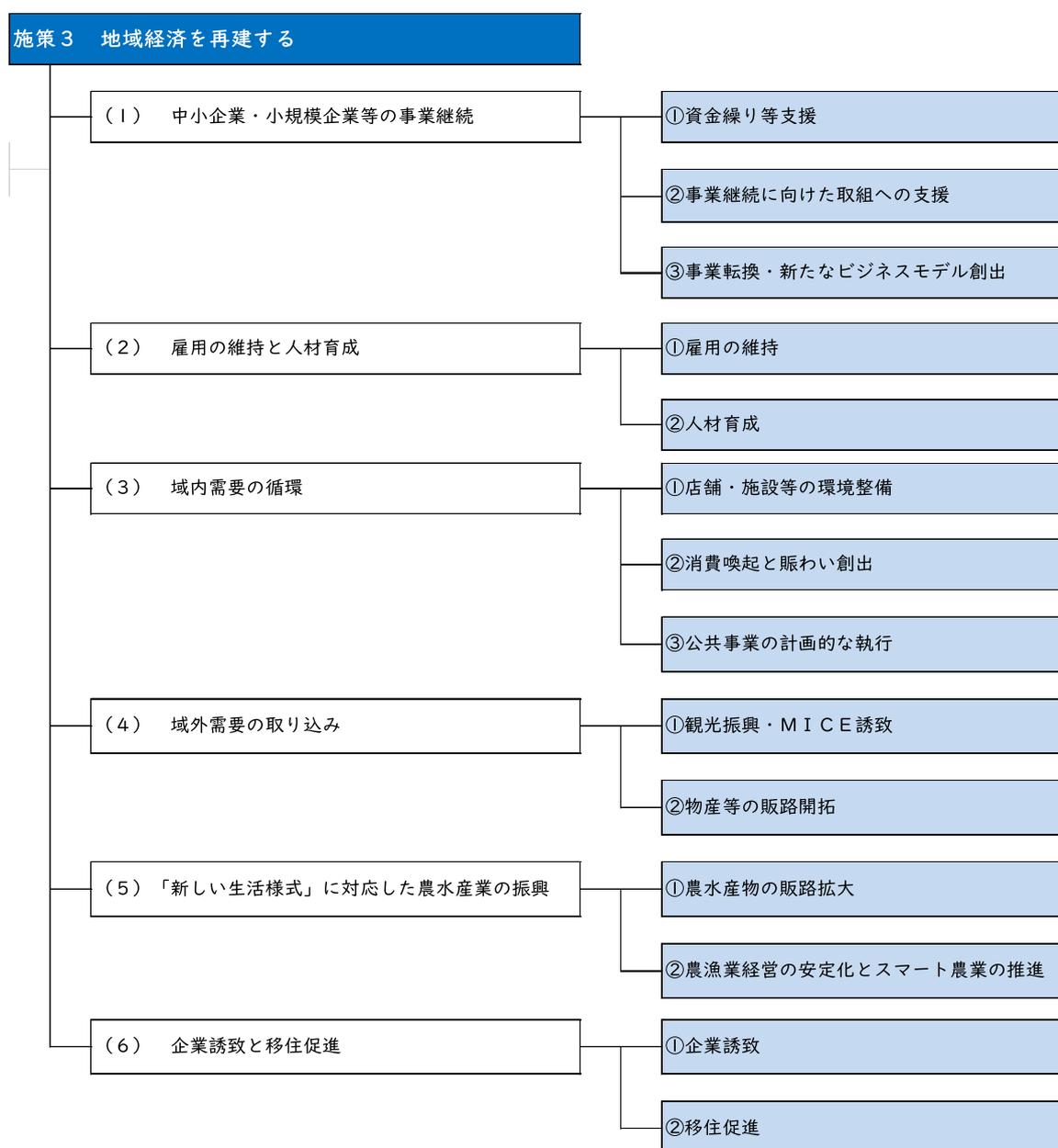
感染症の拡大に伴い、感染者等に関する個人情報の取扱い方や人権侵害等、様々な課題が発生しており、また、学校、地域等での社会活動の停滞や、心身の健康面、子どもたちの学習への影響が懸念されています。

そこで、市民生活への影響を最小化するため、正しい知識の普及啓発をはじめ、経済的困窮への対応、市民の健康や文化・スポーツの維持、子どもたちの学習支援などに取り組みます。



施策3 地域経済を再建する

感染症の流行状況を慎重に見極めながら、甚大な影響を受けた産業を中心に資源を集中し、官民が一体となり、着実な経済再生に向けた効果的な活性化策を講じる必要があります。そこで、中小企業等の事業継続や雇用の維持に加え、切れ目のない消費喚起や農水産業の振興、企業誘致などに取り組みます。



(1) 中小企業・小規模企業等の事業継続

①資金繰り等支援

感染症の流行状況が拡大・縮小を繰り返す中で、行動自粛から消費が落ち込み、中小企業・小規模企業をはじめとした事業者の資金繰りは厳しい状況にあります。特に、旅行業や宿泊業などの観光関連産業や外食などの飲食業は、深刻な打撃を受け、農漁業者や、交通事業者など幅広い業種に影響が波及しています。

そこで、国の様々な支援制度の周知に加え、県と連携した融資制度への利子補給や、営業時間短縮要請に協力することで収入が減少する飲食店等の家賃支援など、本市独自の資金繰り支援を行います。

(主な対策)

- ・新型コロナウイルス対応融資利子補給
- ・時短営業協力者への緊急家賃支援
- ・農漁業者への資金繰り支援の継続実施、収入保険制度等への加入促進

②事業継続に向けた取組への支援

売上の減少等に伴い、飲食店等での弁当のテイクアウトや、配送事業者による飲食品の配送など、売上向上につながるような様々な創意工夫が行われています。そこで、引き続き、産業分野ごとに、感染症の流行による具体的な影響、各事業者の実態等を把握するとともに、異業種間の連携やeコマースの導入など、「新しい生活様式」の中でも消費行動を取りやすくなるような取組に要する費用を助成するなど、現在営んでいる事業の継続のために必要な支援を行います。

(主な対策)

- ・時短営業協力者への緊急家賃支援
- ・営業時間短縮要請に伴う協力金（県事業費への一部負担）
- ・飲食店デリバリーの利用促進

③事業転換・新たなビジネスモデル創出

業績悪化や事業継続に見通しがつかず廃業する事業者の増加が懸念されます。また、先進的な「新しい生活様式」に対応した事業の掘り起こしが必要です。そこで、廃業した中小事業経営者の再起業や、「新しい生活様式」に対応した事業転換に対するアドバイス、専門家派遣によるサポート、新製品の研究開発や関連産業間の連携強化への支援等を行います。

また、ビジネスアイデア創出や事業立ち上げの促進を目的として、事業間のマッチングや起業家向けの育成プログラムなどを実施します。加えて、新たなビジネスモデルを展開する

上で支障となる規制について、事業者が行う国に対する緩和の要望等を必要に応じて支援します。

(主な対策)

- ・ スタートアップ及び第二創業者の発掘や育成の推進

(2)雇用の維持と人材育成

①雇用の維持

雇用は、今後、感染症による影響の長期化等により、企業や事業者の資金繰りが悪化した場合、非正規社員の雇止めや倒産・廃業による失業者の増加が懸念されることから、国及び県の施策との整合をとりつつ、それぞれと連携を図り、本市の施策を推進します。具体的には、休業等による従業員の収入減少に対しては、現在の職を継続しつつも収入を安定させるために副業や出向の支援を行います。

また、感染症による影響で失業を余儀なくされた方の早期就職を支援するため、当該失業者等を雇用した企業や人手不足が深刻で求人数が多い介護・警備・運輸・建設分野に就職した方へ奨励金を支給するとともに、オンラインによる就職説明会を実施することで、就職促進を図ります。

(主な対策)

- ・ 緊急雇用維持推進事業（出向・副業支援）
- ・ 失業者就業支援事業（就職奨励金・雇用奨励金）
- ・ オンライン合同就職説明会の開催
- ・ 男女共同参画型再就職支援

②人材育成

感染症の流行状況が拡大・縮小を繰り返す中、失業者の増加が懸念される一方で、依然として人手不足業種もあります。そこで、まずは、失業者と介護分野等の人手不足業種をつなげる対策等を実施し、安定した市民生活を支えるために、就職やキャリアアップに必要な資格の取得を支援します。

また、「新しい生活様式」に即した働き方であるテレワークの導入が求められており、感染症収束後を見据えた経済回復のためには、ICT（情報通信技術）を活用した生産性向上が必要であることから、ICT 活用人材の育成にも取り組みます。

(主な対策)

- ・職業訓練センター管理運営（求職者に対する職業訓練）
- ・産業人材育成支援（介護福祉士実務者研修）
- ・ICT 活用人材育成

(3) 域内需要の循環

① 店舗・施設等の環境整備

感染拡大を防ぎながら経済活動を行うためには、「三密（密閉・密集・密接）」を避けるなど「新しい生活様式」を取り込むことが求められていることから、これまで、本市では感染予防に取り組んでいる飲食店等を、本市独自の「感染拡大防止実践店」として認定し、店舗数の拡大を図ってきたところです。その後、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂に伴い、令和3年（2021年）6月、熊本県が県内統一の認証基準を定め、感染リスク最小化に向けた新たな認証制度を開始したことから、本市は、県と連携し、当該認証制度の普及を後押しすることで、市民が安心して利用できる飲食店等の環境整備の支援を行いました。

また、令和2年（2020年）4月から開始した老朽建築物の建替促進策である、まちなか再生プロジェクトでは、新型コロナウイルス感染拡大等、社会状況変化に対応して、令和3年（2021年）4月より財政支援制度の拡充を行い、高効率換気設備や防災備蓄倉庫の整備等に取り組む場合に最大1,000万円の財政支援制度を追加し支援しています。

(主な対策)

- ・「新しい生活様式」に対応したオフィスビルの建設支援

② 消費喚起と賑わい創出

低迷した消費マインドを向上させ、継続的な消費を喚起していくには、感染状況を注視しながら、段階的に圏域内の社会経済活動から徐々に再開し、地域経済を回復していく必要があります。そこで、国、県、商店街などの関係団体と連携した切れ目のない消費喚起や県内における観光交流の促進、地元農水産物の消費拡大など、まちの賑わいの回復に取り組みます。

(主な対策)

- ・商店街等団体が販売するプレミアム付商品券への支援
- ・飲食店食べ歩き1億円キャッシュバック事業（外食需要の増進）
- ・飲食店デリバリーの利用促進
- ・テレワークの利用促進

- ・市内商店街の空き店舗への新規出店等に対する支援

③公共事業の計画的な執行

熊本地震からの復旧復興や施設・インフラなどの強靱化、人口減少社会を見据えた公共施設等の老朽化対策を着実に進めるとともに、雇用を維持し地域経済を下支えするため、公共事業を計画的に執行する必要があります。そこで、都市機能の維持向上や自然災害に備え、公共事業を計画的に執行することで、安定した仕事の確保を図ります。

(主な対策)

- ・ICT 技術を活用した工事及び点検等の推進
- ・「熊本市国土強靱化地域計画」に基づく取組の推進
- ・各種計画に基づく公共工事の計画的執行

(4)域外需要の取り込み

①観光振興・MICE誘致

感染拡大が全国的に収束傾向となり市民不安が払拭された後は、国内の人の流れを創り出し、国外との観光交流の再開に備える必要があります。そこで、ウィズコロナに対応した新しい観光スタイルを確立するとともに、新たなターゲット開拓や受入環境の整備、プロモーションを展開します。また、熊本城ホールや市民会館等の施設の利点や特性をいかした文化催事や、コンベンション等の MICE¹誘致に戦略的に取り組みます。

(主な対策)

- ・旅行商品割引事業の推進 (LOOKUP Kumamoto キャンペーン)
- ・県内市町村と連携した国内観光客誘致
- ・インバウンドの需要回復を見据えた滞在型旅行商品の情報発信

②物産等の販路開拓

感染拡大の長期化により、食品製造業では飲食業への納品の減少や実演販売やイベントへの出演が中止になり、また、物産販売店においても、外国人観光客の減少により、売上の減少が深刻な状況にあります。そこで、「新しい生活様式」に対応する e コマースの導入や、物産展・見本市等への出展を支援するなど、物産業者や製造業等の新たな販路開拓による売上向上を図ります。

(主な対策)

¹ MICE: 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議や全国規模の大会や学会、スポーツ大会等(Convention)、イベントや展示会など(Event/Exhibition)を包括した集客施策の枠組みのこと。

- ・ 製造業の販路拡大のための商談会の開催
- ・ EC 展開支援事業補助金（EC での販路開拓を支援）
- ・ 物産展等出展支援事業補助金（物産展等での販路開拓を支援）

(5) 「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興

①農水産物の販路拡大

各種イベントの中止、国内外からの観光客の減少、外出自粛等により外食需要が低迷する一方で、「巣ごもり消費」需要の増加に伴い通信販売の売上が増加し、道の駅等の農産物直売所のニーズも高まっている状況です。そこで、通信販売の活用を支援することで、熊本産品の販路を拡大するとともに、アプリを活用し生産者からの出荷情報等を直接消費者に発信する等、農産物直売所の利用促進を図ります。

（主な対策）

- ・ 地元農水産物の消費拡大 PR 対策の継続実施
- ・ 大消費地を対象とした通信販売を活用した支援
- ・ 農産物直売所へのお荷情報を生産者が消費者に向けてリアルタイムに発信できるアプリの利用促進

②農漁業経営の安定化とスマート農業の推進

感染症の拡大の影響で、経営資金が不足する農漁業経営体が発生したほか、外国人技能実習生の受入制限等による労働力不足が懸念されます。また、感染防止の観点から、対面での技術指導や会議・研修会等が従来どおり実施できず、産地づくりを進める上で重要となる農業関係者間での情報や技術の共有機会が減少しています。そこで、県や JA 等と連携しつつ、農漁業経営体のリスク対応力の強化や雇用労働力確保対策に取り組むとともに、ICT や AI 等を活用したスマート農業²技術の現場実装を推進します。

（主な対策）

- ・ 農漁業者への資金繰り支援の継続実施、収入保険制度等への加入促進
- ・ 農業における雇用労働力確保の取組
- ・ ICT や AI 等を活用したスマート農業の推進

² スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

(6) 企業誘致と移住促進

① 企業誘致

人口・産業の集積する大都市圏では、過度の人口集中に伴うリスクが再認識され、感染リスク分散の観点等から、テレワークの推進や地方への会社機能の移転への関心が高まっています。そこで、これを契機とし、首都圏等の企業をターゲットとした誘致活動により、新たな雇用の創出や経済活性化に取り組みます。

(主な対策)

- ・ コワーキングスペース利用促進事業の推進
- ・ 首都圏企業地方進出支援事業の推進

② 移住促進

地域経済の再生・回復期に必要な人材確保が重要であり、生産年齢層（労働力）の転入増加を図ります。UIJ ターン就職希望者に対する支援や、移住意欲の高まりが見られる首都圏在住リモートワーカーをターゲットとするワーケーション³を核とした移住施策を実施します。

(主な対策)

- ・ 移住促進雇用対策
- ・ 地方創生移住支援
- ・ 移住促進ワーケーションの活用
- ・ 首都圏プロモーション

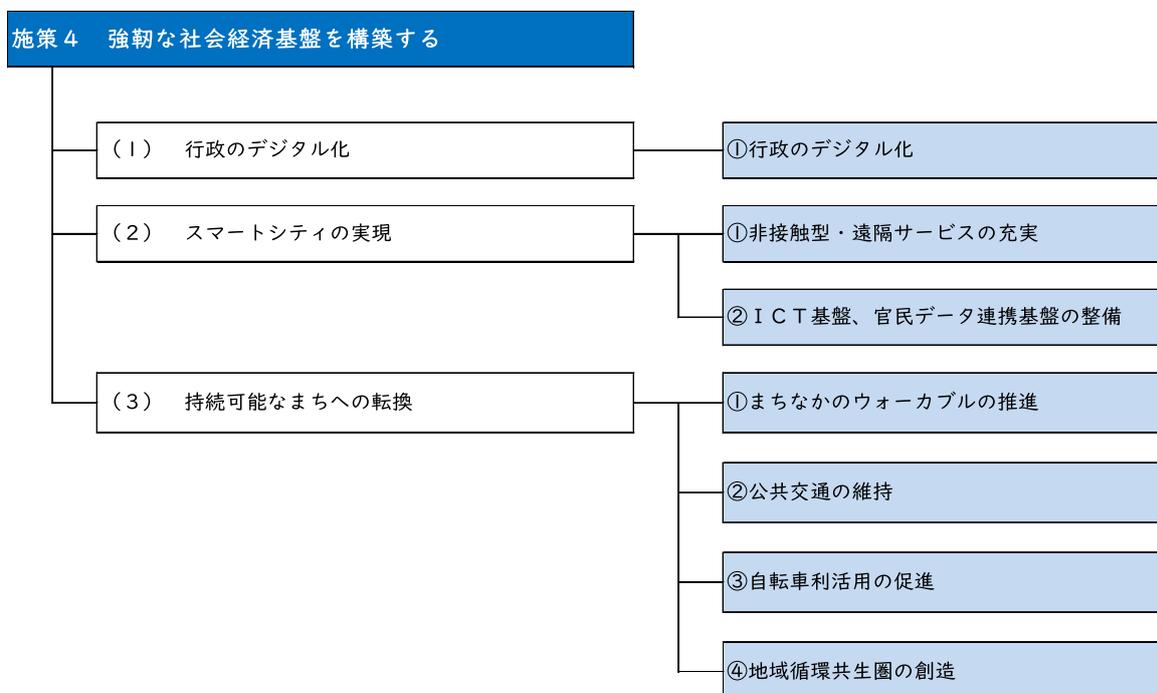
³ ワーケーション:「ワーク」(労働)と「バケーション」(休暇)を組み合わせた造語で、テレワークを活用し、職場や居住地から離れた観光地等で余暇を楽しみつつ、仕事を行うこと。

施策 4 強靱な社会経済基盤を構築する

外出自粛や人と人との接触を低減することを基本とした感染症対策により、ライフスタイルや働き方、地域・福祉活動などの変化を余儀なくされました。

一方で、テレワークや Web 会議、オンラインでの授業や面会といったデジタル技術は、仕事や教育、医療をはじめ社会経済活動の維持に効果を発揮するとともに、個人の多様な働き方や生き方、地域課題に対してきめ細かに対応できる可能性を示しました。感染症の流行等に備え、感染リスクに適応した強靱な社会経済システムや都市構造へと転換し、将来の持続可能な成長につなげていく必要があります。

そこで、感染症や自然災害に強くスマートな社会経済構造に転換し、安心して暮らせる持続可能なまちの実現に取り組みます。



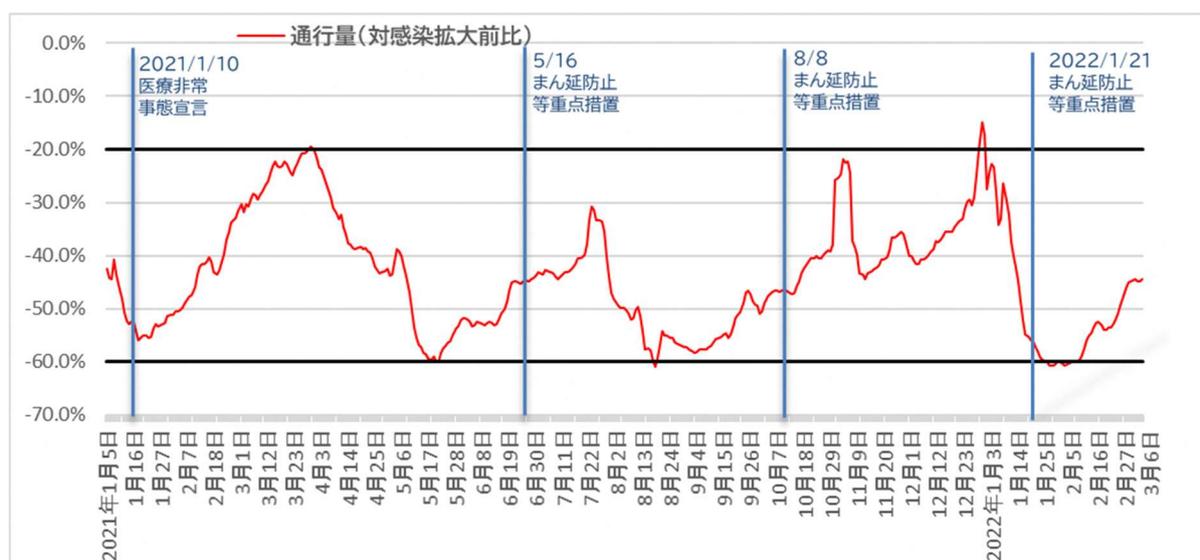
2. 地域経済について

(1)現状

①外出自粛の影響

➤下通新天街の通行量は、感染症流行前と比較すると、感染の拡大・縮小に応じて、マイナス 60%からマイナス 20%の間での増減を繰り返し、縮小期でも従前の状態まで回復しておらず、非常に厳しい状況である。

下通新天街通行量 対感染拡大前比の推移（第3波以降）



(注)・通行量は、7日間後方移動平均値
・感染症流行前の2020年1月18日から2月14日までの平均通行量と比較

(出所)「下通新天街商店街振興組合」提供データより作成

②企業や事業者への影響

➤業況DI⁴は、感染症の流行開始直後飲食店を含む個人サービス業や、その取引先となる卸売業及び食料品製造業等の業況の悪化が見られる、リーマン・ショック⁵時の最低値に迫

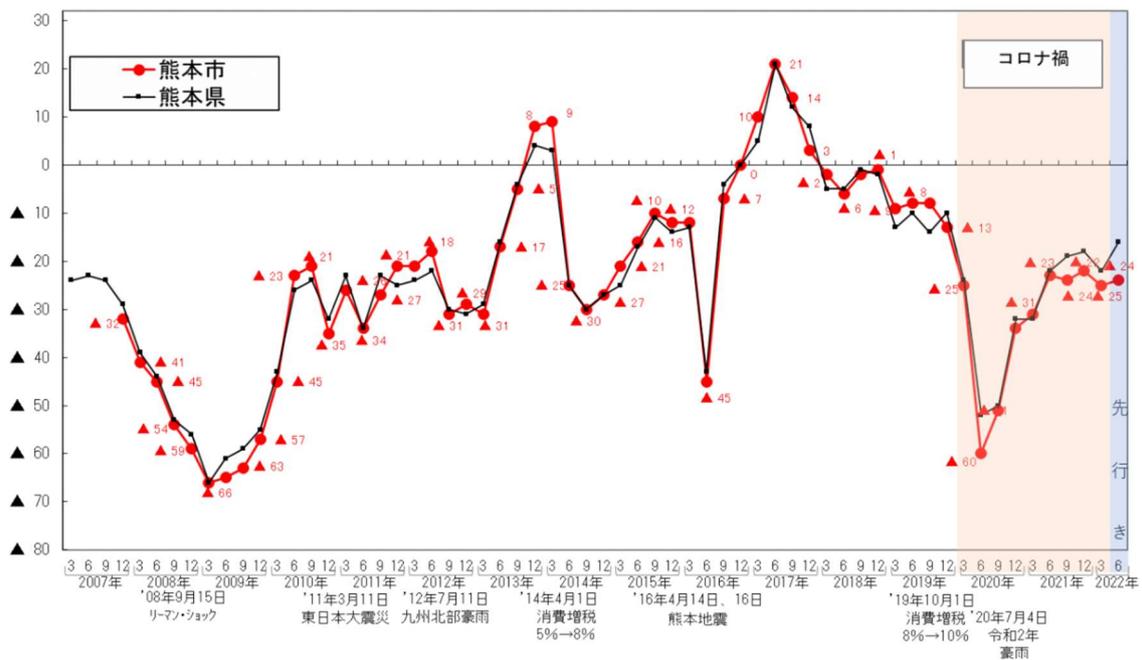
⁴ 業況DI: ※「DI」(ディー・アイ)とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの。業況DIは売上高など景況感の判断状況を示し、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答が多く、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答が多いことを示す。

⁵ リーマン・ショック: 2008年9月にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに、世界的に起こった金融危機のこと。

るマイナス 60 まで悪化した。その後、緩やかな回復傾向が見られるものの、不況感が続いていくおそれがある。

- 産業別にみると、特に飲食店を含む個人サービス業や、その取引先となる卸売業及び食料品製造業等の業況の悪化が見られる。
- 資金繰り DI⁶は、好不調が概ね均衡している。
- 労働力 DI⁷は、感染症流行前から人手不足の状況が続いている。

全産業 業況 DI の推移



⁶ 資金繰りDI:「資金繰りが好転している」と答えた事業所の割合から、「資金繰りが悪化している」と答えた事業所の割合を差し引いたもの。※「DI」は前述 1 に同じ。

⁷ 労働力DI: 労働力が「過剰」と答えた事業所の割合から「不足」と回答した事業所の割合を差し引いたもの。プラスであれば人手過剰と感じている事業所が多いことを示すとされている。※「DI」は前述 1 に同じ。

産業別業況等D I

	2021年 10～12月期 (前回調査)	2022年 1～3月期 (今回調査)	2022年 4～6月期 (先行き)		資金繰り DI	前回 実績 (10-12月期)	今回 実績 (1-3月期)	前回比	先行き (4-6月期)	今回 実績比	
			前回調査比	今回調査比							
全産業	▲ 22	▲ 25	↓	▲ 24	↑						
製造業	▲ 33	▲ 35	↓	▲ 29	↑						
食料品製造業	▲ 67	▲ 64	↑	▲ 30	↑	2	7	↑	3	↓	
食料品以外の製造業	▲ 8	▲ 8	→	▲ 27	↓	14	9	↓	9	→	
非製造業	▲ 20	▲ 23	↓	▲ 24	↓	0	6	↑	2	↓	
建設業	0	▲ 18	↓	▲ 18	→						
生産財卸売業	▲ 21	▲ 21	→	▲ 50	↓						
消費財卸売業	▲ 56	▲ 50	↑	▲ 43	↑						
小売業	▲ 47	▲ 45	↑	▲ 35	↑						
運輸業	▲ 33	▲ 43	↓	▲ 14	↑						
事業所サービス業	▲ 3	▲ 8	↓	▲ 5	↑						
個人サービス業	▲ 33	▲ 19	↑	▲ 33	↓						
						労働力 DI	前回 実績 (10-12月期)	今回 実績 (1-3月期)	前回比	先行き (4-6月期)	今回 実績比
						全産業DI	▲ 39	▲ 42	↓	▲ 40	↑
						製造業	▲ 32	▲ 30	↑	▲ 30	→
						非製造業	▲ 41	▲ 44	↓	▲ 42	↑

(出所) 【公財】地方経済総合研究所「熊本市内企業業況判断調査」より作成

(2)課題

感染拡大を防ぐための行動自粛に伴い消費の機会が失われたことにより、飲食業や宿泊業、小売業などサービス業を中心に大きな影響を受けています。

感染症の収束が見通せない中、地域経済や雇用に中長期にわたって打撃を与えることが予測され、事業継続や雇用の維持、消費喚起などの対策を講じる必要があります。

3. 監査対象部局

(1) 組織図・職員数・事務分掌 (令和3年度4月1日現在)



観光交流部

1人

部計 81人

観光政策課

23人

事務分掌

- (1) 部内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 観光に係る企画及び調査研究に関する事。
- (3) 観光客の誘致及び受入れに関する事。
- (4) 観光資源の保全及び利活用に関する事。
- (5) フィルムコミッション(市の風景、建物等が映画等に利用されるように働きかける活動及び撮影者等に対する支援業務をいう。)に関する事。
- (6) 観光施設の整備及び維持管理に関する事。
- (7) 峠の茶屋公園の管理及び運営に関する事。
- (8) くまもと森都心プラザに関する事(観光・郷土情報センターに関する事に限る。)
- (9) 熊本城桜の馬場観光交流施設及び熊本城桜の馬場観光交流施設駐車場に関する事。
- (10) 観光振興推進協議会に関する事。
- (11) 熊本国際観光コンベンション協会との連絡調整に関する事(誘致戦略課の所管に属するものを除く。)

総務班

観光戦略班

国内観光プロモーション班

国際観光プロモーション班

熊本国際観光コンベンション協会

へ派遣

6人

上海事務所へ派遣

1人

誘致戦略課

8人

事務分掌

- (1) マイス(企業等の会議、企業等の行う報奨旅行、国際会議、イベント及び展示会等をいう。以下同じ。)の誘致及び受入れに関する事。
- (2) 熊本国際観光コンベンション協会との連絡調整に関する事(マイスの誘致及び開催支援に関する事に限る。)
- (3) 熊本城ホールに関する事。
- (4) 辛島公園地下通路に関する事。
- (5) 辛島公園地下駐車場に関する事。

企画運営班

誘致班

動植物園

49人

事務分掌

- (1) 動植物園の管理及び運営に関する事。
- (2) 動植物園の施設及び設備の維持管理並びに運転操作に関する事。
- (3) 動物の飼育及び健康管理に関する事。
- (4) 植物の植栽及び管理に関する事。
- (5) 動植物に関する調査研究及び資料収集に関する事。
- (6) 動物及び緑の相談に関する事。
- (7) 動植物園における環境教育及び社会教育に関する事。
- (8) 動植物園マスタープラン推進会議に関する事。

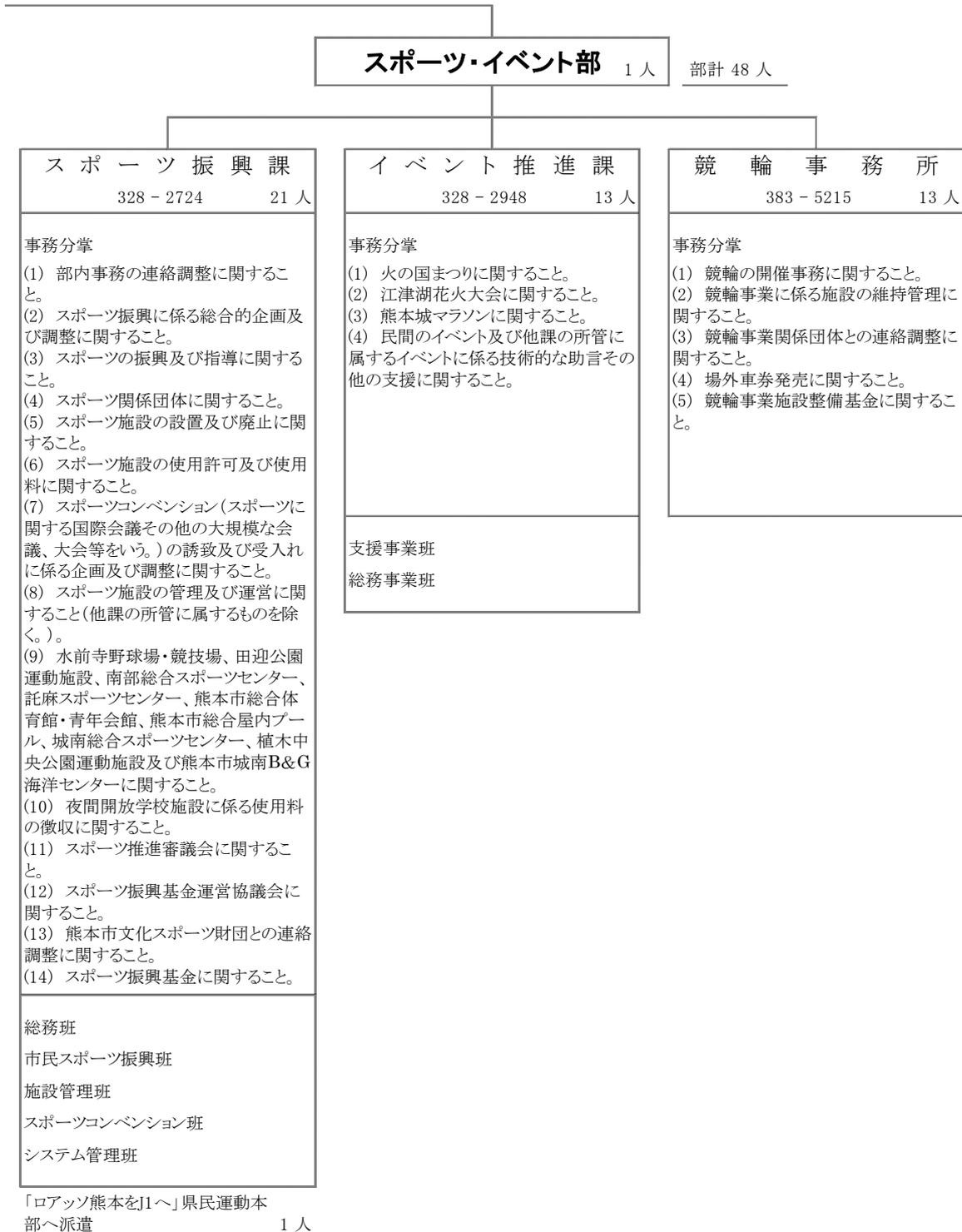
総務班

施設植物班

飼育展示第一班

飼育展示第二班

診療教育班



(2) 一般会計当初予算に占める経済観光局予算の割合

(単位：百万円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
商工費	11,748	11,905	15,407	5,037	6,506
教育費（内、保健体育費）	3,436	4,739	4,669	2,457	2,260
災害復旧費	6,798	1,940	5,713	0	314
所属予算合計（X）	21,982	18,584	25,789	7,494	9,080

一般会計合計（Y）	394,790	365,300	370,200	365,100	375,000
X/Y	5.6%	5.1%	7.0%	2.1%	2.4%

※ 商工費が令和2年度から大幅に減少している理由は、熊本城ホール整備費の減等のため。

※ 教育費は、現在の経済観光局所管にかかる保健体育費のみ記載（組織改編により令和2年度から熊本城関係部署、文化関係部署が他局へ移管）。

※ 災害復旧費が令和2年度から大幅に減少している理由は、上記組織改編のため。

4. 事業一覧

経済観光局の事業一覧は以下のとおりである。

各事業の内容のヒアリングを行い、金額的重要性も考慮して、監査対象を選定している。

(対象欄に○がついている事業が監査対象)

(1) 経済政策課

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度 決算額	対 象
			当初	最終		
1	営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費	県が支給する営業時間短縮等要請協力金の一部を負担することで、飲食店の事業継続を支援する。	0	3,041,086	1,749,144	○
2	熊本市緊急家賃支援事業	県が行う営業時間短縮等の要請に協力した飲食店に対し、支援金を支給する。	0	867,554	524,540	○
3	経済関連データ調査等事業	市内景況などの基礎データ、施策立案に向けた経済的影響等を調査する。	10,300	10,138	10,079	○
4	国内交流促進経費	本市にゆかりのある国内主要地域の県人会との交流を促進し、本市のPRやネットワーク構築を推進する。	388	388	0	

(2) 経済政策課（しごとづくり推進室）

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度 決算額	対 象
			当初	最終		
1	障がい者・母子家庭の母等の雇用対策経費	障がい者・母子家庭の母等を雇用した事業所に対して雇用奨励金を交付する。	2,000	2,000	1,140	
2	労働力の確保経費	小規模事業所等の労働力を確保するため、産業開発求人対策協議会への助成を行う。	500	500	500	
3	人手不足・多様な働き方支援就職面談会事業	市役所本庁舎14階において合同就職面談会を開催する。	1,400	1,127	340	

4	産業人材育成支援事業	介護福祉士実務者研修の実施や認定職業訓練校、技能祭、職訓受講料に対する補助を行う。	6,380	6,380	5,914	
5	外国人材雇用推進事業	地場企業における人材不足の解消及びグローバル化を推進するため、外国人労働者の日本語習得支援や外国人留学生と地場企業との交流会等を実施する。	2,000 (しごと室 1,000)	2,000 (しごと室 1,000)	1,960 (しごと室 1,000)	
6	みらい創造青少年キャリア育成支援事業	小中学生という早い段階で、地場企業や社会構造を学ぶ機会を創出し、将来における人材定着を促進する。	2,700	2,700	2,695	
7	若者人材地元定着推進助成金	大学生の地元定着に資する事業に対して助成を行い、市外流出を抑制することで、人材不足の解消に資する。	2,000	2,000	2,000	
8	オンライン合同就職説明会開催経費	企業と求職者との合同就職説明会をオンラインにて実施し、雇用の安定と経済活性化を図る。	5,700	5,700	5,697	
9	緊急雇用維持推進事業	企業の雇用維持を推進し、失業させない労働環境整備のため、出向・副業に関する人材マッチングを実施する。	7,000	14,000	7,000	
10	就職氷河期世代支援事業	就職氷河期世代のキャリア支援及び企業の採用意識向上セミナーの開催、参加者や受入企業への助成等により、当該世代の就業促進を図る。	26,120	26,106	11,598	
11	熊本市雇用関係補助金サポート事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多様化している国・県・市における雇用関係の支援に関する案内窓口を開設する。	10,182	10,182	8,648	
12	介護分野緊急就職支援事業	人手不足である介護分野に就職した方へ奨励金を交付することで、失業者対策と人手不足対策の両方に資する。	9,510	9,510	8,349	
13	失業者緊急雇用促進事業	新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を雇用した企業へ雇用奨励金を交付することで、失業者等の就職促進を図る。	153,000	153,000	6,897	
14	特定分野緊急就職促進事業	人手不足である介護・警備・運輸・建設分野に就職した方へ奨励金を交付することで、失業者対策と人手不足対策の両方に資する。	63,000	63,000	25,850	○

15	UIJターンによる人材確保支援事業	県外へ進学・就職した若者と地場企業との合同面談会開催、並びにUIJターンサポートデスク設置等を行う。	12,200	12,210	11,827	○
16	移住促進雇用対策事業	移住関連webサイトを構築し、移住促進を図る。	12,600	12,600	10,922	○
17	地方創生移住支援事業	東京圏から本市へ移住し、就職・起業等した者に移住支援金を支給し移住促進を図る。	8,000	23,600	14,800	○
18	連携中枢都市移住支援事業	連携中枢都市が連携して移住促進プロモーションを行うことにより、移住促進の相乗効果を図る。	960	960	576	
19	職業訓練センター管理運営経費	職業能力の向上等を行う職業訓練センターの管理運営を指定管理者に委託する。	23,860	26,458	26,332	
20	雇用福祉一般行政経費経済政策課	技能者の地位及び技術水準の向上を図るため、本市産業の発展に尽くした技能者を表彰する。	517	517	330	
21	職業訓練センターオンライン講座整備経費	感染防止対策及び受講生増加を目的として、職業訓練センターにオンライン配信用機材の導入を行う。	2,000	2,000	1,941	
22	サンライフ熊本管理運営経費	勤労者への福利厚生事業を実施する勤労者福祉センター（サンライフ熊本）の管理運営を指定管理者に委託する。	33,731	37,608	37,608	
23	労働者福祉向上支援事業	労働条件の改善及び労働者の福祉の向上を目的として労働団体等が実施するメーデー等の事業に対し補助金を交付する。	1,041	0	0	

(3) 経済政策課（計量検査所）

（単位：千円）

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度決算額	対象
			当初	最終		
1	計量検査所管理運営経費	計量制度に基づき計量器の定期検査や商品量目等の立入検査を実施するとともに、市民に対する計量思想の普及・啓発を図る。	15,741	15,741	15,201	

2	計量検査所 管理運営経 費（政策）	計量制度に基づき計量器の定期検査や商品量目等の立入検査を実施するとともに、市民に対する計量思想の普及・啓発を図る。	1,200	1,200	1,164	
---	-------------------------	---	-------	-------	-------	--

(4) 商業金融課

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度 決算額	対象
			当初	最終		
1	損失補償金	信用保証協会に対し損失補償契約を行うことで、中小企業者への資金供給の円滑化を図る。	18,000	6,000	5,726	○
2	信用保証料補給金	中小企業者の資金調達を支援するため、信用保証協会に対し本市制度融資にかかる信用保証料を補給する。	13,500	13,500	12,906	○
3	中小企業対策 融資保証料補助	中小企業者の資金調達を支援するため、信用保証協会に対し本市制度融資にかかる信用保証料を補助する。	6,000	3,200	3,083	
4	利子補給金	本市制度融資を利用した中小企業者に対し、利子を補給する。	481	481	101	
5	(震災) 二重 債務軽減対策 事業	複数の債務を抱える熊本地震特別融資の利用者が、市の制度融資により借換え（借入れの一本化）を行う場合、利子を補給する。	2,800	1,200	1,177	
6	新型コロナウイルス 対応融資利子補給事 業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、熊本県の「金融円滑化特別資金」の借入に際し、利子を補給する。	1,410,000	1,276,869	1,256,760	○
7	中小企業団体 等助成経費	熊本商工会議所・市内各商工会・熊本県中小企業団体中央会等に対し、経営改善普及事業費等への支援を行う。	49,671	49,671	49,555	○
8	中心商店街地 区魅力向上事 業	中心市街地の賑わいを生み出し、感性ある街づくりを促進するため、商店街等において音楽・舞踏・大道芸等を行う「ストリートアートプレックスクマモト」を官民協働で開催する。	5,000	2,830	2,830	○

9	中心市街地活性化協議会支援	中心市街地の活性化に関する法律に基づき設置された中心市街地活性化協議会の運営を支援する。	4,000	4,000	4,000	
10	桜町・花畑周辺地区賑わい創出事業	中心市街地商店街との回遊性を高め、まちなかのにぎわいを創出するため、「城下町大にぎわい市」を官民協働で開催する。	4,600	0	0	
11	商店街活性化対策事業	商店街等が実施する活性化のためのイベント等事業や研修事業、インバウンド対応事業、空き店舗対策事業等に対して助成を行う。	27,000	24,330	21,249	○
12	商店街共同施設電気料助成事業	商店街の環境整備等共同事業を促進するため、商店街が管理する街路灯等の電気料金の一部に対して助成を行う。	4,700	4,700	3,972	
13	商店街通行量調査事業	商店街活性化の基礎資料とするため、商店街の通行量を調査する。	1,900	1,822	1,221	
14	大規模小売店舗立地事業	大規模小売店舗立地法に基づく熊本市の意見を形成するため、協議会の開催等を行う。	489	489	60	
15	プレミアム付商品券発行支援事業	商店街等団体が独自に実施する、プレミアム付商品券の販売事業に対して助成を行う。	0	278,136	268,801	○
16	商店街共同施設助成事業	商店街等が実施する共同施設設置事業に対し助成する。	2,100	2,100	1,478	
17	水辺エリア商店街都市緑化フェア推進事業	全国都市緑化くまもとフェアにあわせ、メイン会場の1つである水辺エリアに所在する商店街等が実施する商店街の環境整備に係る事業に対し助成する。	2,000	2,000	1,000	
18	新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響により増加した空き店舗を解消し、商店街の賑わい創出及び商業機能の回復を図るため、出店経費等の助成を行う。	0	106,000	12,329	○
19	(特)商工振興資金貸付事業	中小企業へ円滑に資金を供給するため、中小企業者向け制度融資の原資となる資金を取扱金融機関へ預託する。	3,343,000	3,343,000	3,343,000	○

20	飲食店等感染防止環境整備支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や、影響を受けている住民生活の支援として、飲食店等の感染防止対策を促進し、市民が安心して利用できる環境を整備する。	146,000	42,307	42,194	○
21	飲食店等感染防止対策推進活動事業	市内飲食店等に対し、県の感染防止対策認証制度の周知や申請勧奨等を実施する。	0	23,000	22,858	○
22	飲食店デリバリー利用促進事業	出前等において飲食宅配代行業者を利用する際の配達料に対する助成を行う。	0	73,700	71,293	○
23	流通情報会館管理運営経費	流通情報会館の指定管理者への管理運営業務委託を行う。	33,824	49,531	47,482	
24	流通情報会館施設整備事業	流通情報会館の計画的な営繕工事等を実施することにより、安心安全に公の施設の管理運営を行い、市民サービスの向上を図る。	7,500	7,500	6,519	

(5) 産業振興課

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度決算額	対象
			当初	最終		
1	医療・介護・健康サービス産業支援経費	今後の成長が期待される医療・介護・健康サービス分野において医工連携に関する取組を支援する。	1,752	1,752	1,752	○
2	新製品・新技術研究開発助成事業	成長分野において、中小製造業者等が行う新製品新技術等の研究開発に係る経費の一部を助成する。	5,850	5,850	4,412	○
3	産学連携支援事業	大学等の研究機関と地元企業が共同研究等により製品化、事業化に繋げていく取組を、産学連携コーディネータを配置し支援する。	5,806	5,806	5,334	○
4	ファッションの街くまもと魅力創出事業	女性・若者に訴求効果の高いファッションイベントを継続的に開催し、ファッション関連産業、さらには、クリエイティブ産業の振興を図る。	1,712	0	0	

5	介護ロボット研究開発支援経費	市場ニーズが高い介護ロボットについて、中小製造業者等が行う研究開発に係る経費の一部を助成する。	3,000	3,000	3,000	○
6	創業者チャレンジ支援・育成事業	起業スクール等を通し、関係機関と連携しながら起業家を総合的に支援する。	1,000	1,000	984	
7	中小企業研修派遣助成経費	中小企業の人材育成を支援するため、公的研修機関が実施する研修の受講に要した費用の一部を助成する。	794	794	541	
8	地場企業販路拡大支援事業	製造業を主体とした中小企業者等が実施する販路開拓への取組に対して、必要な経費の一部を支援する。また、四都市は連携して地場企業の販路拡大を支援する。	4,800	4,800	2,029	
9	Web等を活用した販路開拓支援経費	新たな販路の開拓・拡大に取り組む物産事業者の商品を取りそろえたWeb物産展等を開催する。	7,600	7,600	7,599	○
10	大学連携型起業家支援経費	「くまもと大学連携インキュベータ」の入居者に対して賃料補助を行い、熊本大学医学部・薬学部から生まれるライフサイエンス（生命工学）分野を中心とする研究成果の事業化を目指す。	11,000	8,049	4,397	
11	物産振興経費	本市物産の宣伝及び販路拡大を行うことを目的として、県、市物産振興協会への負担金を支出する。	570	570	570	
12	環黄海経済・技術交流促進経費	中国、韓国、九州の産学官関係者が一堂に集い、環黄海圏の産業・技術交流、経済交流の深化を図るため、「環黄海経済・技術交流会議」を開催する。	5,100	0	0	
13	企業立地促進事業	企業立地促進補助制度を活用した企業誘致活動、企業誘致アドバイザー事業、今藤、城南工業団地の維持管理等を行う。	891,530	874,857	873,716	○
14	企業誘致戦略事業	企業誘致情報の収集強化と企業訪問機会の拡大を図るとともに、企業立地専用ホームページの運営等を行う。	1,100	1,100	533	

15	首都圏企業誘致活動経費	首都圏を中心とした企業訪問やオンラインを活用した誘致活動、企業立地関連見本市への出展等を行う。	3,000	3,000	2,706	
16	産業用地整備検討経費	平成30年度に実施した基礎調査の結果を基に、産業用地整備に向けた検討を行う。	600	600	98	
17	外国人材雇用推進事業	地場企業における人材不足の解消及びグローバル化を推進するため、外国人労働者の日本語習得支援や外国人留学生と地場企業との交流会等を実施する。	2,000 (産業振興課分 1,000)	2,000 (産業振興課分 1,000)	1,960 (産業振興課分 960)	
18	(震災)創業ステップアップ支援助成	創業者に対する必要な経費の一部助成及び専門家派遣等による経営支援を一体的に行う。	7,500	7,500	7,469	○
19	民間 coworking スペース連携事業	本市への立地検討企業が民間 coworking スペースを利用する際に、一定期間の助成を行う。	1,000	1,000	737	
20	ベンチャーピッチ事業	スタートアップ・ベンチャー企業が、ビジネスモデルを VC や金融機関等に対してプレゼンテーションする機会を提供し、資金調達や事業マッチングを促進する。	3,000	3,000	3,000	
21	技術力向上支援経費	技術研究機関の取組への支援を通じ、本市製造業者の技術力・生産力の向上、工業製品の高付加価値化、新事業や新技術の創出を促進する。	1,630	1,630	1,630	
22	くまもと森都心プラザ管理運営経費	熊本駅前東 A 地区に開設したビジネス支援センター等を有するくまもと森都心プラザの管理運営を行う。	435,103	434,000	433,178	
23	くまもと森都心プラザ管理運営経費(政策)	くまもと森都心プラザの計画的な営繕工事等を実施することにより、安心安全に公の施設の管理運営を行い、市民サービスの向上を図る。	83,400	60,720	60,720	
24	ビジネス支援拠点整備事業	熊本駅周辺の再開発による環境の変化や地域ニーズを踏まえ、新たなビジネス支援拠点や、子育て支援機能などの森都心プラザに新たな機能を付加することにより、施設の充実を図る。	150,100	150,100	149,190	

25	起業家発掘・育成支援事業	有望なスタートアップ、第二創業者に対しメンターによる育成プログラムを行い、ビジネスアイデア創発や、それに基づく事業立ち上げの支援を行う。	12,000	12,000	11,990	
26	総合相談窓口設置事業	新型コロナウイルス感染症の蔓延により、経営に影響を受けている中小事業者等の相談を総合的に受け付け、経営状況の改善を図る。	22,900	22,900	19,791	
27	熊本港利用促進経費	国際コンテナ利用や国際定期コンテナ航路の増便等に対する助成を行うとともに、「熊本港ポートセールス協議会」を中心に新たな利用企業の誘致活動等を行う。	117,500	117,500	59,473	○
28	食品工業団地活性化支援経費（政策）	食品交流会館の施設にかかる修繕を行う。	57,900	49,697	49,608	
29	食品工業団地活性化支援経費	食品交流会館の指定管理者への管理運営委託を行う。	59,199	63,318	64,421	
30	経済国際化促進経費	貿易相談や海外情報の収集等を行う貿易振興に関する機関への財政的支援を行い、地場企業の海外経済交流促進を図る。	4,258	4,258	3,929	
31	コロナ禍におけるマーケティングリサーチ促進事業	首都圏企業が、本市への立地検討にあたり実施する市場調査や視察にかかる経費の一部を助成する。	2,000	2,000	282	
32	コロナ禍における首都圏企業地方進出支援事業	首都圏の専門人材を活用し、首都圏企業が本市でのビジネス環境の体験を通じて、企業の立地を促進する。	10,000	10,000	9,981	

(6) 観光政策課

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度決算額	対象
			当初	最終		
1	インバウンド誘客対策経費	県、福岡空港、九州内主要都市と連携し、海外向けのプロモーションを行う。	15,170	12,876	12,342	○

2	温泉観光振興経費	植木温泉等を紹介するパンフレット等を作成するほか、各種観光宣伝を積極的に行い、植木地域への観光客誘致を図る。	5,045	5,045	2,155	
3	観光戦略経費	デジタルマーケティングや観光案内所におけるニーズ調査に基づく総合的な観光プロモーションを展開する。	90,400	87,845	85,968	○
4	熊本誘客プロジェクト経費	2019年10月より段階的に公開エリアが拡大されている熊本城を主軸とした観光プロモーションを展開する。	90,000	90,000	89,995	○
5	旅行商品割引事業	コロナ禍の影響を受けている裾野の広い観光関連産業を広く支援するため、「市内宿泊を伴う旅行商品」に対し助成する。	0	230,000	221,209	○
6	観光統計調査経費	本市観光客データ等の調査及び分析を効率的に実施するため、データ蓄積のオンライン化を図り、リアルタイムで施策に反映させる。	3,000	3,000	2,970	
7	九州都市間ネットワーク経費	4都市（鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市）交流連携協定に基づく事業を推進する。また、各協議会において、九州内主要都市や阿蘇・天草地域と連携し、魅力向上や観光ルートの開発、PR活動を通じた誘客の促進等の広域観光PRを行う。	14,280	14,280	14,230	
8	上海事務所管理運営経費	上海事務所を拠点として、アジア各都市からの団体旅行誘致や旅行者誘客に向けたプロモーション等を行う。	17,200	16,300	15,246	○
9	フィルムコミッション経費	映画等の撮影に対する協力及び誘致活動を行い、本市での撮影を活発にすることで、ロケ地を活用した誘客を図る。	1,800	2,660	2,413	
10	テレワーク利用促進事業	「新しい生活様式」への移行を支援するため、市内宿泊施設が販売するテレワークプランに対し助成する。	0	93,000	87,751	
11	観光案内標識整備経費	観光客にわかりやすい表示を行うための案内標識新設及び改修を行う。	1,800	1,800	1,495	

12	観光施設維持管理経費	観光資源としての魅力向上を図るため、観光施設の適正な維持管理を行う。	11,495	13,071	12,656	
13	観光施設 Wi-Fi 経費	熊本城周遊バス「しろめぐりん」及び市電の Wi-Fi 環境の提供整備及び運営を行う。	7,940	7,940	7,940	
14	坪井川舟運検討経費	新たな体験型コンテンツとして坪井川舟運の実現の可能性を検討する。	500	500	275	
15	観光地域整備経費（都市緑化フェア・水サミット関係）	水前寺成趣園をはじめとした水資源を活用した魅力的な滞在型旅行商品を造成する。	10,000	9,176	9,175	
16	桜の馬場観光交流施設管理運営経費	指定管理者制度による桜の馬場観光交流施設の維持管理運営を行う。	204,071	208,716	206,954	
17	熊本城おもてなし経費	おもてなし武将隊の活用等により熊本城の魅力を発信する。	58,000	58,000	57,927	○
18	熊本城シャトルバス運行経費	観光客の利便性向上のため、城彩苑～二の丸広場間に無料シャトルバスを運行する。	15,950	15,950	15,950	○
19	熊本城シャトルバス運行経費（臨時増便分）	熊本城特別公開に伴い、観光客が増加する時期に合わせて無料シャトルバスを臨時増便する。	7,134	6,032	6,032	

(7) 誘致戦略課

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度決算額	対象
			当初	最終		
1	MICE 誘致戦略事業	MICE 誘致活動及び（財）熊本国際観光コンベンション協会が行うコンベンション誘致活動等に対して助成を行う。	84,800	65,397	54,219	○
2	辛島公園地下駐車場改修経費	辛島公園地下駐車場の設備改修等を行う。	1,219,908	1,121,684	1,072,251	

(8) スポーツ振興課

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度 決算額	対象
			当初	最終		
1	総合型地域スポーツクラブ推進経費	学校施設や公共スポーツ施設を活用し、他種目・多世代型のスポーツクラブを地域に育成する。	1,139	1,139	633	
2	子どもスポーツ教室	放課後等に学校の施設を活用して、子どもたちの安全・安心なスポーツ活動拠点（居場所）づくりを行う。	1,100	1,100	765	
3	市民スポーツフェスタ経費	市民総参加型のスポーツイベントとして、各種スポーツ大会等を年3回（夏、秋、冬）開催するとともに、区ごとのスポーツ大会をそれぞれ年1回開催する。	2,213	2,213	0	
4	社会体育振興経費	市の特別職の非常勤職員として委嘱を受けたスポーツ推進委員が、地域のスポーツ推進のために、さまざまな活動を行う。	9,663	9,663	8,612	
5	学校体育施設夜間開放経費	地域スポーツの振興のため、夜間、学校施設（体育館・運動場・武道場・テニスコート）を一般の利用に開放する。	81,949	67,693	62,913	
6	海洋センター連絡協議会等支援事業	B&G 地域海洋センターとの相互の連携、情報の交換及び調査研究を行い、市民の健康づくりにつなげる。	385	385	12	
7	ヴォルターズと連携したスポーツ振興事業	ヴォルターズの選手によるバスケット教室開催やホームゲームへの市内小中学生の招待を行う。	1,500	1,530	1,530	
8	各種団体助成	市民スポーツの普及と振興を図るため、スポーツ関係団体等に助成を行う。	43,251	39,671	39,067	
9	スポーツ振興基金経費	市民スポーツの活動支援として、国際・全国大会等における優秀な成績を収めた選手への顕彰並びに大会出場激励を行う。	5,050	5,754	4,392	
10	社会体育施設管理運営委託経費	熊本市総合体育館・青年会館をはじめとする9施設の効率的な管理運営のため指定管理者に管理委託する。	1,104,843	1,066,957	1,060,016	

11	公設運動施設整備経費	スポーツ施設の改修や機能充実を図り、市民がスポーツに親しめる機会の拡充を行う。	339,100	309,065	245,870	
12	社会体育施設整備経費	社会体育施設の夜間照明等の修繕を行う。	31,800	32,570	22,758	
13	公設運動施設維持管理経費	スポーツ施設の修繕等、適切な維持管理を行う。	276,650	264,384	254,000	
14	体育施設窓口一元化経費	市民のスポーツ施設確保や利便性向上のため、熊本県・市町村公共施設予約システムを運営する。	64,830	64,234	63,731	
15	(震災) 公設運動施設災害復旧経費	熊本地震により被害を受けた B&G 海洋センターの早期復旧を目指す。	314,000	279,000	259,051	
16	社会体育施設管理運営委託経費(政策)	供用開始となる城南 B&G 海洋センターの効率的な管理運営のために指定管理者に管理委託する。	2,500	2,500	2,500	
17	スポーツ施設あり方検討経費	スポーツ施設の利便性の向上、老朽化対策、地域偏在性の解消など、適切なスポーツ環境の整備とスポーツ施設のあり方の方向性を定める。	7,500	0	0	
18	ロアッソ熊本連携事業	熊本市の市章、ロゴ、ひごまるイラストを公式トレーニングウェアへ表記するほか、ホームゲーム開催時に大型ビジョンでの広告、インタビューバナーロゴ掲出により熊本市をPRする。	7,367	7,367	7,214	
19	スポーツコンベンション事業	市内の大規模スポーツ施設に、国内外のスポーツキャンプやイベントを招致し、国内外の交流人口を増加させ、熊本市の知名度向上を図る。	5,800	5,957	3,236	○

(9) イベント推進課

(単位：千円)

NO	事業名	事業概要	令和3年度予算額		令和3年度 決算額	対象
			当初	最終		
1	熊本城マラソン開催経費	熊本城マラソンの開催により、市民のスポーツ振興と集客によるにぎわいを図るとともに、新たな熊本の魅力を全国にアピールする。	110,300	39,784	39,477	
2	にぎわいづくり推進経費	火の国まつり、お城まつりを開催し、中心市街地をはじめ賑わい創出を図るとともに、新たな熊本の魅力を全国にアピールする。	70,000	40,000	39,950	○
3	江津湖花火大会開催経費	「水の都」のシンボルである江津湖において、花火大会を継続的に開催することにより、市民満足度の向上並びに本市の交流人口の増加と、地域経済の活性化を促進させ、賑わいづくりに資する。	58,500	0	0	

第3章 監査の結果

I. 総論

1. 総括的意見

ここでは、今回の包括外部監査により記載する個別の監査結果を踏まえ、市の産業振興に関する施策等について、特に留意が必要と考えられる事項について意見を述べることとする。

(1) 効果指数の設定

義務的経費（人件費、扶助費、公債費等）と異なり、今回、包括外部監査の対象とした産業振興に関する施策に係る事務を所管する部署（経済観光局）では、市の政策によって柔軟に縮減できる裁量的経費が多い。

このため、事業の実施に際しては、事前に効果指数を設定し、Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定、評価）、Action（対策、改善）のPDCAサイクルを循環させることが必要である。

また、単に事務の合規性ととどまらず、事務の経済性、効率性及び有効性が特に強く求められる分野でもある。

この点を踏まえると、効果指数の設定は必須と考えられるが以下のような事例がある。

- ①そもそも効果指数が設定されていない事業
- ②効果指数は設定されているが、適切とはいえない事業
- ③事業内容が変更になり（新規事業扱い）、一定期間効果指数が設定されない事業

いくつかの事例を挙げると以下のとおりである。

①そもそも効果指数が設定されていない事業

(i) 特定分野緊急就職促進事業

事業名	特定分野緊急就職促進事業
事業目的	新型コロナウイルス感染拡大の影響等により増加が懸念される失業者に対し、人手不足である介護・警備・運輸・建設分野への就職を支援する事で、市の失業者対策及び人手不足対策に資する。また、奨励金を3回（6ヵ月間）に分けて交付することにより、離職率の高い6ヵ月未満の離職を防止する。
事業内容	介護・警備・運輸・建設分野へ就職した者へ奨励金を交付（就職時、就職後3カ月経過後、就職後6カ月経過後にそれぞれ5万円交付）。
担当部署	経済政策課（しごとづくり推進室）

申請者数や6月未満離職率等を効果指数として設定することが必要である。

(ii) 新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業

事業名	新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業
事業目的	新型コロナウイルス感染症のため急激に増加している市内の商店街の地区の空き店舗を解消する。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者が、市内の商店街の地区の空き店舗で事業を営む場合に、出店に係る経費を補助する。 ・市内の商店街の地区の空き店舗の所有者が、店舗規模のミスマッチなどの理由から借り手のつかない状態にある店舗を複数店舗に分割する改装費を補助する。
担当部署	商業金融課

新規出店者数等を効果指数として設定することが必要である。

(iii) (震災) 創業ステップアップ支援助成事業

事業名	(震災) 創業ステップアップ支援助成事業
事業目的	市内で創業する者に対し、創業に要する経費の一部を助成するとともに、専門家派遣等による経営支援を一体的に行い、当該創業者の経営基盤の強化を図る。
事業内容	市内創業者に対し、3年間にわたり継続して創業に要する経費の一部を助成する。各年度個人20万円(総額60万円)、法人30万円(総額90万円)を上限とする。助成申請には、経営に関する知識の習得が可能な特定創業支援事業の受講や、中小企業診断士等により経営改善を図る専門家派遣制度の利用等の経営支援を受けることを条件としている。
担当部署	産業振興課

創業後3年間の事業継続率等を効果指数として設定することが必要である。

②効果指数は設定されているが、適切とはいえない事業

多くの場合、市の上位計画である「熊本市第7次総合計画」の数値を安易に用いており個々の事業に即した効果指数となっていない。

(i) 中心商店街地区魅力向上事業

事業名	中心商店街地区魅力向上事業
事業目的	中心市街地の賑わいを生み出し、感性ある街づくりの促進を図る。
事業内容	中心商店街等において音楽・舞踏・大道芸等を行う「ストリートアートブレックスクマモト」を官民協働で開催する。
担当部署	商業金融課

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
商店街歩行者通行量	例年調査を実施している市内主要商店街の断面通行量の合計値	令和5年度 773(千人)

効果指数として、商店街歩行者通行量を設定しているが、実際のイベント集客数等を用いるのが適切である。

(ii) 熊本城シャトルバス運行経費

事業名	熊本城シャトルバス運行経費
事業目的	桜の馬場城彩苑及び熊本城二の丸広場間のシャトルバス運行による

	り、快適性・利便性の高い受入れ体制を整備し、車椅子等の利用者や観光客へのサービス向上を図る。
事業内容	観光客の利便性向上のため、城彩苑～二の丸広場間に無料シャトルバスを運行する。
担当部署	観光政策課

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
熊本城特別公開入園者数	熊本城特別公開エリアへの入園者数	—

効果指数として熊本城特別公開入園者数が設定されているが、より具体的に乗車人数等を用いることが適切である。

③事業内容が変更になり（新規事業扱い）、一定期間効果指数が設定されない事業

効果指数は市の総合計画策定時に設定されるので、事業内容が変更になった場合には、次期の総合計画策定時までは効果指数は設定されず、事業が実施されることとなる。

(i) Web 等を活用した販路開拓支援経費

事業名	Web 等を活用した販路開拓支援経費
事業目的	新たな販路の開拓・拡大に取り組む地場企業を支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市経済の活性化に資することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機械金属製造業等の商談の機会を提供するために「製造業ビジネスマッチング商談会」を開催。 ・物産事業者等の商品を取りそろえた「熊本市 WEB 物産展」を開催。
担当部署	産業振興課

指数	指数の説明	指数の目標値
見本市、商談会出展企業の商談件数	支援対象である企業が見本市、商談会等に出展した際の商談件数	950 件

令和 2 年度以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの見本市や商談会が中止となったことから、物産事業者等の商品を Web 上に取りそろえた「熊本市 WEB 物産展」を新たに開催している。

なお、この場合の効果指数の設定時期については全庁的な検討が必要である。

(2) 目標値と実績値の乖離

効果指数の目標値と実績値に大きな乖離がみられる事業がある。

特に、現在のコロナ禍においては目標値と実績値に大きな乖離が生じる可能性があり、従来の目標値を継続して用いても適切な事業評価を行うことができない。目標値を再設定し、随

時事業を見直すなど、状況に応じた対応をすることが必要である。

具体的に事業を例示すれば、MICE 誘致戦略事業が挙げられる。

(i) MICE 誘致戦略事業

事業名	MICE 誘致戦略事業
事業目的	MICE の開催件数の増加を図ることにより、本市への経済波及効果（宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動）を生み出すとともに、国際・国内相互の人・モノ・情報の交流を増加させ、都市のにぎわい創出に寄与することを目的とする。
事業内容	平成 30 年に策定した「熊本市 MICE 誘致戦略」に基づき、熊本国際観光コンベンション協会などの関係団体と連携し、学会、国際会議及びコンサート・イベント等を誘致する。
担当部署	誘致戦略課

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
MICE 誘致活動件数	本課における誘致活動の実績（オンラインを含む）	600 件／年度

(指数の推移)

(単位：件)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	600	600	600	600	600
実績値	649	720	664	300	324

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 2 年度以降実績値が減少した。

目標値は、「熊本市第 7 次総合計画」策定時に決定した毎年度一定の目標値をそのまま各年度の目標値としている。

(3) コスト意識

コスト意識が希薄と思われる事業がある。いうまでもなく、これら事業の原資は税金であり、事業の実施に際しては常にコスト意識を持つことが必要である。

いくつかの事例を挙げると以下のとおりである。

(i) 熊本誘客プロジェクト経費

事業名	熊本誘客プロジェクト経費
事業目的	段階的な熊本城の公開エリアの拡大に応じ、熊本城の観光プロモーションを広く展開することで、熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進をはかるもの。
事業内容	熊本城特別公開第 3 弾（天守閣完全復旧・内部公開）を契機とした観光プロモーションを実施。 ・ SNS 広告、テレビ CM 放映、新聞広告等の広報展開 ・ 二の丸広場を会場に実施する光のデジタルアート等の滞在喚起

	策や、熊本の文化等に携わる市民と旅行者をつなぐ周遊喚起策の実施
担当部署	観光政策課

事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	50,000	60,000	90,000
決算額	—	—	49,993	59,466	89,995

事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	89,995	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務

本事業は、国内向けの熊本市への誘客を目的として、令和元年10月5日の特別公開（第一弾）を皮切りに、令和2年6月1日特別見学通路開通（第二弾）、令和3年4月26日の天守閣完全復旧・内部公開（第三弾）と、段階的に公開エリアが拡大されていく熊本城を主軸とする観光プロモーションを広く展開することで、平成28年に起こった熊本地震後の熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進を図るものである。

令和元年度から継続して同一の大手広告代理店と契約しており、契約金額及び契約形態の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	R1年度	R2年度	R3年度
契約名	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務	熊本城特別公開第2弾を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務
契約金額	49,992	29,997	39,999
契約形態	2号随契（プロポーザル方式）	6号随契（一者随契）	2号随契（一者随契）
契約名	—	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務	熊本誘客プロジェクト推進業務
契約金額	—	29,469	49,995
契約形態	—	2号随契（企画コンペ方式）	2号随契（企画コンペ方式）

段階的な熊本城の公開エリアの拡大に応じ、熊本城の観光プロモーションを広く展開することで、熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進を図るといふ本事業の目的は十分理解できるものである。

しかしながらコロナ禍における旅行の制約があり、想定される事業効果が十分に期待できないとの予測もできた中で、予算ベースで令和元年度 50,000 千円、令和2年度

60,000千円、令和3年度 90,000千円と増額していることには疑問を感じざるを得ない。

必要最小限の事業費に抑え、新型コロナウイルス感染症収束後に事業規模を拡大（予算の増額）させるという選択肢もあったと考えられる。

コロナ禍という通常ではない状況ではあったが、広報予算の使い方については、より効果的な方法を常に検討することが必要である。

また、業務終了後に報告書を受領しているが、内容について検討した形跡が確認できなかった。担当課においても事業の評価を行い、次回以降の展開に活かしていくことが必要である。

なお、現在は事業評価を実施できる体制となっておらず、新型コロナウイルス感染症収束後にさらに事業費の増額が行われるのであれば、事業の評価は必須である。

(ii)UIJ ターンによる人材確保支援事業

事業名	UIJ ターンによる人材確保支援事業 移住促進雇用対策事業
事業目的	全国的に少子高齢化及び生産年齢人口の減少が進む中、熊本県においては全国と比較しても有効求人倍率が高く(令和4年6月全国1.27倍、熊本県1.46倍)人手不足傾向が強い傾向にある。そのため、これまでの域内の人材定着及び就労促進に加え、移住就業促進施策を行うことにより域外からの人材確保を支援し、市の経済成長を図る。
事業内容	県外在住求職者と地場企業との合同就職面談会の開催、並びに UIJ ターンサポートデスクによる相談対応や移住サイト等による情報発信等を行う。
担当部署	経済政策課（しごとづくり推進室）

事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	12,142	13,599	60,691	32,846	24,810
決算額	11,922	13,473	56,738	12,143	22,749

※ 令和元年度より移住促進雇用対策事業を開始している。

事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報酬	10,422	サポートデスク報酬
職員手当等	1,935	サポートデスク手当
共済費	1,967	サポートデスク共済費
需用費	149	一般消耗品
委託料	8,089	・UIJ ターン就職面談会業務委託 5,280 ・熊本市公式移住情報サイト管理運営業務委託 1,814 ・熊本市移住促進オンラインイベント業務委託 995
役務費	187	サポートデスク電話回線使用料
合計	22,749	

(UIJ ターン就職面談会)

関東圏在住の求職者を対象に熊本で働くことを目的とした就職面談会を東京で開催し、熊本圏域の労働人口の増加と移住の促進を図っている。

この就職面談会は令和元年度と令和3年度にいずれも業務委託して実施されており、公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、同一業者が受託している。当該業務の目標は両年度とも同一で、以下のとおりである。

- ・参加求職者数 100名以上
- ・就職内定者数 10名以上
- ・求職者と企業との面談数 参加者1名あたり3社以上
- ・参加者アンケート回収率 100%

就職面談会の開催実績は、以下のとおりである。

目標	R1年度	R3年度	備考
参加求職者数	58名	53名	
就職内定者数	0名	0名	報告書提出日現在(各期末日)
面談数	2.8社	2.2社	参加者1名あたり平均
アンケート回収率	81.0%	67.9%	
実施費用 (委託費用)	5,235千円	5,280千円	

※ 令和元年度の実施日は、令和2年1月26日である。2回目を令和2年3月7日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。令和2年度は実施していない。令和3年度の実施日は、令和4年3月21日である。

就職内定者数に関しては、両年度とも報告書提出日現在0名という結果となっている。実施日が期末近くの開催となっていることも提出日(各期末日)現在の就職内定者数が0名となっていることの要因と思われる。このため、後日、担当課において相手方企業に対してヒアリングを行い、就職内定者数の把握を行っている。

しかし、ヒアリング実施のタイミングによっては選考中という場合があり、また、新たに応募がある可能性もあるため、最終的な内定者数の把握には至っていない。

この点、ヒアリングを何度も行うことは相手方企業及び担当課の負担も大きいという理由で一度しか実施していない。また、内定者が生じた場合には企業から担当課に報告してもらうよう依頼するなどして内定者数の把握に努めているが、相手方企業からの連絡も十分ではない状況である。

しかし、本事業の評価にあたっては内定者数(又は就職者数)の把握が必要不可欠であるため、相手方企業に本事業の意義を再度認識してもらうよう働きかけるなどして、内定者数(又は就職者数)の把握に努める必要がある。

なお、担当課のヒアリングによると、各年度調査時点においては、令和元年度は応募者

5名、採用者1名、令和3年度は応募者13名、選考中4名、採用者0名という結果となっている。

実績だけを見た場合には低調なものになっている。このような場合には、漫然と事業を継続するのではなく、事業の必要性について、例えば、「実績は低いものの、市内企業の開催要望が強く、事業継続の意義があると判断できる」など、検討することが必要である。

(iii) 飲食店等感染防止環境整備支援事業

事業名	飲食店等感染防止環境整備支援事業
事業目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や、影響を受けている住民生活の支援として、飲食店等の感染防止対策を促進し、市民が安心して利用できる環境を整備する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策相談窓口・コールセンターの設置 ・ アドバイザーの派遣 ・ 感染防止対策費の支援（店舗改修費等の補助金） ・ 感染拡大防止実践店の確認・公表
担当部署	商業金融課

事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	643,100	42,307
決算額	—	—	—	626,592	42,194

事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	37,307	令和3年度熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備支援事業業務委託
負担金補助及び交付金	4,887	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する飲食店等に対し経費を補助
合計	42,194	

熊本市感染拡大防止実践店の認証については、令和3年6月14日より熊本県の認証制度に一本化されたため委託業者と変更契約書を締結し、委託料を当初の70,871千円から37,307千円に減額しているが、補助金の交付額4,887千円（交付件数47件）に対し委託料が37,307千円となっており、両者のバランスを著しく欠く結果となっている。

当初の事業が予定どおり実施できないことが明らかになった場合は、単なる委託料の減額にとどまることなく、委託ではなく市の直営での実施の可否も含めて検討する必要がある。

(4) 契約に関連するもの

(i) 観光戦略経費

事業名	観光戦略経費
事業目的	デジタルマーケティングや観光案内所におけるニーズ調査に基づき総合的な観光プロモーションを展開することを目的とする。
事業内容	WEB サイトや観光案内所の運営、観光誘致事業補助、連携事業などを行う。 (内容) ・観光 WEB サイトにおける情報発信 ・観光案内所の運営（熊本駅、熊本城） ・一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会（以下、コンベンション協会という）が行う観光客誘致・受入に関する事業に対する補助金 ・名古屋市プロモーション、植木プロモーション、武将隊県外派遣、「ひごまる」おもてなし事業、その他
担当部署	観光政策課

事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	112,300	98,700	89,090
決算額	—	—	110,037	94,912	85,968

※ 各事業が令和元年度に観光戦略経費に統合されている。

事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	41,568	WEB サイト管理 5,995 観光案内所 33,827 連携事業経費 313 観光コンテンツ活用経費 1,433
負担金補助及び 交付金	42,057	観光客誘致事業補助金 42,057
報償費	97	記念品等 97
普通旅費	138	旅費 138
一般需用費	1,118	広報ツール・ノベルティ製作費 1,118
役務費	990	クリーニング・輸送費 990
合計	85,968	

(観光案内所)

市は観光客向けに熊本市内に下記の2箇所の観光案内所を設置しており、その観光案内所の運営をコンベンション協会に委託している。

- ・熊本駅総合観光案内所
- ・桜の馬場 城彩苑総合観光案内所

観光案内所の運営に係る委託業務の契約金額及び契約形態の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
契約金額	32,020	26,548	27,623	28,414	33,827
契約形態	特命随契 (一者随契)	特命随契 (一者随契)	特命随契 (一者随契)	特命随契 (一者随契)	特命随契 (一者随契)

市は、コンベンション協会に対して特命随契（一者随契）の方法で観光案内所の運営・管理業務を委託している。その理由として観光案内所業務の専門性の高さや宿泊、食事、交通手段をはじめとする観光関連事業者の案内先が特定の事業者に偏らないようにという公平性の観点を挙げている。しかしながら、当事業の業務実績報告書を確認する限り、観光案内所における案内・相談業務のうち、例えば、宿泊先の案内業務は極めて少なく、令和4年3月においては、0.2%程度（3件/1473件中）に留まっている。

案内先が特定の事業者に偏らないようにするということを特命随契（一者随契）の理由としていることは適切ではない。

また、観光案内所の運営・管理業務が特命随契（一者随契）を必要とするほど高い専門性が求められるとも考えにくい。

観光案内所の運営・管理業務については、プロポーザル方式による選定を行うことで、より魅力的な観光案内所の運営や、様々な手法による観光客への情報発信・サービス提供の提案が期待できるだけでなく、業務委託料の見直しにもつながると考えられる。

特命随契（一者随契）ではなく、プロポーザル方式（場合によっては競争入札）の導入などによって、効率的かつ観光客にとってより魅力のある観光案内所の運営を検討すべきである。

(5) 補助金に関連するもの

(i) 観光戦略経費

事業名	観光戦略経費
事業目的	デジタルマーケティングや観光案内所におけるニーズ調査に基づき総合的な観光プロモーションを展開することを目的とする。
事業内容	WEB サイトや観光案内所の運営、観光誘致事業補助、連携事業などを行う。 (内容) ・観光WEBサイトにおける情報発信 ・観光案内所の運営（熊本駅、熊本城） ・一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会（以下、コンベンション協会という）が行う観光客誘致・受入に関する事業に対する補助金 ・名古屋市プロモーション、植木プロモーション、武将隊県外派遣、「ひごまる」おもてなし事業、その他
担当部署	観光政策課

事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	112,300	98,700	89,090
決算額	—	—	110,037	94,912	85,968

※ 各事業が令和元年度に観光戦略経費に統合されている。

事業費の内訳 (令和3年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容	
委託料	41,568	WEB サイト管理	5,995
		観光案内所	33,827
		連携事業経費	313
		観光コンテンツ活用経費	1,433
負担金補助及び 交付金	42,057	観光客誘致事業補助金	42,057
報償費	97	記念品等	97
普通旅費	138	旅費	138
一般需用費	1,118	広報ツール・ノベルティ製作費	1,118
役務費	990	クリーニング・輸送費	990
合計	85,968		

(観光客誘致事業補助金) 42,057 千円

熊本市の外郭団体であるコンベンション協会に対して、観光客誘致事業に対する補助金を交付している。

コンベンション協会における直近5ヵ年の支出額(事業費総額)と補助金額(決算額)の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
支出額(事業費総額) ①	54,795	53,091	52,716	54,410	59,231
補助金額 ②	46,325	43,082	45,646	44,005	42,057
割合 ②/①	84.5%	81.1%	86.6%	80.9%	71.0%

毎年、事業費総額のうち8割程度が補助金として交付されている。

当事業の補助金交付の根拠要綱として定めている「観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱」においては、補助の対象となる事業として、下記のように記載されており、具体的な補助対象の費目については定められていない。

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への観光客及びMICEの誘致、支援等を推進し、地域経済の活性化を図るため、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会に対して交付する観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金(以下「補助金」という。)

の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が行う事業で、次に掲げるものとする。

(2) 観光客の誘致及び受入れに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事業

補助金の性質に基づいて補助の対象を明確にし、要綱やガイドライン等のルールで定めることが必要である。

また、補助金対象事業は、市との役割分担のもとで公共性の高い事業を行っていると思われるものの、その必要経費を市からの補助金に大きく依存している状況は、コンベンション協会において事業を効率的に実施するという意識が希薄になる恐れがある。事業を効率的に実施するという意識をもって事業を実施するために、補助対象経費別の補助率を設けるなどの方法によって補助金の上限を定めることが必要である。

(ii) 企業立地促進事業

事業名	企業立地促進事業
事業目的	企業の立地促進を図るため、必要な奨励措置を講ずることにより、本市産業構造の変革及び地域産業の高度化を促進し、並びに雇用機会を拡大し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。
事業内容	誘致対象となる企業情報の収集・調査や誘致活動を展開するとともに、企業立地促進条例に基づく補助金を交付するもの。
担当部署	産業振興課

事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	966,123	626,685	449,404	764,650	874,851
決算額	849,329	562,158	369,028	645,621	873,716

事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
旅費	368	企業誘致活動に係る旅費
需用費	84	企業誘致活動に必要な食糧費
役務費	171	企業信用調査報告書
委託料	1,823	工業団地除草業務委託、公共嘱託登記事務委託
負担金補助及び交付金	871,270	立地企業に対する補助金及び熊本県企業誘致連絡協議会への負担金
合計	873,716	

(消費税及び地方消費税の取扱いについて)

現状の熊本市企業立地促進条例施行規則(令和2年4月1日施行)においては、「算定方法の欄に掲げる方法により算定する額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額を含まないものとする」と規定しており、設備投資補助金の算定にあたっての基礎となる投下固定資産額には消費税等は含まれておらず、その結果、算定される設備投資補助金にも消費税等の相当額は含まれていない。

一方、改正前の熊本市企業立地促進条例施行規則(平成25年4月1日施行)においては、「算定方法の欄に掲げる方法により算定する額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額を含まないものとする」と規定はなく、設備投資補助金の算定にあたっての基礎となる投下固定資産額には消費税等が含まれており、その結果、算定される設備投資補助金にも消費税等の相当額が含まれていた。

令和3年度の企業立地促進補助金の交付決定を行った案件のうち、1件については、補助金の交付を行うことの指定が平成29年5月に行われており、その時点での熊本市企業立地促進条例及び同施行規則が適用されていた。

当該案件の企業立地促進補助金のうち設備投資補助金の算定の基礎となる投下固定資産額には消費税等が含まれており、その結果、算定される設備投資補助金にも消費税等の相当額が含まれていた。

税務上、控除の対象となっている仕入控除税額部分に対しても奨励措置として補助金を交付するのは適切とは言えない。

なお、施行規則作成時に、他都市の事例を検討するなど応分の注意を払っていれば、当初より「消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする」と規定できたと考えられる。

(熊本市企業立地促進条例施行規則の改正)

施行規則の改正の経緯、理由について確認したところ、補助金の対象事業者並びに種類等の見直しに係る記載はあるものの、消費税改正部分については書面に記録としては残っておらず、当時の担当者へのヒアリングによれば、「算定される設備投資補助金に消費税等の相当額が含まれるのは望ましくないと判断した」との回答であった。

改正の経緯、理由については書面に記録する必要がある。

(6) 負担金に関連するもの

にぎわいづくり推進経費

事業名	にぎわいづくり推進経費
事業目的	火の国まつり、お城まつりを開催し、中心市街地をはじめ賑わい創出を図るとともに、新たな熊本の魅力を全国にアピールする。
事業内容	火の国まつり・お城まつりの開催等に係る負担金拠出。

	官民イベントの情報共有と合同広報。
担当部署	イベント推進課（火の国まつり） 熊本城総合事務所（お城まつり）

事業費の推移 (単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	76,200	70,500	66,975	35,260	40,000
決算額	76,111	70,499	66,345	34,500	39,950

事業費の内訳（令和3年度） (単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	550	イベント広報コースターデザイン・製作
負担金補助及び 交付金	39,400	熊本市まつり振興委員会等への負担金
合計額	39,950	

負担金の支出にあたっては、対象となる団体や事業の目的が明確であり、かつ、公益上の必要性を有しており、さらには行政運営の上でも経済性、効率性及び有効性の観点から適切なものである必要がある。

担当課において予算編成過程時等に、その必要性や負担金額等が適切なものであるか精査を行っているが、「どのような団体なら支出するか」「また、その場合どのような算定基準で支出額を決定するか」といった全庁的な運用ルールや明確な基準は存在しない。

今後、負担金を交付する際には、交付先の団体や金額がより適切に決定されるよう、マニュアルや基準等を整備する必要がある。

(7) 基本的な事務処理等に不備が多い事業

(i) スポーツコンベンション事業

事業名	スポーツコンベンション事業
事業目的	スポーツの振興や地域経済の活性化を図る。
事業内容	国内外のキャンプを誘致し、国内のスポーツ振興や地域経済活性化に影響力のある大会を誘致する。
担当部署	スポーツ振興課

事業費の推移 (単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	72,300	386,444	52,037	1,034	5,947
決算額	66,554	337,539	37,421	98	3,236

以下の事務処理等に不備があった。

(a) 実行委員会の開催について（書面決議）

令和 3 年度における実行委員会の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面決議により実施されている。

しかし、実行委員会の会議の開催については以下のとおりの規定があるのみで、書面決議に関する記載がない。

（会議）

第 11 条 会長は必要に応じ実行委員会を招集し、その議長となる。その構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 委員は、やむを得ない理由のため実行委員会に出席ができないときは、代理人をもってその表決権を委任することができる。

（出所：実行委員会規約）

また、実行委員会規約の第 16 条に「必要な事項は実行委員会において決定」、「その他運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる」とあるが、書面決議に関して、別途定めていなかった。

したがって、対面による実行委員会の開催が難しい状況に対応できるように、実行委員会規約に書面決議に関する規定を加える必要性がある。

(b) 実行委員会の委員の範囲及び議決権の有無の明確化について

実行委員会の委員等については、実行委員会規約上、会長 1 名、委員 11 名、監事 2 名、オブザーバー 1 名と定められている。

また、実行委員会規第 12 条において、「実行委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。」と規定されている。

しかし、実際の実行委員会の決議（書面決議）を見ると、委員 11 名、監事 2 名及びオブザーバーを含めた 14 人を委員として決議しており、実行委員会規約における委員の範囲と相違しており問題である。

実行委員会規約において、「委員」の範囲及び議決権を有する者の範囲を明確にすべきである。

(c) 監事監査後の決算書の修正について

令和 3 年度ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会決算書（以下「決算書」という。）について、監事監査のあとに行われた実行委員会（書面決議）において、一部修正が必要と思われる箇所があった。

しかし、決算書の修正に関して、修正内容の検討及び修正後の決算書の決議が行われていなかった。

(d) 小口現金の取扱いに関するルールの順守について

経理規定では「小口現金は事務局長が保管し、その額は5万円」とされており、保管する額の上限は5万円と考えられるが、令和3年7月9日付で100,000円(50,000円×2)を通帳から引き出し、小口現金としている。

(8) 審査会が形骸化しており、事業内容についても改善すべき点が多いと考えられる事業

(i) 商店街活性化対策事業

事業名	商店街活性化対策事業
事業目的	商店街等の賑わいや魅力を創出し、商業振興及び地域活性化を図る。
事業内容	商店街等が実施する活性化のためのイベント等事業や研修事業、インバウンド対応事業、空き店舗対策事業等に対して助成を行う。
担当部署	商業金融課

事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	29,146	33,853	27,131	24,495	24,330
決算額	28,015	29,272	25,700	14,956	21,249

商店街活性化対策事業は以下の5事業から成っている。

- ・商店街魅力アップ事業
- ・研修事業
- ・インバウンド対応事業
- ・熊本県商店街にぎわいづくり補助事業(平成30年度終了)
- ・商店街空き店舗対策事業

事業費の内訳(令和3年度)

(単位：千円)

費目(節)	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	21,249	

商店街魅力アップ事業の事業費推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	24,000	22,000	22,000	24,000	24,000
決算額	23,136	23,068	22,560	12,695	16,800

(a) 審査会

審査時間70分で23件の審査を行っている。単純計算では、1件当たり、3分程である。採点基準表では審査項目は7項目あり、それぞれに点数をつける必要がある。

実質的な審議が行われているか疑問であり、より丁寧な審査が必要である。

(b) 事業効果の検証(全般)

審査会資料として、事業ごとに令和2年度及び令和3年度の事業内容は記載されている。ただし、前年度（令和2年度）の目標達成度は記載されていない。

商店街等が提出する事業実施報告書には、目標達成度が記載されているので、担当課において、その内容を検討した上で、審査会資料とすることが必要である。

(c) 事業効果の検証（個別）

事業計画書における目標設定と事業実施報告書における目標達成度が整合性に欠ける事例がある。

(d) 助成対象となる支出の確認

助成対象となる支出に関する添付資料で、内容が不十分な領収書があり、補助対象事業の経費なのか判然としない事例がある。

2. 監査結果概要（次ページ以降に記載の監査結果概要一覧表のNo を記載）

(1) 効果指数の設定

3	16	29	35	37	39	41	43	44	49
56	64	69	70	77	78	82	87		

(2) 目標値と実績値の乖離

81

(3) コスト意識

2	8	40	42	51	71	72	73
---	---	----	----	----	----	----	----

(4) 契約に関連するもの

46	68
----	----

(5) 補助金に関連するもの

14	15	54	55	65	66
----	----	----	----	----	----

(6) 負担金に関連するもの

88

(7) 基本的な事務処理等に不備が多い事業

83	84	85	86
----	----	----	----

(8) 審査会が形骸化しており、事業内容についても改善すべき点が多いと考えられる事業

23	24	25	26	28
----	----	----	----	----

3. 監査結果概要一覧表 (指摘 18 意見 63 参考意見 7 合計 88)

(1) 経済政策課

項目	No	監査の結果	内容	ページ
熊本市緊急家賃支援事業	1	意見	契約書類チェックリストに担当者の記載すべきチェックのない事例があった。	65
経済関連データ調査等事業	2	意見	重複している調査業務がある。複数年契約としたため生じており、複数年契約を締結する場合には慎重な判断が必要。	68

(2) 経済政策課 (しごとづくり推進室)

項目	No	監査の結果	内容	ページ
特定分野緊急就職促進事業	3	意見	効果指数が設定されていない。申請者数等の効果指数を設定することが必要。	72
	4	指摘	申請者提出の書類に不備があったものの、交付決定をしている事例があった	72
	5	参考意見	電子承認ルートからは「起案者」と「承認者」は分かるが、「チェック実施者」は分からない。チェックリストにチェック実施者名記入欄を設けることが望ましく、改善が行われた。	73
	6	参考意見	過去の交付申請を失念した者に対しても、以降の交付申請を認めるよう交付要件を変更することは検討に値すると考える。	73
UIJ ターンによる人材確保支援事業 移住促進雇用対策事業	7	意見	支払承認の参考資料として添付する資料が最終版ではない事例があった。	76
	8	意見	就職面談会での最終的な就職内定者数を把握していない。	77
	9	参考意見	就職面談会開催に際して検討すべき事項が多い。	78

(3) 商業金融課

項目	No	監査の結果	内容	ページ
損失補償金	10	意見	同一の事業者が複数の制度融資を利用している。そのため、代位弁済が生じた際に、損失補償額が大きくなる恐れがある。同一の事業者が複数の制度融資を利用する是非について検討することが必要。	83
信用保証料補給金	11	意見	利用実績がない状況が続いている融資制度があり、必要性を検討することが必要。	86
	12	意見	信用保証料の返戻については、熊本県信用保証	87

			協会が算定した書類に基づき調定しているが、同資料が正確かどうかを市では検証していない。 市の職員が理事会に出席すること及び監事の監査報告書を確認することで対応が十分かどうか検討することが必要。	
新型コロナウイルス関連利子補給事業	13	指摘	株式会社であるが申請書の押印欄に有限会社の表示の印を押印している事例があった。	89
中小企業団体等助成経費	14	指摘	商工会に対する補助の対象経費は基準で決められているが、対象外の経費が含まれていた。 実情にあわせた基準の見直しが必要。	95
	15	意見	補助の対象経費を適切に算定する観点から、各商工会には可能な限り統一した勘定科目による経費分類の整理を依頼することが必要。	96
中心商店街地区魅力向上事業	16	意見	効果指数として、商店街歩行者通行量を設定しているが、実際のイベント集客数等を用いるのが適切。	99
	17	指摘	収支報告書及び監査報告書が適切に保管されていないかった。	99
	18	意見	具体的な監査の期限等は定められていないが、決算日以後、3ヶ月をめどに監査を実施することが望ましい。	100
	19	意見	年度をまたぐ支出については、事業が1年単位で行われていること、予算額と決算額を比較、検討する観点から事業が行われた年度に処理することが必要。	100
	20	意見	収支決算書のその他（備品その他購入費）の中にイベント出演者等に対する源泉所得税が含まれていた。	101
	21	指摘	収支決算書の「前年度繰越金」の予算額と決算額が相違している年度がある。	101
	22	参考意見	新型コロナウイルス感染症の収束後も見すえ、民間企業等からの協賛金を得るための方法を工夫する必要がある。	102
商店街活性化対策事業（商店街魅力アップ事業）	23	指摘	助成対象となる支出に関する添付資料が不十分な事例があった。	108
	24	意見	支給決定にあたり審査会を開催しているが、70分で23件の審査を行っており、1件当たり3分弱である。実質的な審査が行われているか疑問。（研修事業含む）	109
	25	意見	商店街が提出する事業実施報告書には目標達成度が記載されているが、審査会には報告されていないため、審査会資料とすることが必要。	111
	26	意見	商店街から提出される事業計画書の目標設定と事業実施報告書における目標達成度が整合性に	111

			欠ける事例があった。	
	27	参考意見	申請団体が固定している。商店街の活性化に有効な事業と考えられるので、利用促進になお一層取り組むことが必要。	112
商店街活性化対策事業（研修事業）	28	意見	支給決定にあたり審査会を開催しているが、70分で23件の審査を行っており、1件当たり3分弱であり、実質的な審査が行われているか疑問。（商店街魅力アップ事業含む）	112
プレミアム付商品券発行支援事業	29	意見	効果指数としてプレミアム付商品券の消費効果額を設定しているが、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続等に貢献したのかどうかといった観点から効果指数を設定することが望ましい。	117
	30	意見	今後、プレミアム付商品券発行支援事業を実施する場合には、「市長が認める事業基準」を見直し、趣旨と助成対象事業者の要件を整理することが必要。	117
	31	指摘	「事務処理の手引き」の適用は、全ての事業者等に等しく行うべきである。また、一部の事業者異なる扱いをする際には、当該事業の趣旨に照らし妥当な判断を行ったかどうか記録を残すことが必要。	117
	32	指摘	「商品券発行・換金報告書」に副会長・会計責任者・監事の押印がない事例があった。	118
	33	意見	市が定めた内容と異なる取扱いをする際は、提出書類の有無の判断に資するよう記録を残すことが望まれる。	118
	34	指摘	事業者が商品と引換えに現金を受領したことを明らかにするため団体は事業者から「受領証」を入手しているが、商品券の枚数を手書きで訂正し訂正印がないもの、受領した現金の金額を手書きで訂正し訂正印のないもの、受領のサイン又は受領印がないものがあった。不正防止及びトラブル防止の観点から、手書きの訂正は必ず訂正印を押印するとともに、全ての事業者からサイン又は受領印を入手することが必要。	118
新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業（新規出店者支援事業）	35	意見	効果指数が設定されていないが、新規出店者数等を効果指数として設定することが必要。	123
	36	意見	店舗面積に応じた補助限度額を設定することが有効。	123
新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策	37	意見	効果指数が設定されていないが、空き店舗解消数等を効果指数として設定することが必要	124
	38	意見	リノベーション工事完了時に補助金全額の交付を行わず、空き店舗が解消された時点で残額を	124

事業（空き店舗リノベーション支援事業）			交付することも検討に値する	
（特）商工振興資金貸付事業	39	意見	効果指数が設定されていないが、経済動向等を勘案して、年度毎の融資残高等を指数として設定することが必要	126
	40	意見	事業費は過去5年間、3,343,000千円で同額であるが、年度末融資残高は大幅に減少しており、毎年度の融資残高に応じた変動制とすることが必要。効果指数が設定されていないことが、融資残高が大幅に減少しても事業費が同額であることの要因になっているものと思われる。	126
飲食店等感染防止環境整備支援事業	41	意見	設定された効果指数と補助金交付要綱の関係が適切か判断しづらい。	129
	42	意見	熊本市感染拡大防止実践店の認証については、令和3年6月14日より熊本県の認証制度に一本化されたため、委託業者に対する委託料を減額しているが、それでも補助金の交付額4,887千円に対し委託料が37,307千円となっている。	130
飲食店等感染防止対策推進活動事業	43	意見	効果指数が設定されていない。	132
飲食店デリバリー利用促進事業	44	意見	効果指数が設定されていない。	135

(4) 産業振興課

項目	No	監査の結果	内容	ページ
新製品・新技術研究開発助成事業	45	意見	審査会の議事録が作成されていない。	141
	46	指摘	熊本県中小企業診断士協会と業務を実施する中小企業診断士の間は、再委託の可能性があると考えられるが、その是非について検討していない。	141
産学連携支援事業	47	意見	産学連携支援員の日々の活動記録について業務日誌等の作成が行われていない。	144
介護ロボット研究開発支援経費	48	意見	補助対象となる開発事業が「介護ロボット」から乖離している事例があった。	146
Web等を活用した販路開拓支援経費	49	意見	事業内容そのものが変更され、新規事業扱いとなっているが、効果指数が再設定されていない。	150
	50	意見	委託業者選定に係る議事録が作成されていない。	151
	51	指摘	設計書が、すべて一式による表示であり、内訳	151

			の記載がなく、適切な積算が行われていることが確認できない。	
	52	意見	アンケートの実施状況が不十分であり、改善の余地がある。	152
企業立地促進事業	53	意見	補助金の対象となる「投下固定資産」が不明確である。	154
	54	指摘	設備投資補助金の算定にあたっての基礎となる投下固定資産額に消費税等が含まれており、その結果、算定される設備投資補助金にも消費税等の相当額が含まれていた。 (現在は消費税等を含まないよう施行規則が改正されている)	156
	55	意見	施行規則が改正された経緯、理由が記録されていない。	159
(震災)創業ステップアップ支援助成事業	56	意見	効果指数が設定されていない。創業後3年間の事業継続率等の効果指数を設定することが必要。	161
	57	指摘	助成先から提出された事業計画書及び経営安定化計画書に記載が不適切と考えられる事例があった。助成先が起業して間もない会社(もしくは個人事業主)であり、事業計画等の書類の記載に不慣れであったとしても、適切にレビューを行うとともに、改善を促すことが必要。	161
	58	意見	補助事業により取得した効用の増加した財産の取扱いについては熊本市補助金交付規則では記載がないため、当該財産に関する処分の制限に関しては、必要に応じて各補助金の交付要綱において定めることが必要。	162

(5) 観光政策課

項目	No	監査の結果	内容	ページ
インバウンド誘客対策経費(中国・香港の市場調査事業)	59	意見	上海事務所の有効活用について検討することが必要。	167
	60	参考意見	中国及び香港は国別宿泊者数の上位を占めており、調査結果を踏まえた施策を実施する必要がある。	167
インバウンド誘客対策経費(FIERD-UP関連事業)	61	意見	一般競争入札が原則であることを念頭に置いて、できる限り随意契約とならないような工夫が必要。	168
	62	意見	動画の内容により、どの時期にどのように公開すればより効果が高いかを勘案し、宣伝する時期を考え効果的な宣伝を実施することが必要。	169
	63	参考意見	広告手段をHPの誘導広告からYouTubeによる動画配信に切り替えたており、この効果を検証することが必要。	169
観光戦略経	64	意見	効果指数が設定されていない。	173

費（観光客誘致事業補助金）	65	意見	補助金交付の根拠要綱として定めている「観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱」において、具体的な補助対象の費目について定めていない。	173
	66	意見	補助対象経費別の補助率を設けるなどの方法によって補助金の上限を定めることが必要。	175
	67	意見	観光対策について関連団体との連携を進めることが必要。	175
観光戦略経費（熊本市観光案内業務）	68	意見	コンベンション協会に対して特命随契（一者随契）の方法で観光案内所の運営・管理業務を委託している。特命随契（一者随契）ではなく、プロポーザル方式（場合によっては競争入札）の導入などによって、効率的かつ観光客にとってより魅力のある観光案内所の運営を検討することが必要。	177
観光戦略経費（熊本市観光ウェブサイト管理運営）	69	意見	効果指数が設定されていない。	178
熊本誘客プロジェクト経費	70	意見	効果指数が設定されていない。	180
	71	意見	実施した広告業務について事後評価を行っていない。	180
	72	意見	テレビ広告を中心とした内容や熊本城の特別公開に合わせた限定的な広告の作成を実施したことについては、改善の余地があった。	183
	73	意見	コロナ禍における旅行の制約があり、想定される事業効果が十分に期待できないとの予測もできた中で、予算ベースで令和元年度 50,000 千円 令和2年度 60,000 千円 令和3年度 90,000 千円と増額していることは疑問。	183
旅行商品割引事業	74	意見	事業者に対する助成額に偏りがある。今後同様の助成を行うことがあった場合は、宿泊事業者の部屋数等に応じて1社あたりの上限助成額を定めるなどし、少しでも多くの事業者が助成を受けられることができる仕組みの構築を検討することが必要。	187
上海事務所管理運営経費	75	意見	上海事務所の人員を有効に活用する仕組みの検討が必要。	192
	76	指摘	令和3年度の予算要求額が実際に必要な額よりも少なく要求される結果となっていた。	192
熊本城おもてなし経費	77	意見	おもてなし武将隊によって様々な活動が実施されているが、その活動を評価するための効果指標が設定されておらず、事業の評価がしづらい状況となっている。	196
熊本城シャ	78	意見	効果指数として熊本城特別公開入園者数が設定	199

トルバス運行経費			されているが、より具体的に乗車人数等を用いることが適切である。	
	79	意見	一般競争入札が1社のみ入札となっており、改善が必要。	199
	80	意見	バスの運行ルート of HP 表記について改善が必要。	200

(6) 誘致戦略課

項目	No	監査の結果	内容	ページ
MICE 誘致戦略事業	81	意見	効果指数の目標値と実績値に大きな乖離がみられる。新型コロナウイルス感染症の収束段階に対応した複数の目標値を設定することや、収束状況に応じて年度途中であっても目標値を再設定し、随時事業を見直すなど、状況に応じた対応をすることが必要。	203

(7) スポーツ振興課

項目	No	監査の結果	内容	ページ
スポーツコンベンション事業	82	意見	効果指数が設定されていない。	206
	83	指摘	令和3年度における実行委員会の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面決議により実施されている。しかし、実行委員会の会議の開催については書面決議に関する規定がない。対面による実行委員会の開催が難しい状況に対応できるように、実行委員会規約に書面決議に関する規定を加える必要がある。	206
	84	指摘	実行委員会の委員の範囲及び議決権の有無について明確にすることが必要。	207
	85	指摘	監事監査後に決算書の修正が行われているが、これに対応した手続きが行われていない。	208
	86	指摘	小口現金について、以下「実行委員会経理規程」と異なる取扱いがされていた。	208

(8) イベント推進課

項目	No	監査の結果	内容	ページ
にぎわいづくり推進経費	87	意見	効果指数が設定されていない。	214
	88	意見	負担金を交付する際には、交付先の団体や金額がより適切に決定されるよう、マニュアルや基準等を整備することが必要。	214

II. 経済政策課

1. 営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費

(1) 事業の概要

事業名	営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費
事業目的	営業時間の短縮等の要請を受けた飲食店に対する協力金の事業費（熊本県事業）の一部を負担することで、飲食店の事業継続を支援する。
事業内容	熊本県の協力金事業費の 8 割相当に対し国費が交付されることから、残りの 2 割相当を県市で折半する（熊本県事業費の 1 割相当を市が負担する）。
担当部署	経済政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	営業時間短縮要請協力金の負担に係る協定書
熊本市第 7 次総合計画における位置づけ	第 6 章第 1 節 2 (2) 創業・経営革新・事業承継の支援
事業開始年度	令和 2 年度
事業実施方法	直営 ※ 県が事業を実施し、市は負担金を支出
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	—	501,963	3,041,086
決算額	—	—	—	0	1,749,144
翌年度への繰越分の決算額（R3 年度は決算見込）	—	—	—	267,737	974,821

(3) 事業費の内訳（令和 3 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,749,144	熊本県に対する負担金

(4) 事業費の財源（令和 3 年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	647,003	37%	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（即時対応特定経費交付金）
市（一般財源）	1,102,141	63%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	1,749,144	100%	

※ 決算上、1,102,141 千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（通常分）」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(効果指数が設定されていない理由)

飲食店の事業継続を支援することを目的として緊急的に開始した制度であるため、実施主体の熊本県とともに、予め効果指数を設定していない。

実績等を検証すると、市内の飲食店の数（協力金の支給店舗数）は令和3年度以降、横ばいの状況であり、事業目的である「飲食店の継続支援」に一定程度の効果があったものと考えられる。

(参考) 時短要請協力金の支給店舗数（熊本県提供分）

第4波（要請期間 令和3年4月29日から令和3年6月27日）：4,426店舗

第5波（要請期間 令和3年7月29日から令和3年10月14日）：4,419店舗

第6波（要請期間 令和4年1月21日から令和4年3月21日）：4,560店舗（見込）

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	—	—	—	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 県による営業時間短縮等の要請、県内市町村の負担に係る事前打合せ、協力金制度の公表
- ↓
- ・ 県による協力金支給事務の完了
- ↓
- ・ 県と市町村によるミーティングを開催し、各市町村内の飲食店に係る支給実績額、それに基づく負担額等を確認
- ↓
- ・ 県からの請求に基づき、県への負担金を支出

(8) 実施した監査手続

営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は下記のとおりである。

- ・ 営業時間短縮要請協力金の負担に係る協定書
- ・ 熊本県からの依頼文書
- ・ 支出負担行為書
- ・ 支出命令書
- ・ 納入通知書兼領収書

(9) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2. 熊本市緊急家賃支援事業

(1) 事業の概要

事業名	熊本市緊急家賃支援事業
事業目的	営業時間の短縮等の要請を受けた飲食店に対し、市独自の支援金を支給することで、飲食店の事業継続を支援する。
事業内容	熊本県の協力金の支給を受けた者に対し、支援金（算定基準額である1ヵ月分の家賃の50%）を支給する。
担当部署	経済政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市時短営業協力者への緊急家賃支援金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節2(2) 創業・経営革新・事業承継の支援
事業開始年度	令和2年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	335,500	855,754
決算額	—	—	—	39,552	524,540
翌年度への繰越分の決算額（R3年度は決算見込）	—	—	—	237,124	235,060

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
-------	-----	------

負担金補助及び交付金	463,333	第3回家賃支援 241,200 第4回家賃支援 204,717 第5回家賃支援 17,416 ※第5回は、一部令和4年度へ繰越
委託料	61,207	問い合わせ対応、受付等の業務委託 第3回家賃支援 26,409 第4回家賃支援 27,246 第5回家賃支援 7,552
合計	524,540	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	275,071	52.4%	
市債	—	—	
その他	249,469	47.6%	熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金
合計	524,540	100%	

※ 決算上、275,071千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

（効果指数の種類）

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

（指数の推移）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値					

（効果指数が設定されていない理由）

飲食店の事業継続を支援することを目的として、緊急的に開始した制度であるため、予め効果指数が設定されていない。

実績等を検証すると、市内の飲食店の数（協力金の支給店舗数）は、令和3年度以降、横ばいの状況であり、事業目的である「飲食店の継続支援」に一定の効果があったものと考えられる。

（参考）時短要請協力金の支給店舗数（熊本県提供分）

第4波（要請期間 令和3年4月29日から令和3年6月27日）：4,426店舗

第5波（要請期間 令和3年7月29日から令和3年10月14日）：4,419店舗

第6波（要請期間 令和4年1月21日から令和4年3月21日）：4,560店舗（見込）

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	—	—	—	3	3

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

ア 制度設計などの大枠

- ・ 県による営業時間短縮等の要請概要、期間等を踏まえ、家賃支援金の制度、スケジュール等を設計

↓

- ・ 家賃支援金の制度、スケジュール等を公表

↓

- ・ 各飲食店が県の協力金を受給した後、家賃支援金を申請

イ 申請受付後の詳細

- ・ 受託者が書類受付（再送依頼などの調整を含む）、一次審査を実施

↓

- ・ 市職員が最終審査を実施し、支給可能分を受託者へ連絡

↓

- ・ 受託者が全件一覧、支払処理用データ、交付通知書等を作成

↓

- ・ 市職員が支払処理、交付通知書の公印処理を実施

↓

- ・ 受託者が交付通知書を発送

(8) 実施した監査手続

熊本市緊急家賃支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は下記のとおりである。

- ・ 熊本市時短営業協力者への緊急家賃支援金交付要綱
- ・ 熊本市時短営業協力者への緊急家賃支援金交付申請書等申請書類
- ・ 熊本市時短協力緊急家賃支援金〈提出書類チェックリスト〉
- ・ 熊本市時短協力緊急家賃支援 経緯書

(9) 監査の結果

(意見) チェックリストの記載について

第5回家賃支援金マニュアル

○市の審査

- ① 申請書のチェック
- ② 誓約書及び同意書のチェック
- ③ 請求書（申請者→市長）のチェック
- ④ 提出書類チェックリスト及び経緯書への記入

①～③のチェック終了後、申請資料に同封されている提出書類チェックリストの該当する箇所にチェックを入れる（賃貸借契約書の写し及び委任状以外のチェックボックスには必ずチェックが入ることになる）。

提出書類チェックリストに、市の担当者の記載すべきチェックのないものがあつた。なお、いずれも経緯書には処理が終了した記載がされており、確認未了ではなくチェック漏れである。

提出書類チェックリストには、マニュアルに従い漏れなくチェックを入れる必要がある。

3. 経済関連データ調査等事業

(1) 事業の概要

事業名	経済関連データ調査等事業
事業目的	市内景況などの基礎データや経済的影響等を調査・推計し、施策方針等を検討する。
事業内容	市内総生産額の推計、市内企業の業況判断調査等の結果を踏まえ、地域経済の状況を分析・共有する。
担当部署	経済政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	—
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節3(4) 商店街の魅力向上
事業開始年度	令和元年度
事業実施方法	委託
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内総生産額及び主要商業施設の小売販売額・入込客数の推計並びに市内企業の業況判断、熊本市生活者アンケート及び景気ウォッチャーの調査 ・ 推計及び調査結果の分析（レポート作成を含む）

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	8,100	18,825	10,300
決算額	—	—	7,106	18,724	10,078

(3) 事業費の内訳 (令和3年度)

(単位:千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	9,579	熊本市内総生産推計、企業業況判断分析等業務 3,770 景気ウォッチャー調査 1,988 小売販売額・入込客数調査業務 3,821
報償費	499	景気ウォッチャー調査の回答協力者への謝礼(図書カード)
合計	10,078	

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位:千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	0	0%	
市(一般財源)	10,078	100%	
市債	0	0%	
その他	0	0%	
合計	10,078	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値					

(効果指数が設定されていない理由)

経済情勢を踏まえた市の施策方針等を検討するための調査であるため、効果指数は設定されていない。

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	0	0	1	3	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・年度当初、調査業務を委託契約

↓

- ・調査等の種類に応じて、月、四半期又は半年ごとにデータ及びレポートを受領

↓

- ・必要に応じて、市内部で共有するとともに、施策方針等の検討に活用

(8) 実施した監査手続

経済関連データ調査等事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は下記のとおりである。

- ・事業概要説明書
- ・業務委託契約書、仕様書
- ・調査結果の報告書
- ・調査結果を活用し作成した資料

(9) 監査の結果

(意見) 調査内容の重複について

調査の状況は、下記に記載のとおりである。

(上段：予算額、下段：決算額 単位：千円)

調査名	目的	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
景気ウォッチャー調査	景況の把握	1,400	3,102	2,000	※1
		405 ※2	3,090	1,988	
小売販売額・入込客数調査	人流等の推計	6,500	5,400	4,000	※3
		6,500	5,370	3,821	
市内総生産推計、企業業況判断分析等	景況の把握		※4	3,800	3,800
			5,882	3,770	未定
経済・市民生活再建計画の策定に係るデータ作成	業種ごとの売上への影響把握		※4 ※5		
			2,000		
市民 WEB アンケート分析	市民生活への影響把握		※4 ※5		
			490		
中心市街地空き店舗等調査	空き店舗の状況		1,000	※6	2,000
			990		未定
人流に係るビッグデータ	人流等の推計				1,000
					未定

※1 市内総生産推計、企業業況判断分析等の目的と同一であることから廃止

※2 契約の遅れにより実施回数が見込みより減少

※3 人流に係るビッグデータ実施のため、廃止

※4 新型コロナウイルス感染症関連予算として、合計で8,373千円

※5 新型コロナウイルス感染症の影響調査のため、単年度のみ実施

※6 政策企画課の予算を活用して実施

「景気ウォッチャー調査」と「市内総生産推計、企業業況判断分析等」が重複している。この重複は、「景気ウォッチャー調査」を複数年契約としたため生じたものである。令和元年11月から、熊本駅周辺の開発等による地域経済への効果が一段落すると見込まれる令和3年度までを契約期間として調査を実施している。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ令和2年度に開始した「市内総生産推計、企業業況判断分析等」は、調査対象や手法は異なるものの、景況の把握という大きな目的が「景気ウォッチャー調査」と同じであり、結果的に調査が重複してしまっている。

複数年契約を締結する際には、何年契約とするかについて、より慎重な判断が必要である。

III. 経済政策課（しごとづくり推進室）

1. 特定分野緊急就職促進事業

(1) 事業の概要

事業名	特定分野緊急就職促進事業
事業目的	新型コロナウイルス感染拡大の影響等により増加が懸念される失業者に対し、人手不足である介護・警備・運輸・建設分野への就職を支援する事で、市の失業者対策及び人手不足対策に資する。また、奨励金を3回（6ヵ月間）に分けて交付することにより、離職率の高い6ヵ月未満の離職を防止する。
事業内容	介護・警備・運輸・建設分野へ就職した者へ奨励金を交付（就職時、就職後3カ月経過後、就職後6カ月経過後にそれぞれ5万円交付）。
担当部署	経済政策課（しごとづくり推進室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市補助金等交付規則 熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節5（7）人材定着のための就職・就業の支援
事業開始年度	令和3年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	63,000	—
決算額	—	—	—	—	—
翌年度への繰り越し分の決算	—	—	—	25,850	—

※ 令和4年度は、失業者就業支援事業と事業名を変更し、引き続き同様の事業を実施している。

(3) 事業費の内訳（令和3年度（令和2年度からの繰り越し分））

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	22,850	対象者に対する奨励金
委託料	3,000	広報委託
合計	25,850	

(4) 事業費の財源（令和3年度（令和2年度からの繰り越し分））

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	25,850	100%	
市債	—	—	

その他	—	—	
合計	25,850	100%	

※ 決算上、25,850 千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（通常分）」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	—	—	—	—	6

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

・申請

申請者は、以下の書類を市へ提出する。

- ① 熊本市特定分野緊急就職奨励金交付申請書
- ② 雇用証明書
- ③ 経歴書
- ④ 市税滞納有無調査承諾書
- ⑤ 住民票
- ⑥ 許可証等のコピー(該当者のみ)
- ⑦ 離職票等のコピー (該当者のみ)

↓

・決定通知

経済政策課しごとづくり推進室は、申請者からの提出書類を審査し交付・不交付を決定する。

↓

決定に従い、以下の書類を申請者へ交付する。

交付決定通知書又は不交付決定通知書

↓

- ・請求

交付決定の通知を受けた者は、以下の書類を市に提出する。

請求書

通帳の写し

↓

- ・交付

経済政策課しごとづくり推進室は、請求者に奨励金を交付する。

(8)実施した監査手続

特定分野緊急就職促進事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するため、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は下記のとおりである。

- ・熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱
- ・熊本市補助金等交付規則
- ・熊本市特定分野緊急就職奨励金交付申請書他、申請書類
- ・熊本市特定分野緊急就職奨励金制度周知広報業務 審査関連資料
- ・熊本市特定分野緊急就職奨励金制度周知広報業務完了報告書
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱

(9)監査の結果

(意見) 効果指数の設定について

効果指数が設定されていないが、3,000千円の広報費をかけていることから、申請者数や6ヵ月未満退職率等の効果指数を設定することが必要である。なお、実績等を検証すると191件の申請があったことや、本事業利用者の6ヵ月未満退職率が15.6%（令和元年12月厚生労働省調査では38.5%）となったことから、就職促進や離職防止に一定の効果があったものと考えられる。

(指摘) 受領書類記載の正確性について

経済政策課しごとづくり推進室は、申請者に雇用証明書の提出を求め、第1期においては対象期間内に就業した事実、第2期においては3か月以上就業した事実、第3期においては6か月以上就業した事実を審査している。提出された雇用証明書の中に、第2期において3か月以上就業した事実を証明するものであるものの、雇用証明書が入れられていた封筒の消印（令和3年8月31日）より後の日付（令和3年9月1日）が証明日として記載されているものがあつた。この雇用証明書によると就業開始日は令和3年6月1日であることから証明日が消印の日付以降の日付であれば、交付要件を満たしているとする判断が可能となる。し

かし証明日が誤っていることから、申請者が3か月以上就業していたかどうかの判断ができない状況であった。にもかかわらず、交付決定と判断したことは問題である。

なお、本監査実施期間中に担当者が当該申請者の勤務先と連絡を取り、令和3年9月1日時点で就労していたことを確認したことから、交付要件を満たした交付であったことが判明している。

交付決定の審査の際には、受領書類記載の正確性について、より留意する必要がある。

(参考意見) チェック実施者名の記載について

経済政策課しごとづくり推進室では、審査事務についてチェックリストを作成し、「起案者」、「確認者」、「決裁者」それぞれについてチェック欄を設け事務処理の適正性を確保している。ただし、チェックはあるものの、誰がチェックを行ったのかが不明であるものがあつた。電子承認ルートからは「起案者」と「決裁者」は把握可能であるが、ダブルチェックを行った者は把握することができない。現状でも自主的に名前の記載や押印をしているものが大半であり、チェック実施者の把握は可能であるが、さらに実施者名記載欄を設けるならば、チェック実施者名記載が必須となり責任が明らかになることから、適正性をさらに高めることにつながる。

なお、現在は失業者就業支援事業と事業名が変更になっているが、監査中の本意見を受け、実施者名記載欄を加えたチェックリストにて処理を行っていることを確認している。

(参考意見) 交付対象者について

熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により増加が懸念される失業者等に対し、人手不足である介護・警備・運輸・建設分野への就職を支援することで、本市の失業者対策及び人手不足対策に資することを目的として、当該分野へ新たに就職した者に対し熊本市特定分野緊急就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するに当たり、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第4条 交付の対象となる者は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(2) 第2期熊本市特定分野緊急就職奨励金 次のいずれにも該当する者

ア 前条第1号に規定する第1期熊本市特定分野緊急就職奨励金の交付を受けた者

(3) 第3期熊本市特定分野緊急就職奨励金 次のいずれにも該当する者

ア 前条第2号に規定する第2期熊本市特定分野緊急就職奨励金の交付を受けた者

熊本市特定分野緊急就職奨励金交付要綱第4条において、交付対象者を第2期においては第1期の交付を受けた者に、第3期においては第2期の交付を受けた者に限定している。なお、第2期の交付を受けた者は第1期の交付を受けていることから、第3期の交付対象者は第1期と第2期の交付を受けている必要がある。このため、過去の交付申請を失念した者は、それ以降の交付を受けられないことになる。しかしながら本事業の趣旨は、上記第1条のとおり失業者対策及び人手不足対策に資することである。仮に過去の交付申請を失念した者に対して以降の交付申請を認める場合、早期離職を防ぐことに資すると考えられ、その結果人手不足対策に資すると考えられる。

よって、過去の交付申請を失念した者に対しても以降の交付申請を認めるよう交付要件を変更することは、本事業の趣旨に照らして検討に値すると考える。

2. UIJ ターンによる人材確保支援事業

3. 移住促進雇用対策事業 (2. と 3. は相互に関連しているため一括して記載している)

(1) 事業の概要

事業名	UIJ ターンによる人材確保支援事業 移住促進雇用対策事業
事業目的	全国的に少子高齢化及び生産年齢人口の減少が進む中、熊本県においては全国と比較しても有効求人倍率が高く(令和4年6月全国1.27倍、熊本県1.46倍)人手不足傾向が強い傾向にある。そのため、これまでの域内の人材定着及び就労促進に加え、移住就業促進施策を行うことにより域外からの人材確保を支援し、市の経済成長を図る。
事業内容	県外在住求職者と地場企業との合同就職面談会の開催、並びに UIJ ターンサポートデスクによる相談対応や移住サイト等による情報発信等を行う。
担当部署	経済政策課(しごとづくり推進室)
事業の根拠(法令、条例、規則、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市 UIJ ターン就職支援専門員設置要綱 ・熊本市 UIJ ターン移住支援専門員設置要綱 ・熊本市 UIJ ターンサポートデスク補助事務会計年度任用職員設置要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節5(8) 人材還流のための就職・就業の支援
事業開始年度	平成26年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	12,142	13,599	60,691	32,846	24,810
決算額	11,922	13,473	56,738	12,143	22,749

※ 令和元年度より移住促進雇用対策事業を開始している。

(3) 事業費の内訳 (令和3年度)

(単位：千円)

費目(節)	決算額	主な内容
報酬	10,422	サポートデスク報酬
職員手当等	1,935	サポートデスク手当
共済費	1,967	サポートデスク共済費
需用費	149	一般消耗品
委託料	8,089	・UIJ ターン就職面談会業務委託 5,280 ・熊本市公式移住情報サイト管理運営業務委託 1,814 ・熊本市移住促進オンラインイベント業務委託 995
役務費	187	サポートデスク電話回線使用料
合計	22,749	

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	11,106	49%	地方創生推進交付金
市(一般財源)	11,643	51%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	22,749	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

指数	指数の説明	指数の目標値
UIJ サポートデスクなどを介した就業者数	UIJ ターンサポートデスク登録者のうち移住就業した方の数	90人 (令和5年度時点)

(指数の推移)

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	30	40	50	60	70
実績値	52	51	98	52	76

※ 効果指数は、後述、「4. 地方創生移住支援事業」を含めたものである。

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	4	4	5	5	6

※ 職員数は、後述、「4. 地方創生移住支援事業」を含めたものである。

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

UIJ ターンサポートデスク

- ・移住サイト・オンライン移住イベントでの情報発信により、県外に住む移住希望者に熊本移住の意欲醸成及びUIJ ターンサポートデスクの認知度向上

↓

- ・移住希望者が電話、メール、訪問等により UIJ ターンサポートデスクへ問い合わせ

↓

- ・UIJ ターンサポートデスク相談員による移住や就業に関する相談対応

↓

- ・移住希望者による就職活動・移住活動（UIJ ターンサポートデスクの伴走支援）

↓

- ・移住

UIJ ターン就職面談会

- ・参加企業募集、決定

↓

- ・参加学生募集（広報）

↓

- ・就職面談会の実施

↓

- ・内定者数調査

(8)実施した監査手続

UIJ ターンによる人材確保支援事業、移住促進雇用対策事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は下記のとおりである。

- ・委託者選定資料
- ・委託業務契約書、仕様書
- ・委託業務検査調書
- ・業務処理報告書
- ・実施報告書

(9)監査の結果

（意見）承認添付資料について（熊本市移住促進オンラインイベント）

熊本市移住促進オンラインイベント業務委託に係る支払の承認を得るにあたり、参考資料として実施報告書を添付し回付していた。しかしながら、当該実施報告書は単純ミスが散見されたことから修正を依頼したものであり、最終版ではなかった。支払承認の参考資料として添付する資料は、最終版である必要がある。

なお、最終版については業務資料とともに別に保管が行われていた。

(意見) 就職内定者数の把握について (UIJ ターン就職面談会)

関東圏在住の求職者を対象に熊本で働くことを目的とした就職面談会を東京で開催し、熊本圏域の労働人口の増加と移住の促進を図っている。

この就職面談会は令和元年度と令和3年度にいずれも業務委託して実施されており、公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、同一業者が受託している。当該業務の目標は両年度とも同一で、以下のとおりである。

- ・参加求職者数 100名以上
- ・就職内定者数 10名以上
- ・求職者と企業との面談数 参加者1名あたり3社以上
- ・参加者アンケート回収率 100%

就職面談会の開催実績は、以下のとおりである。

目標	R1年度	R3年度	備考
参加求職者数	58名	53名	
就職内定者数	0名	0名	報告書提出日現在(各期末日)
面談数	2.8社	2.2社	参加者1名あたり平均
アンケート回収率	81.0%	67.9%	
実施費用 (委託費用)	5,235千円	5,280千円	

※ 令和元年度の実施日は、令和2年1月26日である。2回目を令和2年3月7日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止している。令和2年度は実施していない。令和3年度の実施日は、令和4年3月21日である。

就職内定者数に関しては、両年度とも報告書提出日現在0名という結果となっている。実施日が期末近くの開催となっていることも提出日(各期末日)現在の就職内定者数が0名となっていることの要因と思われる。このため、後日、担当課において相手方企業に対してヒアリングを行い、就職内定者数の把握を行っている。

しかし、ヒアリング実施のタイミングによっては選考中という場合があり、また、新たに応募がある可能性もあるため、最終的な内定者数の把握には至っていない。

この点、ヒアリングを何度も行うことは相手方企業及び担当課の負担も大きいという理由で一度しか実施していない。また、内定者が生じた場合には企業から担当課に報告してもらうよう依頼するなどして内定者数の把握に努めているが、相手方企業からの連絡も十分ではない状況である。

しかし、本事業の評価にあたっては内定者数(又は就職者数)の把握が必要不可欠であるため、相手方企業に本事業の意義を再度認識してもらうよう働きかけるなどして、内定者数(又は就職者数)の把握に努める必要がある。

なお、担当課のヒアリングによると、各年度調査時点においては、令和元年度は応募者 5 名、採用者 1 名、令和 3 年度は応募者 13 名、選考中 4 名、採用者 0 名という結果となっている。

実績だけを見た場合には低調なものになっている。このような場合には、漫然と事業を継続するのではなく、事業の必要性について、例えば、「実績は低いものの、市内企業の開催要望が強く、事業継続の意義があると判断できる」など、検討することが必要である。

(参考意見) 就職面談会の開催について (UIJ ターン就職面談会)

目標と実績との乖離が大きいことから、次回開催に関して検討すべき点が多いと思われる。具体的には以下の点が挙げられる。

参加求職者に関しては、令和元年度に目標を大きく下回ったことから令和 3 年度では広報活動の追加や変更を行っている。しかしながら、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあってか、さらに目標を下回る結果となった。参加求職者数と参加事業者数の確保は本業務の目的達成に不可欠であることから、次回開催に向けて、さらに検討が必要と思われる。

求職者と企業との面談数に関しては、令和元年度は目標の 9 割を超えていたが、令和 3 年度は減少している。令和 3 年度の参加事業者数は 20 社から 33 社に増加しているが、令和元年度は対面参加のみであったところ、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の悪化により参加企業の希望があったことから Web 参加も可能とし、対面参加 12 社、Web 参加 21 社であることが影響していると思われる。事業者の Web 参加の是非、Web 参加事業者と求職者の面談の誘導方法、求職者の Web 参加採用の是非など、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ次回の開催に当たり検討すべき点は多いと考える。

アンケート回収率に関しては、令和元年度は目標の 8 割を超えていたが、令和 3 年度は落ち込んでいる。アンケートは次回開催する際に、よりよい面談会とするための重要な情報となることから積極的な声掛けを行う等、回収率上昇の方策検討が必要である。

4. 地方創生移住支援事業

(1) 事業の概要

事業名	地方創生移住支援事業
事業目的	全国的に少子高齢化及び生産年齢人口の減少が進む中、熊本県においては全国と比較しても有効求人倍率が高く令和 4 年 6 月(全国 1.27 倍、熊本 1.46 倍)人手不足傾向が強い傾向にある。そのため、これまでの域内の人材定着及び就労促進に加え、移住就業促進施策を行うことにより域外からの人材確保を支援し、市の経済成長を図る。
事業内容	国の規定に基づき、東京都 23 区内に 5 年以上在住もしくは通勤していた方が本市に移住して就職・起業等する場合に移住

	支援金を支給する。
担当部署	経済政策課（しごとづくり推進室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市移住支援金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節5(8) 人材還流のための就職・就業の支援
事業開始年度	令和元年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	3,000	6,400	23,600
決算額	—	—	0	4,400	14,800

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	14,800	移住支援金
合計	14,800	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	3,700	25%	
市債	—	—	
その他	11,100	75%	県補助（うち2/3は国から県への補助）
合計	14,800	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

指数	指数の説明	指数の目標値
UIJ サポートデスクなどを介した就業者数	UIJ ターンサポートデスク登録者のうち移住就業した方の数	90人 (令和5年度時点)

(指数の推移)

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	50	60	7
実績値	—	—	98	52	76人

※ 効果指数は、前述、「2. UIJ ターンによる人材確保支援事業、3. 移住促進雇用対策事業」

を含めたものである。

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	4	4	5	5	6

※ 職員数は、前述、「2. UIJ ターンによる人材確保支援事業、3. 移住促進雇用対策事業」を含めたものである。

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 東京都 23 区内に 5 年以上在住もしくは通勤していた者が、市に移住して就職・起業
- ↓
- ・ 市移住後 3 か月経過後に移住希望者が本市へ必要書類をそえて申請
- ↓
- ・ 受け付けた申請書類等に関する審査の実施
- ↓
- ・ 交付決定
- ↓
- ・ 申請者より請求書を受理
- ↓
- ・ 移住支援金を交付

(8) 実施した監査手続

地方創成移住支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は下記のとおりである。

- ・ 熊本市移住支援金交付要綱
- ・ 熊本市移住支援金申請の手引き
- ・ 移住支援金交付申請書兼実績報告書
- ・ 就業証明書等、申請時添付書類

(9) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

IV. 商業金融課

1. 損失補償金

(1) 事業の概要

事業名	損失補償金
事業目的	市制度融資を利用する中小企業者等への資金供給（保証承諾）の円滑化を図る。
事業内容	市制度融資を利用する中小企業者等に代位弁済（倒産等）が発生した場合、その保証残高において日本政策金融公庫からの保険金を受領した後の残りの一部又は全部を、市が信用保証協会に対し損失補償する。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	損失補償契約
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節2（2）創業・経営革新・事業承継者への支援
事業開始年度	昭和40年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	20,000	29,000	30,400	22,000	6,000
決算額	16,760	28,660	30,297	21,211	5,726

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
補償補填及び賠償金	5,726	損失補償金

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	5,726	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	5,726	100%	

(5) 事業効果とその推移

（効果指数）

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(効果指数が設定されていない理由)

効果指数が設定されていないが、市融資制度の利用額（件数）及びこれに伴う代位弁済額（率）を予測することは困難なため、効果指数を設定することは難しいと考えられる。

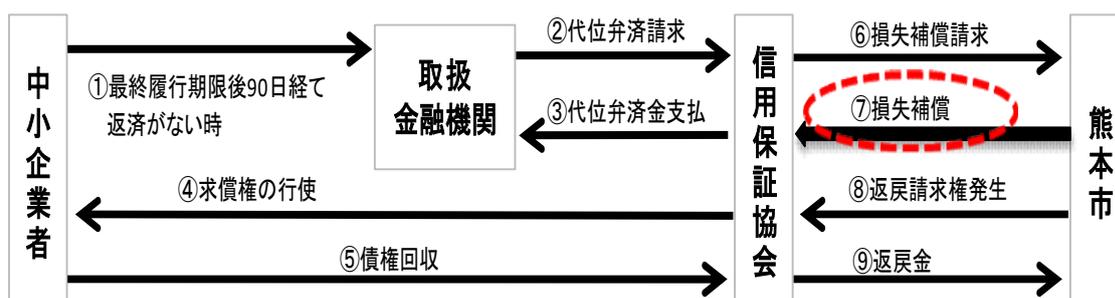
(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	2	2	2	2	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 熊本県信用保証協会からの損失補償金請求
- ↓
- ・ 審査・交付決定
- ↓
- ・ 損失補償金交付
- ↓
- ・ 熊本県信用保証協会が中小企業者から債権を回収した場合、市へ返還



(8) 実施した監査手続

損失補償金が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを行った。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・令和3年度熊本市中小企業融資制度のご案内
- ・損失補償契約書
- ・調定書
- ・支出命令書
- ・領収書
- ・請求書
- ・支出負担行為書

(9) 監査の結果

(意見) 制度融資の利用制限について

以下のとおり、同一の事業者が複数の制度融資を利用している。そのため、複数の制度融資を利用している事業者に代位弁済が生じた際に、損失補償額が大きくなる恐れがある。

同一の事業者が複数の制度融資を利用する是非について検討することが必要である。

(ケース1)

- ・熊安特3(熊本地震特別融資)

保証日 平成28年5月20日

保証金額 2,000,000円

代位弁済日 令和3年11月19日

代位弁済総額(信用保証協会) $920,000 + 2,881 = 922,881$ (代位弁済元本+代位弁済利息)

損失補償額(市) 147,200円

- ・市創業1(創業サポート資金・新規開業)

保証日 平成27年7月28日

保証金額 6,000,000円

代位弁済日 令和3年11月19日

代位弁済総額(信用保証協会) $2,220,900 + 8,895 = 2,229,795$ (代位弁済元本+代位弁済利息)

損失補償額(市) 444,180円

(ケース2)

- ・熊安特1(熊本地震特別融資)

保証日 平成28年6月14日

保証金額 2,500,000円

代位弁済日 令和3年4月16日

代位弁済総額(信用保証協会) $1,057,810 + 0 = 1,057,810$ (代位弁済元本+代位弁済利息)

損失補償額（市） 162,913 円

・市創業2（創業サポート資金・新規開業）

保証日 平成26年3月27日

保証金額 5,000,000 円

代位弁済日 令和3年4月16日

代位弁済総額（信用保証協会） 544,841+0=544,841（代位弁済元本+代位弁済利息）

損失補償額（市） 104,886 円

2. 信用保証料補給金

(1) 事業の概要

事業名	信用保証料補給金
事業目的	本市制度融資を利用する際の信用保証料の負担を軽減することで、中小企業者等における資金調達の円滑化を図る。
事業内容	市制度融資の利用における保証料の一部又は全額を、熊本県信用保証協会に補助する。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市中小企業信用保証料補給要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節2（2）創業・経営革新・事業承継者への支援
事業開始年度	昭和47年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	38,000	35,902	35,000	3,000	13,500
決算額	26,671	35,693	28,501	2,731	12,906

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	12,906	信用保証料の軽減分に対する補助金

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	12,906	100%	
市債	—	—	

その他	—	—	
合計	12,906	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(効果指数が設定されていない理由)

効果指数が設定されていないが、制度融資を利用するかどうかは借入者の意向次第であり、保証するかどうかは保証協会の意向次第のため、市が当該事業の利用件数に関して影響を与えることは限定的であり、利用件数等を効果指数とすることは難しいと考えられる。

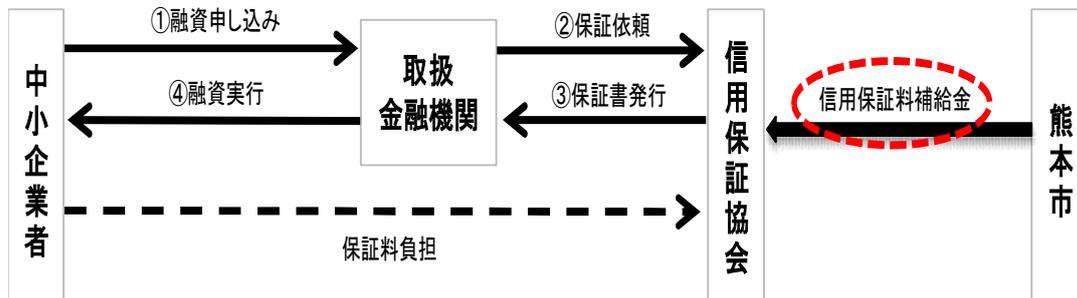
(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	2	2	2	2	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・熊本市中小企業信用保証料補給要綱にかかる実施伺
- ↓
- ・市制度融資は保証付融資として実施するため、熊本県信用保証協会は、当事業により軽減した保証料を事業者に対し請求
- ↓
- ・熊本県信用保証協会は、事業者に対し軽減した保証料を市へ交付申請
- ↓
- ・市による審査（保証料補給金請求明細リストを確認）
- ↓
- ・熊本県信用保証協会に対して保証料補給金交付



(8) 実施した監査手続

信用保証料補給金が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを行った。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 令和3年度（2021年度）熊本市中小企業融資制度のご案内
- ・ 熊本市中小企業信用保証料補給要項
- ・ 調定書
- ・ 信用保証料の返戻について
- ・ 保証料補給 返戻明細表
- ・ 支出負担行為書
- ・ 支出命令書
- ・ 信用保証料補給申請書兼請求書
- ・ 保証料補給金請求明細リスト

(9) 監査の結果

（意見）熊本市中小企業融資制度の必要性について

熊本市中小企業融資制度のうち、以下のものについて利用実績がない状況が続いておりその必要性を検討することが必要である。

- ・ 高度化資金 平成11年度より利用実績なし
- ・ 地下水使用合理化設備資金 平成16年度より利用実績なし
- ・ 公害防止施設資金 平成19年度より利用実績なし
- ・ 新エネルギー設備等資金 平成29年度より利用実績なし

なお、経営安定特例資金は、熊本地震などの天変地異があった際に利用されるものであるため近年利用実績がない事のみをもって廃止することには慎重になる必要があると考えられる。ただ、熊本地震のような天変地異があった際には、国・県等からも救済措置が取られる

可能性が高く国・県と重複しない救済措置になるよう検討することが必要である。

(意見) 返戻の網羅性・正確性の確認方法について

信用保証料の返戻については、熊本県信用保証協会が算定した書類に基づき調定しているが、同資料が正確かどうかを市では検証していない。なお、市の職員が信用保証協会の非常勤理事であり理事会に出席するとともに、監事の監査報告書を確認し「理事の職務の執行に関し不正な行為または法令および定款等に違反する重大な事実が認められなかったこと」及び「計算書類は法令および定款等に従い収支および財産の状況を正しく示しているものと認められること」を確認している。

理事会への出席及び監事の監査報告書は、保証協会全体の観点から議論、監査されていることから、個別の業務である信用保証の返戻が適切であったかどうかを直接的には検討対象とすることは通常は想定されない。そのため、信用保証の返戻に漏れがないかどうか、また、正確かどうかについて市の職員が理事会に出席すること及び監事の監査報告書を確認することで対応が十分かどうか検討することが必要である。

3. 新型コロナウイルス関連利子補給事業

(1) 事業の概要

事業名	新型コロナウイルス関連利子補給事業
事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等の資金繰りを支援するもの。
事業内容	熊本県の制度融資「金融円滑化特別資金」を利用した市内の事業者に対し、本市が独自に利子を3年間補助する。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱 熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節2(2) 創業・経営革新・事業承継者への支援
事業開始年度	令和2年度
事業実施方法	委託
委託内容	補助金審査事務

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	1,080,000	1,276,869
決算額	—	—	—	1,005,802	1,256,760

※ 令和2年度の予算額・決算額は、基金への積立金3,000,000千円を除く。

※ 令和2年度は事業の対象期間が9ヶ月なのに対し、令和3年度は事業の対象期間が12ヶ月のため金額が増加している。

(3) 事業費の内訳 (令和3年度)

(単位: 千円)

費目(節)	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,247,916	
委託料	8,789	利子補給事務委託
積立金	55	基金運用収入積立金
合計	1,256,760	

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位: 千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市(一般財源)	1,256,705	100%	積立済の基金より財源充当
市債	—	—	
その他	55	0%	基金運用収入
合計	1,256,760	100%	

※ 決算上、1,256,705千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し積立てた熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金より財源充当

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(効果指数が設定されていない理由)

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少への資金繰り支援を目的として、緊急的に開始した制度であるため、予め効果指数が設定されていない。

実績等を検証すると、本事業をはじめ、国等の新型コロナウイルス関連の金融施策の効果もあり、代位弁済件数は新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前に比べ下回っており、一定程度の効果があったものと考えられる。

熊本県信用保証協会全体の代位弁済件数

令和元年度 507件、令和2年度 365件、令和3年度 240件

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度

職員数等	—	—	—	2	2
------	---	---	---	---	---

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 利子補給補助金の申請受付にかかる実施伺
- ↓
- ・ 事業者からの申請書類の受付・審査（業務委託）
- ↓
- ・ 市が各金融機関に対して対象事業者の支払利子額を照会
- ↓
- ・ 各金融機関からの支払利子額の回答と申請受付情報を突合
- ↓
- ・ 市が交付決定兼交付確定し、申請者宛利子補給金を交付

(8) 実施した監査手続

新型コロナウイルス関連利子補給事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを行った。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付要綱
- ・ 熊本市補助金等交付規則
- ・ 熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例
- ・ 熊本市の中小企業資金繰り支援（利子補給）について
- ・ 熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付決定兼交付確定通知書
- ・ 委託業務検査調書
- ・ 委託業務完了届
- ・ 熊本市利子補給事務業務委託契約書
- ・ 熊本市利子補給事務業務委託仕様書
- ・ 入札状況調書
- ・ 令和3年度熊本市利子補給申請受付チェックシート

(9) 監査の意見及び結果

（指摘）押印確認について

顧客番号 100007639 の申請者は、株式会社であるが押印欄に有限会社の表示の印を「熊本市新型コロナウイルス関連利子補給補助金交付申請書兼請求委任兼口座振込依頼書」に押印していたが、当該事実関係を調べることなく利子補給の支払を実施していた。

法人の名称と印の整合性の確認を正確に実施すべきである。

なお、監査期間中に市の担当者が印鑑証明書を取り寄せ、当該法人の実印として問題がないことを確認している。

4. 中小企業団体等助成経費

(1) 事業の概要

事業名	中小企業団体等助成経費
事業目的	熊本商工会議所、市内商工会への財政支援をすることにより、中小企業者の経営改善、経営相談、融資相談等の専門的なアドバイスができる指導員の設置等を可能とし、市内中小企業の活性化に貢献する。また、熊本県中小企業団体中央会等への支援については、個人経営者、中小企業者の組織化・共同化を推進し、経営の安定を図り活性化を促進する。
事業内容	熊本商工会議所、市内各商工会、熊本県中小企業団体中央会等が実施する中小企業者の経営革新や経営改善のための事業等に対して財政支援を行うもの。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市中小企業に関する団体に対する補助金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節2(2) 創業・経営革新・事業承継の支援
事業開始年度	平成3年度
事業実施方法	直営 ※ 各補助団体において事業を実施
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	49,671	49,671	49,671	49,671	49,671
決算額	49,513	49,461	49,563	49,588	49,555

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	49,555	補助団体 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本商工会議所 (決算額) 10,608 ・熊本県中小企業団体中央会 (決算額) 1,746 ・熊本県商店街振興組合連合会 (決算額) 197 ・熊本市商店街連合会 (決算額) 757 ・熊本市内8商工会 (決算額) 36,247

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	49,555	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	49,555	100%	

(5) 事業効果とその推移

（効果指数）

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

（指数の推移）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	2	2	2	2	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 補助金交付に関する実施伺の起案（対象団体、補助上限額等の決定）
- ↓
- ・ 各団体へ交付申請書類等の提出依頼の通知
- ↓
- ・ 各団体から提出された交付申請書類等に基づく審査、補助金交付の決定
- ↓
- ・ 補助金概算交付の決定（概算交付申請団体のみ）
- ↓
- ・ 概算交付に基づく補助金支出（概算交付決定団体のみ）
- ↓
- ・ 事業完了後、報告書、決算書に基づく審査により補助金交付額の確定
- ↓
- ・ 概算で支払った補助金額が確定した補助金額を上回っている場合は、返還の手続

(8) 実施した監査手続

中小企業団体等助成経費が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。なお、金額的重要性を考慮して、熊本商工会議所及び熊本市内 8 商工会を対象としている。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本市中小企業に関する団体に対する補助金交付要綱
- ・熊本市中小企業に関する団体に対する補助金の支出の基準
- ・熊本市補助金等交付規則
- ・補助金等交付確定通知書
- ・熊本市中小企業に関する団体に対する補助事業完了実績報告書
- ・熊本市中小企業に関する団体に対する補助金・補助対象事業費 集計表
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・経営発達支援計画評価委員会資料

なお、金額的重要性を考えて、「熊本商工会議所」と「熊本市内 8 商工会」について監査を実施した。

(9) 熊本商工会議所

① 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	10,608	10,608	10,608	10,608	10,608
決算額	10,608	10,608	10,608	10,608	10,608

※ 過去 5 年間はいずれも所定の算式により計算した金額が予算の上限額を上回っているため、予算上限額で決定されている。

「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金交付要綱」及び「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金の支出の基準について」では以下のように、対象事業等を定めている。

- ・補助対象事業
 - (1) 中小企業者及び従業員の育成指導に関する事業
 - (2) 団体が行う地域商工業振興事業
 - (3) 商工業振興のため市長が特に必要と認める事業
- ・補助対象経費
 - (1) 商工業に関する経営等についての相談指導、研修活動及び講演会の開催に関する経費
 - (2) 商工業に関する資料の収集及び情報の提供に要する経費
 - (3) 商工業に関する調査研究に要する経費
 - (4) 商工業に関する技術又は技能の普及活動に要する経費
 - (5) 前各号に掲げる活動に共通する経費としての消耗品費、印刷製本費、通信費、交通費、

会場使用料等

(6) その他の補助対象事業に要する経費

- ・ 補助額の算定方法および上限額

補助額は補助対象経費に2分の1を乗じた金額とし、上限額は予算の範囲内で次のとおりとする。 (上限額) 10,608千円

②効果指数が設定されていない理由

「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金交付要綱」では以下のように定めている。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、熊本市中小企業に関する団体に対する補助事業完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならないこととする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

これらの書類の評価・分析を通じて、補助金による事業の効果を確認している。

これに加えて、経営発達支援計画評価委員会に出席し、内容の確認が行われている、同委員会では、巡回指導件数、窓口指導件数、講習会開催件数等の具体的な目標値と実績値が報告されており、これらをもって効果指数の検討に替えている。

③監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(10) 熊本市内8商工会

①事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	36,247	36,247	36,247	36,247	36,247
決算額	36,247	36,247	36,247	36,247	36,247

※ 過去5年間はいずれも上限額に達しており、総額としては変更ないが、各商工会に対する補助金額は増減している。

熊本市内8商工会に対する補助金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

熊本市内8商工会				
	託麻	北部	河内	飽田

年度	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
H29	5,280	5,280	4,018	4,018	3,568	3,568	3,212	3,212
H30	5,862	5,862	4,178	4,178	3,696	3,696	3,366	3,366
R1	6,444	6,444	4,339	4,339	3,825	3,825	3,519	3,519
R2	6,655	6,655	4,333	4,333	3,792	3,792	3,573	3,573
R3	6,866	6,866	4,327	4,327	3,760	3,760	3,627	3,627

熊本市内 8 商工会								
	天明		富合		城南		植木町	
年度	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
H29	3,855	3,855	3,668	3,668	5,778	5,778	6,868	6,868
H30	3,985	3,985	3,725	3,725	5,345	5,345	6,090	6,090
R1	4,115	4,115	3,780	3,780	4,914	4,914	5,312	5,312
R2	3,852	3,852	3,872	3,872	4,983	4,983	5,187	5,187
R3	3,589	3,589	3,964	3,964	5,052	5,052	5,062	5,062

「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金交付要綱」及び「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金の支出の基準について」では以下のように、対象事業等を定めている。

・補助対象事業

- (1) 中小企業者及び従業員の育成指導に関する事業
- (2) 団体が行う地域商工業振興事業
- (3) 商工業振興のため市長が特に必要と認める事業

・補助対象経費

- (1) 商工業に関する経営等についての相談指導、研修活動及び講演会の開催に関する経費
- (2) 商工業に関する資料の収集及び情報の提供に要する経費
- (3) 商工業に関する調査研究に要する経費
- (4) 商工業に関する技術又は技能の普及活動に要する経費
- (5) 前各号に掲げる活動に共通する経費としての消耗品費、印刷製本費、通信費、交通費、会場使用料等
- (6) その他の補助対象事業に要する経費

(1)から(6)の経費のうち、決算書に記載の「経営改善普及事業」に係る経費から、県の「熊本県小規模事業指導費補助金・小規模事業対策推進事業費補助金」の額を差し引いた金額

・補助金の上限額及び算定方法

上限額の総額は、予算の範囲内で以下の金額とし、各団体への補助額は、上限額の範囲内で、次の算定方法により算出した金額とする。

(上限額) (熊本市内8商工会分) 36,247千円

(算定方法)

次に定める、均等割額、会員割額、事業費割額の合計額とする。

- ①均等割額：1団体あたり一律に2,000千円とする。
- ②会員割額：会員数に応じた配分額とし、下限額を500千円(会員数200人以下)、以後会員数が100人増加する毎に100千円上乗せし、上限額を1,500千円(会員数1,101人以上)とする。
- ③事業費割額：上限額から均等割額、会員割額を差し引いた金額を、直近3カ年の補助対象経費の平均額に応じて按分することとする。

②効果指数が設定されていない理由

熊本商工会議所と同様。

(指摘) 補助対象経費について

河内商工会で補助の対象経費とされているものは以下のとおりである。

「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金の支出の基準について」では、補助の対象経費は要綱第3条に掲げる経費のうち、決算書に記載の「経営改善普及事業」に係る経費(経営改善普及事業指導職員設置費及び経営改善普及事業指導事業費)とされているが、これ以外の総合振興事業費や管理費の一部の項目が対象とされている。

河内商工会

(単位：千円)

項目	金額
経営改善普及事業指導職員設置費	17,743
人件費	11,822
福利厚生費	1,921
経営改善普及事業指導事業費	2,712
旅費	26
事務費	68
福利環境整備費	941
指導事業費	859
伴走型小規模事業者支援推進事業	400
経営指導推進費	356
商工会等職員経営指導推進費	60
総合振興事業費	
総合振興事業費	59
地域復興事業費	1
税務対策費	288
青年部・女性部対策費	400

管理費		
	職員超過勤務手当	13
	消耗品費	493
	印刷製費	94
	通信運搬費	149

これは、河内商工会に対し個別にヒアリングを行った結果、要綱第3条に掲げる補助対象経費について、決算書上では「経営改善普及事業」以外にも計上されている勘定科目が存在することから、該当する科目を補助対象経費として追加したものであるが、基準における規定とは異なる取扱いのため、実情にあわせた基準の見直しが必要である。

(意見) 各商工会における収支計算書の科目統一について

類似の科目が収支計算書では異なる区分（経営改善普及事業指導職員設置費、経営力強化支援事業等）で表示されているため、類似の科目であっても現行の基準では補助金の対象経費に含まれる場合と含まれない場合がある。

支所	託麻	北部	河内	植木
大科目	経営力強化支援事業	経営改善普及事業指導事業費	経営改善普及事業指導事業費	経営力強化支援事業
小科目	伴走型推進事業	伴走型小規模事業者推進事業	伴走型小規模事業者推進事業	伴走型推進事業
補助金の対象経費	含まれない	含まれる	含まれる	含まれない

支所	北部	天明	植木
大科目	経営改善普及事業指導事業費	総合振興事業費	総合振興事業費
小科目	広域連携事業費	広域連携関連事業費	広域連携関連事業費
補助金の対象経費	含まれる	含まれない	含まれない

商工会の収支計算書上の勘定科目は、商工会運営指針において、「経営改善普及事業に係る収支科目以外は、商工会の実情に合わせて適宜に取捨選択しても良いが、商工会の経理方式の全国的な統一を図る意味から、事業の種類、内容が同一なものについてはことさら異なった勘定科目を使用することは避けて、定められた勘定科目によらなければならない」と記載されており、補助の対象経費を適切に算定する観点から、各商工会には可能な限り統一した勘定科目による経費分類の整理を依頼する必要がある。

5. 中心商店街地区魅力向上事業

(1) 事業の概要

事業名	中心商店街地区魅力向上事業
事業目的	中心市街地の賑わいを生み出し、感性ある街づくりの促進を図る。
事業内容	中心商店街等において音楽・舞踏・大道芸等を行う「ストリートアートプレックスくまもと」を官民協働で開催する。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会規約
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節3(4) 商店街の魅力向上
事業開始年度	平成14年度
事業実施方法	直営 ※ 実行委員会形式で実施し、本市と熊本商工会議所が事務局
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	5,000	5,000	5,000	5,000	2,830
決算額	5,000	5,000	5,000	810	2,830

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	2,830	実行委員会に対する負担金

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	2,830	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	2,830	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
商店街歩行者通行量	例年調査を実施している市内主要商店街の断面通行量の合計値	令和5年度 773（千人）

(指数の推移)

(単位：千人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	757	—	—

実績値	946	788	817	569	631
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	2	2	2	2	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 実行委員会にて年間計画案、予算案確定
- ↓
- ・ 事業開催前に実行委員会にて各事業の詳細確定
- ↓
- ・ 各事業実施
- ↓
- ・ 事業開催後に実行委員会にて各事業実施報告
- ↓
- ・ 実行委員会にて年間事業報告、決算報告

(8) 実施した監査手続

中心商店街地区魅力向上事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会規約
- ・ 事業報告書
- ・ 決算書
- ・ 監査報告書
- ・ 見積書
- ・ 請求書
- ・ 領収書

(9) 令和3年度収支決算書

(単位：円)

収入の部			
	予算額	決算額	増減
負担金	5,030,000	5,030,000	0
熊本市負担金	2,830,000	2,830,000	0
商店街負担金	1,920,000	1,920,000	0
熊本市商工会議所負担金	280,000	280,000	0

協賛金等	0	36,000	36,000
協賛金	0	36,000	36,000
繰越金等	1,849,376	1,849,396	20
前年度繰越金	1,849,376	1,849,376	0
利息	0	20	20
合 計	6,879,376	6,915,396	36,020

支出の部			
	予算額	決算額	増減
イベント開催費	6,310,896	4,221,787	△2,089,109
JAZZ OPEN2021	2,000,000	1,808,215	△191,785
GENESIS 2	2,000,000	1,656,708	△343,292
大道芸	0	0	0
Great Composer Memorial Series	1,530,000	756,864	△773,136
On the corner	530,000	0	△530,000
One for kumamoto	0	0	0
その他（前年度事業分）	0	0	0
事業予備費	250,896	0	△250,896
広報費	238,480	238,480	0
HP 管理費	238,480	238,480	0
その他	330,000	2,455,129	2,125,129
備品その他購入費	330,000	245,034	△84,966
次年度繰越金	0	2,210,095	2,210,095
予備費	0	0	0
合 計	6,879,376	6,915,396	36,020

(10) 監査の結果

(意見) 効果指数について

効果指数として、商店街歩行者通行量を設定しているが、実際のイベント集客数等を用いるのが適切である。

(指摘) 収支計算書等の整理状況について

ファイル名	会計期間	綴じられている	
		収支計算書	監査報告書
平成 29 年度	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年度	平成 28 年度
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年度	平成 29 年度
令和元年度	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日	令和元年度	令和元年度
令和 2 年度	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日	令和元年度	—
令和 3 年度	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日	令和 2 年度 令和 3 年度	令和 2 年度 令和 3 年度

※ 平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）以下同じ

- ・平成 29 年度のファイルに平成 28 年度の収支計算書及び監査報告書が綴じられていた。
- ・平成 30 年度のファイルに平成 29 年度の収支計算書及び監査報告書が綴じられていた。
- ・令和 2 年度のファイルに令和元年度の収支計算書が綴じられており、監査報告書は綴じられていなかった。
- ・令和 3 年度のファイルに令和 2 年度の収支計算書及び監査報告書が綴じられていた。

また、平成 30 年度の収支報告書及び監査報告書はファイルに綴じられておらず、収支計算書は担当者の PC にデータが保管されていた。監査報告書は担当者の PC に PDF で保管されていたが、原本は確認できなかった。

(意見) 監査実施状況について

監査実施状況は以下のとおりである。

年度	会計期間	監査報告書日付
平成 29 年度	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 7 月 10 日
平成 30 年度	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日	令和元年 5 月 28 日
令和元年度	平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 8 月 7 日
令和 2 年度	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 4 月 23 日
令和 3 年度	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 5 月 24 日

「STREET ART-PLEX KUMAMOTO 実行委員会規約」では以下のように定めている。

(役員 の 職務)

第 6 条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

3 監事は委員会の会計を監査する。

具体的な監査の期限等は定められていないが、決算日以後、3 ヶ月をめぐりに監査を実施することが望ましい。

(意見) 年度をまたぐ支出について

平成 30 年度 収支決算書

(単位：円)

	予算額	決算額	増減
イベント開催費	10,502,781	8,482,525	△2,020,256
JAZZ OPEN2018	3,200,000	3,263,177	63,177
EXTRAVAGANZA2018	3,500,000	3,177,432	△322,568
大道芸 2019	3,100,000	1,619,269	△1,480,731
Great Composer Memorial Series	500,000	379,383	△120,617
On the corner	0	0	0
One for kumamoto	0	0	0
その他 (前年度事業分)	0	43,264	43,264
事業予備経費等	202,781	0	△202,781

広報費	234,144	234,144	0
HP 管理費	234,144	234,144	0
その他	330,000	2,485,185	2,155,185
備品その他購入費	180,000	170,130	△9,870
次年度繰越金	0	2,315,055	2,315,055
予備費	150,000	0	△150,000
合計	11,066,925	11,201,854	134,629

令和元年度 収支決算書

(単位：円)

	予算額	決算額	増減
イベント開催費	10,526,866	8,595,731	△1,931,135
JAZZ OPEN2019	3,200,000	3,294,919	94,919
EXTRAVAGANZA2019	3,500,000	3,017,340	△482,660
大道芸 2020 (中止)	3,100,000	288,050	△2,811,950
Great Composer Memorial Series	500,000	561,332	61,332
On the corner	0	150,016	150,016
One for kumamoto	0	0	0
その他 (前年度事業分)	0	1,284,074	1,284,074
事業予備費	226,866	0	△226,866
その他	434,144	3,319,341	2,885,197
HP 管理経費等	234,144	234,144	0
備品その他購入費	200,000	633,878	433,878
次年度繰越金	0	2,451,319	2,451,319
予備費	0	0	0
	10,961,010	11,915,072	954,062

平成 30 年度に計上すべき大道芸 2019 に関する支出の一部が令和元年度収支決算書にその他 (前年度事業分) として計上されている。

このため、平成 30 年度収支計算書の大道芸 2019 は予算額に対して決算額が半分ほどと少なくなっており、この分が令和元年度収支計算書のその他 (前年度事業分) に計上されている。

当該事業が 1 年度単位で行われていること、予算額と決算額を比較、検討する観点から支出は事業が行われた年度に処理することが必要である。

(意見) 収支計算書の会計処理について

その他 (備品その他購入費) の中にイベント出演者等に対する源泉所得税が計上されているが、報酬金額と源泉所得税を区分する必要はなく、出演者等に対する支払総額をイベント開催費で処理することが望ましい。

(指摘) 前年度繰越金の取扱いについて

収支決算書における収入の部の「前年度繰越金」の数値は以下のとおりである。

(単位：円)

収入の部	前年度繰越金	
	予算額	決算額
H29	1,838,036	1,838,036
H30	1,136,825	1,136,825
R1	1,030,981	2,315,055
R2	2,451,319	2,451,319
R3	1,849,376	1,849,376

令和元年度「前年度繰越金」の予算額と決算額が相違している。

予算額には前年度決算で確定した繰越金額を記載することが必要である。

(参考意見)

協賛金収入の推移

(単位：円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
協賛金収入	930,000	1,130,000	700,000	130,000	36,000

当該事業は、中心市街地の賑わいづくりを生み出すには有効と考えられる。

コロナ禍の影響もあり民間企業等からの協賛金は減少しているが、新型コロナウイルス感染症の収束後も見すえ、民間企業等からの協賛金を得るための方法を工夫する必要があると思われる。

6. 商店街活性化対策事業

(1) 事業の概要

事業名	商店街活性化対策事業
事業目的	商店街等の賑わいや魅力を創出し、商業振興及び地域活性化を図る。
事業内容	商店街等が実施する活性化のためのイベント等事業や研修事業、インバウンド対応事業、空き店舗対策事業等に対して助成を行う。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱 熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節3(4) 商店街の魅力向上
事業開始年度	平成13年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	29,146	33,853	27,131	24,495	24,330
決算額	28,015	29,272	25,700	14,956	21,249

商店街活性化対策事業は以下の5事業から成っている。

- ・商店街魅力アップ事業
- ・研修事業
- ・インバウンド対応事業
- ・熊本県商店街にぎわいづくり補助事業（平成30年度終了）
- ・商店街空き店舗対策事業

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	21,249	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	7,377	34.7%	地方創生推進交付金
市（一般財源）	13,872	65.3%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	21,249	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	2	2	2	2	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

〈イベント等事業、研修事業、インバウンド対応事業〉

- ・ 商店街団体等が市に助成金の認定申請を行う（助成金認定申請書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に認定決定を通知する（助成金認定通知書）
- ↓
- ・ 商店街団体等が市に助成金の交付申請を行う（助成金交付申請書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に助成金の交付決定を通知する（助成金交付決定通知書）
- ↓
- ・ 商店街団体等が事業実績報告書を提出する（実績報告書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に助成金の交付確定を通知する（助成金交付確定通知書）
- ↓
- ・ 商店街団体等が市に助成金請求を行う（助成金支払請求書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に助成金確定額を交付する

〈空き店舗対策事業〉

- ・ 商店街団体等が市に要望書等を提出する（要望書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に審査結果を通知する（審査結果通知）
- ↓
- ・ 商店街団体等が市に補助金の交付申請を行う（補助金等交付申請書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に交付決定を通知する（補助金等交付決定通知書）
- ↓
- ・ 商店街団体等が事業実績報告書を提出する（実績報告書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に助成金の交付確定を通知する（補助金等交付確定通知書）
- ↓
- ・ 商店街団体等が市に補助金請求を行う（請求書）
- ↓
- ・ 市が商店街団体等に補助金確定額を交付する

(8) 実施した監査手続

商店街活性化対策事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料

の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱
- ・熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱
- ・熊本市商店街活性化特別支援事業助成金審査会設置要綱
- ・事業計画書
- ・事業実施報告書
- ・事業収支決算書
- ・補助金等交付申請書
- ・熊本市商店街等関連施策のご案内及び発送先一覧
- ・助成会審査資料（採点表含む）

(9) 商店街魅力アップ事業

①事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	24,000	22,000	22,000	24,000	24,000
決算額	23,136	23,068	22,560	12,695	16,800

※ 予算額は(10)研修事業との合算額である。

②決算額内訳

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
商店街魅力アップ事業	23,029	22,970	22,031	12,280	16,519
研修事業	107	98	529	415	281
合計	23,136	23,068	22,560	12,695	16,800

③事業の内容

「熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱」では事業対象を以下のように定めている。

- ・助成対象事業

(1) 商店街魅力アップ事業

ア 地域の特性を生かした商店街活性化に資するイベント等の事業

イ 商店街の活性化に向けた先進的な事業であって、他地域へのモデル性を有するもの
又は地域の問題解決等を目的としたもの

過去5年間の実施状況は以下のとおりである。

	商店街等団体名	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
1	向山繁栄会	○	○	○	○	○
2	健軍商店街振興組合	○	○	○	○	○

3	ながみね繁栄会	○	○	○	コロナにより中止	コロナにより中止
4	熊本市駕町通り商店街振興組合	○	○	○	取下げ	取下げ
5	下通繁栄会	○	○	○	○	○
6	熊本市新市街商店街振興組合	○	○	○	○	○
7	坪井繁栄会	—	○	○	—	—
8	京塚繁栄会	○	—	—	—	—
9	水道町親和会	○	○	○	取下げ	—
10	上通商栄会	○	○	○	○	○
11	レイクサイド繁栄会	○	○	○	コロナにより中止	コロナにより中止
12	上通1・2丁目商店街振興組合	○	○	○	○	○
13	熊本市中央繁栄会連合会	○	○	○	コロナにより中止	コロナにより中止
14	子飼繁栄会商店街振興組合	○	○	○	○	○
15	託間西南繁栄会	○	○	コロナにより中止	○	コロナにより中止
16	安政町商興会	○	○	○	コロナにより中止	○
17	競輪場通り商栄会	○	○	○	—	—
18	島崎繁栄会	台風により中止	○	○	—	—
19	出水商栄会	○	○	○	コロナにより中止	コロナにより中止
20	シャワー通り商店会	○	○	○	○	○
21	いちのいち繁栄会	○	○	○	—	—
22	熊本地方卸売市場協同組合連合会	○	○	○	コロナにより中止	コロナにより中止
23	五福風流街商栄会	○	○	○	コロナにより中止	コロナにより中止
24	日吉商興会	—	—	○	○	—
25	協同組合植木ショッピングプラザ	—	—	○	コロナにより中止	○
26	水前寺参道商店会	—	—	—	—	○
27	川尻商店街連合会	—	—	○	—	—
28	熊本市中心商店街等連合協議会（ゆかた祭）	○	○	○	○	○
29	熊本市中心商店街等連合協議会（银杏祭）	○	○	○	○	○
30	火の YOSAKOI まつり組織委員会	○	○	○	○	○
31	熊本市植木町商工会	—	—	—	取下げ	○

32	熊本商工会議所	—	—	—	—	○
----	---------	---	---	---	---	---

令和3年度の事業内容及び補助金額は以下のとおりである。(単位：千円)

	商店街等団体名	事業内容	金額
1	向山繁栄会	イルミネーションの設置	42
2	健軍商店街振興組合	「まちなか図書館よって館ね」運営 七夕笹飾りコンクール	1,760
3	熊本市駕町通り商店街振興組合	プレミアム付商品券発行	取下げ
4	下通繁栄会	にぎわいづくり 文化・観光	1,904
5	熊本市新市街商店街振興組合	熊本城大天守小天守(店主)復興記念祭 熊本城復興チャリティーコンサート	738
6	上通商栄会	プレミアム付商品券販売 ガラポンチャレンジ抽選会	1,904
7	レイクサイド繁栄会	第31回ふれあいもちつき大会 繁栄会会員により出店	中止
8	上通1・2丁目商店街振興組合	上通並木坂えびす祭り	1,420
9	熊本市中央繁栄会連合会	はしご酒大会 コロナに打ち勝てキャンペーン	中止
10	子飼繁栄会商店街振興組合	子飼100円笑店街 子飼商店街中元・歳末セール	995
11	託間西南繁栄会	「桜」まつり	中止
12	安政町商興会	もちつき大会	11
13	出水商栄会	音楽コンサート	中止
14	シャワー通り商店会	シャワーズキャンドルナイト	300
15	熊本地方卸売市場協同組合連合会	第14回田崎市場感謝祭	中止
16	五福風流街商栄会	風流街浪漫フェスタ	中止
17	協同組合植木ショッピングプラザ	2021 ウエッキー夏祭り	421
18	水前寺参道商店会	水前寺地区活性化	1,904
19	熊本市中心商店街等連合協議会	第17回城下町くまもとゆかた祭	1,500
20	熊本市中心商店街等連合協議会	第17回城下町くまもと銀杏祭	1,500

21	火のYOSAKOIまつり組織委員会	九州がっ祭2022 第16回火の国YOSAKOIまつり	1,000
22	熊本市植木町商工会	コロナに負けない！植木町に希望の灯を灯す	110
23	熊本商工会議所	DXを活用した中心市街地活性化に関する調査研究	1,000
		合 計	16,519

④監査の結果

(指摘) 助成対象となる支出の確認について

下通繁栄会から提出されている事業実施報告書の記載は以下のとおりである。

実施事業

事業名	実施期間
熊本城天守閣小天守(小天守)復興記念祭	令和3年4月24日から令和3年5月5日
レシート抽選会(Xmas)	令和3年11月27日、28日
情報誌 新年の挨拶告知	令和4年1月1日 (新年号)
肥後のひな祭り	令和4年2月27日から令和4年3月3日
レシート抽選会(ひな祭り)	令和4年2月27日

事業収支計算書(支出)

(単位:円)

科目	金額	内 容
会場使用料	2,609,255	熊本城天守閣小天守(小天守)復興記念祭設備運営費 955,460 ひな祭り設営費 1,348,380 レシート抽選会(Xmas)設営費 170,830 レシート抽選会(ひな祭り)設営費 134,585
広報費	1,683,000	情報誌広告料(新年あいさつ) 363,000 テレビCM放送料(レシート抽選会 Xmas) 440,000 テレビCM放送料(新年あいさつ) 440,000 テレビCM放送料(ひな祭り) 440,000
雑役務費	570,900	警備賃金(ひな祭り) 338,250 アルバイト(レシート抽選会 Xmas) 89,100 運営ディレクター費(レシート抽選会 Xmas) 66,000 アルバイト(ひな祭り) 44,550 運営ディレクター費(レシート抽選会ひな祭り) 33,000
企画運営委託費	364,969	熊本城天守閣小天守(小天守)復興記念祭管理費 35,431 レシート抽選会(Xmas)管理費 98,010 ひな祭り運営管理費 168,663 レシート抽選会(ひな祭り)管理費 62,865
謝礼費	440,000	熊本城天守閣小天守(小天守)復興記念祭 出演料 440,000
支出合計額	5,668,124	

※ 広告費の内、情報誌広告料(新年あいさつ)363,000円とテレビCM放送料(新年あいさ

つ) 440,000 円は実施事業の告知が主たる内容である。

助成対象となる支出に関する添付資料は、下記の 1~9 の領収書のみであり内容が確認できない。

特に、1, 2, 8, 9 については、補助対象事業の経費なのか判然としない。

内容が分かる請求書等を添付資料として徴収する必要がある。

領収書

(単位：円)

	宛名	金額	但し書き	事業収支計算書 対応科目
1	下通繁栄会様	2,609,255	会場整備費	会場使用料
2	下通繁栄会様	1,683,000	広報費	広報費
3	下通繁栄会様	338,250	雑役務費 ひな祭り警備貸金	雑役務費
4	下通繁栄会様	89,100	雑役務費 レシート抽選会 (Xmas) アルバイト	雑役務費
5	下通繁栄会様	66,000	雑役務費 レシート抽選会 (Xmas) 運営ディレクター	雑役務費
6	下通繁栄会様	44,550	雑役務費 レシート抽選会 (ひな 祭り アルバイト)	雑役務費
7	下通繁栄会様	33,000	雑役務費 レシート抽選会 (ひな 祭り) 運営ディレクター	雑役務費
8	下通繁栄会様	364,969	企画運営委託費	企画運営委託費
9	下通繁栄会様	440,000	謝礼費	謝礼費
	合計	5,668,124		

※ 日付はいずれも令和4年3月25日となっており、支払先はいずれも同じ会社である。

(意見) 審査会について

令和3年度商店街活性化特別支援事業助成金審査会の開催状況は以下のとおりである。

○開催日

令和3年6月3日

○開催時間

13時30分から13時45分

- ・審査基準について
- ・額の決定方法について
- ・事務局(案)について

13時45分から14時55分

- ・書類審査 23件

商店街魅力アップ事業23件から熊本商工会議所1件を差し引いた22件

研修事業1件

14時55分から15時15分

・休憩（審査点数集計）

15時15分から15時30分

・結果報告、意見聴取

○審査委員

経済観光局産業部長

商業金融課長

経済政策課長

産業振興課長

観光政策課長

地域活動推進課長（いずれも市職員）

審査時間70分で23件の審査を行っている。単純計算では、1件当たり、3分程である。採点基準表は以下のようになっており、審査項目は7項目あり、それぞれに点数をつける必要がある。

実質的な審議が行われているか疑問であり、より丁寧な審査が必要である。

熊本市商店街活性化特別支援事業助成金 採点基準

	審査項目	着眼点	配点
事業に対する評価			
1	事業の内容 （魅力・有効性）	・商店街の現状等を踏まえ、テーマ性を持ち、魅力ある事業に向けての創意工夫ある取組が行われているか。 ・過去に実施した経緯がある場合、その結果を踏まえ、内容の見直しが踏まえられているか。	(※1)
2	地域貢献・連携	・地域の課題やニーズを踏まえた内容となっているか。 ・当該事業が地域貢献の一環として行われ、地域に浸透するような取組となっているか。 ・地域住民や地元自治会、地域学校との連携が図れているか。	(※1)
3	事業の効果	・事業を実施することにより、どのような事に役立つものかなど、効果が明確で、また期待できるものであるかどうか。 ・商店街の魅力や認知度向上、賑わい創出等の商店街振興に効果があるものか。	(※1)
4	目標設定・効果測定	・事業実施に際し、明確な目標設定がされているか。 ・目標に対する効果測定が行われているか。 ※例：当日の集客数やその後の来街者・売上への影響の調査等	
5	継続性	・一過性のものでなく継続的に実施できるスキームになって	

(数値目標)	
目標に対する効果	密状態もなく一定の間隔で来街者に楽しんでいただき、「街のにぎわい」を創出できました。出店したブースの半数は売切れの状態になりました。
達成されなかった場合の理由	—

事業計画書における目標設定と事業実施報告書における目標達成度が整合性に欠ける。

(参考意見) 制度の利用促進について

申請団体が固定している。

商店街魅力アップ事業について分かりやすい資料を作成し、令和3年度は対象となると考えられる73の商店街等に送付しており、このうち、申請件数は21件となっている。

また、申請事業者は毎年ほぼ同じであり、新規の申請は非常に少ない。

商店街の活性化に有効な事業と考えられるので、利用促進になお一層取り組むことが必要である。

(10) 研修事業

① 事業費の推移

(商店街魅力アップ事業参照)

② 事業の内容

「熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱」では助成事業対象を以下のように定めている。

・ 助成対象事業

(2) 研修事業

商店街の活性化に向けた研修事業

令和3年度の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

商店街等団体名	事業内容	金額
健軍まちづくり推進協議会	健軍地区エリアデザイン事業	281

③ 監査の結果

(意見) 審査会について

商店街魅力アップ事業と同様。

(11) インバウンド対応事業

① 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	4,000	4,000	2,000	1,000
決算額	—	2,251	1,140	261	1,000

②事業の内容

「熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱」では助成事業対象を以下のように定めている。

・助成対象事業

(4) インバウンド対応事業 外国人観光客の受入れに対応する事業として次のいずれかに該当する事業

ア ハード事業 商店街等が行う外国人観光客の受入れ環境を整備する事業

イ ソフト事業 外国人観光客の利便性向上に取り組むための事業

令和3年度の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

商店街等団体名	事業内容	金額
本妙寺通り商栄会	外国人旅行者が、見て感じたものを友人・知人にタイムリーに情報発信できるように、Wi-Fiを整備する。	1,000

③監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(12) 熊本県商店街にぎわいづくり補助事業

①事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	5,146	2,653	—	—	—
決算額	4,879	2,653	—	—	—

※ 熊本市が政令指定都市になったことにより平成30年度で中止となっている。

②事業の内容

「熊本県商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱」では助成事業対象を以下のように定めている。

・助成対象事業

(3) 熊本県補助金等交付規則に基づき、熊本県にぎわいづくり補助事業補助金の交付決定を市が受けた事業

③監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

(13) 商店街空き店舗対策事業

① 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	5,200	3,000	3,000	2,000
決算額	—	1,000	2,000	2,000	3,449

② 事業の内容

「熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱」では事業趣旨を以下のように定めている。

- ・ 趣旨
- ・ 空き店舗を解消し、本市商業の振興を図ることを目的とする。

令和3年度の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

	区分	法人・個人	事業内容	金額
1	創業等	個人	屋内ゴルフ練習場	1,000
2	創業等	法人	飲食業	1,000
3	創業等	個人	美容室	1,000
4	創業等	個人	飲食店	449
合 計				3,449

※ 創業等：民間事業者又は創業者（個人）が、空き店舗を活用して、民間事業者又は創業者としての新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する事業をいう。

③ 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7. プレミアム付商品券発行支援事業

(1) 事業の概要

事業名	プレミアム付商品券発行支援事業
事業目的	新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続ならびに消費喚起を目的とする。
事業内容	商店街等団体が独自に実施する、プレミアム付商品券の販売事業に対して助成を行う。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱、市長が定める事業基準
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章 第1節 3(4) 商店街の魅力向上
事業開始年度	令和2年度
事業実施方法	直営

委託内容	—
------	---

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	—	421,556	278,136
決算額	—	—	—	409,757	268,801

※ 令和 2 年度は前期（プレミアム率 20%）と後期（プレミアム率 30%）の 2 度、事業を実施しているが、令和 3 年度は年間（プレミアム率 30%）に 1 度しか事業を実施していないため、令和 3 年度の金額が令和 2 年度のコレより小さくなっている。

(3) 事業費の内訳（令和 3 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	268,801	プレミアム付商品券の販売金額に上乗せされる利用可能額及び事業の実施に要した事務費・広報経費等（助成限度額あり）
合計	268,801	

(4) 事業費の財源（令和 3 年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	268,801	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	268,801	100%	

※ 決算上、268,801 千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
プレミアム付商品券の消費効果額	予算が活用され、プレミアム商品券が発行・消費されることで、経済活性化に繋がる額	予算額全てが活用された場合の発行総額を設定

(指数の推移)

(単位：億円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	—	—	—	18.1	12
実績値	—	—	—	16.4	9.7

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	—	—	—	3	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 団体から交付申請書が提出される
- ↓
- ・ 商業金融課は交付決定を行い、交付決定通知書を交付する
- ↓
- ・ 交付決定を受けた団体は、商品券の販売、換金を行う
- ↓
- ・ 団体は、商業金融課へ実績報告を行う
- ↓
- ・ 商業金融課は交付確定を行い、交付確定通知書を交付する
- ↓
- ・ 団体は、商業金融課へ助成金の請求を行う
- ↓
- ・ 商業金融課は、助成金を交付する

(8) 実施した監査手続

プレミアム付商品券発行支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 市長が認める事業基準
- ・ 熊本市商店街活性化特別支援事業助成金交付要綱
- ・ プレミアム付商品券発行支援事業事務処理の手引き
- ・ 助成金交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 事業収支予算書
- ・ 助成対象経費計算書
- ・ 参加店舗一覧
- ・ 予約・販売時期 調査票
- ・ 概算交付申請書
- ・ 申請額の積算資料等
- ・ 完了実績報告書
- ・ 事業実施報告書
- ・ 事業収支決算書

- ・換金店舗一覧
- ・商品券発行・換金報告書

(9) 監査の結果

(意見) 効果指数について

市は、プレミアム付商品券発行支援事業に係る効果指数としてプレミアム付商品券の消費効果額を設定している。

しかし、「市長が認める事業基準」1. 趣旨において、「新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続等を目的」としているため効果指数としては新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続等に当該事業が貢献したのかどうかといった観点から効果指数を設定することが望ましいと考える。

例えば、当該事業を利用した事業者にアンケートを実施し、当該事業が事業継続等に効果があったのかどうか確認することが考えられる。

(意見) 助成対象事業者について

「市長が認める事業基準」1. 趣旨において、「新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者の事業継続等を目的」としているが、助成金交付にあたっては、新型コロナウイルスの影響により売上げが減少した事業者であることは要件とされていない。

本事業は、多くの店舗を束ねている一団体からの申請であるため、店舗ごとに売上げの減少を把握し、該当する店舗のみをプレミアム付商品券を扱う店舗とするのは事業の性質上実施が困難と考えられる。

今後、プレミアム付商品券発行支援事業を実施する場合には、「市長が認める事業基準」を見直し、趣旨と助成対象事業者の要件を整理する必要がある。

(指摘) 商品券の金額について

「プレミアム付商品券発行支援事業事務処理の手引き」に、「商品券の販売にあたっては、1人でも多くの消費者がご利用できるよう、1冊あたりを購入しやすい金額にするとともに、1人あたり（又は世帯単位）の販売上限冊数（額）を設定すること。（上限額：2万円～5万円程度を目安とする）」と記載があるが、販売金額50万円（額面金額60万円）としている団体があった。

当該団体の販売金額が手引きの内容と著しく異なる内容になっていることにつき、担当課内において協議を実施し当該団体の取扱いサービスの販売価額が高額であるため今回は仕方がないとの結論に至ったとのことであるが、上記手引きの「1人でも多くの消費者がご利用できるよう」という点につきどのような判断を行ったのか、又「上限額：2万円～5万円程度を目安とする」点につきどのような判断を行ったのか記録が残っておらず、上記内容での申請を何故、認めたか理由が不明確である。

「プレミアム付商品券発行支援事業事務処理の手引き」の適用は、全ての事業者に等しく行うべきである。また、一部の事業者に異なる扱いをする際には、当該事業の趣旨に照らし妥当な判断を行ったかどうか記録を残すべきである。

(指摘) 商品券発行・換金報告書について

「商品券発行・換金報告書」に副会長・会計責任者・監事の押印がないものがあった。

申請団体が事務手続に不慣れなこともあり、提出書類の不備について書類の差し替えを依頼する中で、会長・副会長・会計責任者・監事それぞれの押印を貰うにはかなりの時間を要するとの申出があり、出納整理期間内に書類が整わない可能性が高かったことからやむを得ず会長のみの押印で認めたとのことであるが、他の団体は提出書類に不備があった場合、訂正をしたうえで提出期限を遵守し申請書類を提出しており、全ての団体に同様の対応を行うべきである。

(意見) 提出書類について

実績報告時に必要な書類のうち、「参加店舗一覧（様式第 7-(4)号）」及び「換金店舗一覧（様式第 7-(5)号）」については、課内で協議したうえで同様の内容が記載されていれば問題はないとして市が定めた様式以外であっても書類を受領しているが、課内で協議した内容が記録として残っておらず、提出書類の全てが提出されているかどうかの判断を妨げている。

市が定めた内容と異なる取扱いをする際は、提出書類の有無の判断に資するよう記録を残すことが望まれる。

(指摘) 受領証の訂正等について

事業者が商品と引換えに現金を受領したことを明らかにするため団体は事業者から「受領証」を入手しているが、商品券の枚数を手書きで訂正し訂正印がないもの、受領した現金の金額を手書きで訂正し訂正印のないもの、受領のサイン又は受領印がないものがあった。

不正防止及びトラブル防止の観点から、手書きの訂正は必ず訂正印を押印するとともに、全ての事業者からサイン又は受領印を入手すべきである。

8. 新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業

(1) 事業の概要

事業名	新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業
事業目的	新型コロナウイルス感染症のため急激に増加している市内の商店街の地区の空き店舗を解消する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者が、市内の商店街の地区の空き店舗に事業を営む場合に、出店に係る経費を補助する。 ・ 市内の商店街の地区の空き店舗の所有者が、店舗規模のミスマッチなどの理由から借り手のつかない状態にある店舗を複数店舗に

	分割する改装費を補助する。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節3(4) 商店街の魅力向上
事業開始年度	令和3年度
事業実施方法	委託
委託内容	補助金審査事務

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	—	106,000
決算額	—	—	—	—	12,329

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	12,103	事業費補助金
委託料	226	事務委託料（単価契約）
合計	12,329	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	12,329	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	12,329	100%	

※ 決算上、12,329千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値					

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	—	—	—	—	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 中小企業者が補助金交付申込
- ↓
- ・ 申請書類の審査（業務委託）、補助金交付決定
- ↓
- ・ 中小企業者が補助事業実施後、実績報告書を提出
- ↓
- ・ 実績報告書の審査・現地確認（業務委託）、補助金の交付確定・交付

(8) 実施した監査手続

新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 熊本市新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業費補助金交付要綱
- ・ 実績報告書
- ・ 上記添付の請求書、領収書、見積書、現地写真等
- ・ 交付申込書
- ・ 建物賃貸借契約書
- ・ 業務委託契約書
- ・ 委託業務完了届

(9) 本事業は新規出店者支援事業と空き店舗リノベーション支援事業から成っており、各事業の概略は以下のとおりである。

1 新規出店者支援事業（中小企業者に限る）	
補助対象者	(1) 本要綱に基づく補助金の募集開始日以降に空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結した事業者（ただし、空き店舗の所有者本人が出店する場合等、特別な事情がある場合は、この限りではない） (2) 熊本市内の商店街の地区からの移転でない事業者 (3) 空き店舗で小売業、飲食業、サービス業のいずれかを営む事業者
対象空き店舗	(1) 熊本市内の商店街の地区に所在し、補助対象者の当該空き店舗の賃貸借契約締結日又は補助金の申込日のいずれか早い時点において、賃貸物件として募集開始

	<p>から 90 日以上経過している路面店であること。</p> <p>(2) 交付決定前に商業活動を開始していない店舗であること。</p>
交付の条件	<p>(1) 遅くとも交付確定の日から 30 日以内に当該店舗にて商業活動を開始すること。</p> <p>(2) 当該店舗にて商業活動を開始した日から 24 月以内に事業廃止、移転、譲渡等をしないこと。</p>
補助対象経費	<p>(対象となる経費)</p> <p>(1) 店舗の改装に要する内装、外装、設備等の工事費</p> <p>(2) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費</p> <p>(3) 上記(1)に伴う設計費</p> <p>(4) 家賃（上限 2 か月分）</p> <p>(5) 礼金</p> <p>(6) 仲介手数料</p> <p>(7) その他市長が特に必要と認めるもの</p> <p>(対象とならない経費)</p> <p>上記の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。</p> <p>(1) 備品、消耗品の購入・設置に係る費用</p> <p>(2) 交付決定前に契約または着工している改装費等（当該空き店舗の賃貸借契約に当たり、交付決定前に支払う必要のある家賃、礼金及び仲介手数料を除く）</p> <p>(3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者に係る家賃、礼金及び仲介手数料</p> <p>ア 空き店舗の所有者本人</p> <p>イ 空き店舗の所有者が個人の場合には、2 親等以内の親族である者</p> <p>ウ 空き店舗の所有者が法人である場合には、役員または従業員の身分を有する者</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税</p>
補助率	1/2 以内
補助限度額	150 万円

2 空き店舗リノベーション支援事業（中小企業者に限る）	
補助対象者	空き店舗を所有する事業者
対象空き店舗	<p>(1) 熊本市内の商店街の地区に所在し、賃貸物件として募集開始から 90 日以上経過している路面店であること。</p> <p>(2) 未登記の建物でないこと。</p> <p>(3) 補助対象者所有のものであること。</p> <p>(4) 建物の共有名義者がいる場合は、全員の同意が得られていること。</p>
交付の条件	<p>(1) 遅くとも交付確定の日から 30 日以内に入居者の募集を開始すること。</p> <p>(2) 交付確定の日から 1 年未満で入居者の募集を中止しな</p>

	いこと（入居者が決定した場合はこの限りではない）
補助対象経費	<p>（対象となる経費）</p> <p>(1) 既存店舗を複数店舗に分割するための改装費（壁、天井、床、ドア、窓部分の工事、給排水工事、電気工事、ガス工事に限る）</p> <p>(2) 上記(1)に伴う火災報知器や誘導灯など建築基準法、消防法に基づく設備</p> <p>(3) 上記(1)に伴う既存設置物の処分費</p> <p>(4) 上記(1)に伴う設計費</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるもの</p> <p>（対象とならない経費）</p> <p>上記の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。</p> <p>(1) 設備（建築基準法、消防法に基づく設備を除く）、備品、消耗品の購入・設置に係る費用</p> <p>(2) 交付決定前に契約または着工している改装費</p> <p>(3) 建築基準法、消防法その他法令に違反する改装費</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税</p>
補助率	1/2 以内
補助限度額	300 万円

(10) 委託業務

補助金交付申請書及び補助金実績報告書の審査を委託している。

委託内容は以下のとおりである。

補助金交付申請書の審査

- ・ 交付申込書及び添付書類の提出物確認
- ・ 書類審査
- ・ 不備補完連絡
- ・ 受付簿の作成

補助金実績報告書の審査

- ・ 実績報告書及び添付書類の提出物確認
- ・ 書類審査
- ・ 現地確認
- ・ 不備補完連絡
- ・ 受付簿の作成

(11) 令和3年度の実績は以下のとおりである

(単位：千円)

	区分	形態	業種	補助対象額	補助金額等
1	新規出店者支援	個人	飲食業	2,458	1,229
2	新規出店者支援	個人	飲食業	2,767	1,383

3	新規出店者支援	法人	飲食業	1,050	525
4	空き店舗リノベーション支援	法人	—	6,128	3,000
5	新規出店者支援	個人	写真館	2,393	1,196
6	新規出店者支援	法人	飲食業	3,180	1,500
7	新規出店者支援	法人	飲食業	3,460	1,500
8	新規出店者支援	法人	洋服店	540	270
9	新規出店者支援	個人	飲食業	3,049	1,500
小 計				25,025	12,103
委 託 料					226
合 計					12,329

(12) 監査の結果

新規出店者支援事業

(意見) 効果指数について

効果指数が設定されていないが、新規出店者等を効果指数として設定することが必要である。

(意見) 店舗面積と補助上限額について

令和3年度は店舗面積による補助上限額の設定は行われていない。(単位：千円)

対象店舗	店舗面積	補助上限額	補助率
路面店	—	1,500	1/2

※ 路面店：店舗と往来可能な道路に面した建物1階部分の店舗であり、店舗間口又は壁面が道路から概ね7mの範囲内に位置する店舗

令和3年度の店舗面積等と補助金額の関係は以下のとおりである。(単位：千円)

	業種	業態	補助対象額	補助金額	店舗面積	月額家賃
1	飲食業	バー	2,458	1,229	5坪	77
2	飲食業		2,767	1,383	19坪	240
3	飲食業		1,050	525	6坪	165
4	写真館	セルフ	2,393	1,196	14坪	70
5	飲食業		3,180	1,500	9坪	162
6	飲食業	居酒屋	3,460	1,500	15坪	253
7	洋服店		540	270	12坪	198
8	飲食業		3,049	1,500	20坪	119

補助率は1/2、補助限度額は一律に1,500千円とされており、店舗面積による差異はない。本制度の趣旨は「商店街の空き店舗を解消し、もって本市商業の振興を図る」とされており、店舗面積が大きいほど商業の振興に資すると考えられるので、店舗面積に応じた補助限度額を設定することが有効である。

この点、令和4年度に以下のように改正されている。

	店舗面積	補助上限額	補助率
路面店 (道路から概ね 7m の範囲内 1 階空き 店舗)	40 坪未満	150 万円	1/2
	40～60 坪未満	200 万円	
	60 坪以上	300 万円	
路面店以外の地下 1 階～地上 2 階の店 舗	一律	100 万円	1/2

路面店については店舗面積に応じた補助上限額を新たに設定している。しかし 60 坪以上は一律とされているため、さらに店舗面積の大きい区分を設けて補助上限額を増額することや、令和 3 年度の実績が概ね 20 坪未満であることから、20 坪未満等の区分を設けて補助上限額を減額するなど、メリハリをつけることが必要ではないかと考える。

また、路面店以外の店舗についても路面店同様に、店舗面積に応じた補助上限額を設定する事が必要でないかと考える。

空き店舗リノベーション支援事業

(意見) 効果指数について

効果指数が設定されていないが、空き店舗解消数等を効果指数として設定することが必要である。

(意見) 補助金の交付のタイミングについて

リノベーション工事が完了した時点で補助金の交付を行っているが、本制度の趣旨はリノベーション工事を実施すること自体ではなく、リノベーション工事实施後に空き店舗が解消されることにある。

このため、現行の処理基準では難しい面もあるが、リノベーション工事完了時に補助金全額の交付を行わず、空き店舗が解消された時点で残額を交付することも検討に値すると思われる。

9. (特) 商工振興資金貸付事業

(1) 事業の概要

事業名	(特) 商工振興資金貸付事業
事業目的	市制度融資の原資となる資金を取扱金融機関へ預託することにより、融資枠を確保して資金供給の円滑化を図る。
事業内容	市が金融機関に市制度融資の原資として預託金を預け入れ、その預託金の概ね 3 倍の融資枠を設定する。
担当部署	商業金融課
事業の根拠 (法令、 条例、規則、要綱 等)	契約書 (覚書)
熊本市第 7 次総合計	第 6 章第 1 節 2 (2) 創業・経営革新・事業承継者への支援

画における位置づけ	
事業開始年度	平成 14 年度以前
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000
決算額	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000	3,343,000

(3) 事業費の内訳 (令和 3 年度)

(単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
貸付金	3,343,000	預託金

(4) 事業費の財源 (令和 3 年度)

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市 (一般財源)	3,343,000	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	3,343,000	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値					

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	2	2	2	2	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・市と金融機関が制度融資の資金に係る資金の預託及び融資について契約書 (覚書) を締結

↓

- ・金融機関は中小企業に融資を実施



- ・金融機関は市に預託金を年度末に返済

(8) 実施した監査手続

(特) 商工振興資金貸付事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・金融機関との覚書
- ・熊本市中小企業融資制度一覧表

(9) 事業の特色

本事業は、市が金融機関に市制度融資の貸付原資として 33 億円あまりを無利子で預託することにより、預託額の概ね 3 倍である 100 億円の融資枠を設け、市が定める長期・固定・低利な条件による金融機関からの融資に繋げるといものである。

また、預託金（決済性預金）は転貸等と異なり、原資は年度末に市へ全額返済されるため、毀損することはない。

(10) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
年度別融資額	2,913,600	3,451,030	2,867,750	383,280	1,110,530
年度別融資残高	10,890,034	9,289,361	7,766,594	3,236,562	2,673,120

令和元年度以降は政府系金融機関での実質無利子無担保融資の実行等により、利用額は減少している。

(11) 監査の結果

(意見) 効果指数について

効果指数が設定されていないが、経済動向等を勘案して、年度毎の融資残高等を指数として設定することが必要である。

(意見) 事業費について

事業費は過去 5 年間、3,343,000 千円で同額であるが、年度末融資残高は大幅に減少しており、毎年度の融資残高に応じた変動制とすることが適切と考えられる。

預託金方式なので元本が毀損することはないとはいえ、無利子で金融機関に預け入れており、機会コストは発生しているため、事業費の削減を検討する必要がある。

効果指数が設定されていないことが、融資残高が大幅に減少しても事業費が同額であるこ

との要因になっているものと思われる。

10. 飲食店等感染防止環境整備支援事業

(1) 事業の概要

事業名	飲食店等感染防止環境整備支援事業
事業目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や、影響を受けている住民生活の支援として、飲食店等の感染防止対策を促進し、市民が安心して利用できる環境を整備する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策相談窓口・コールセンターの設置 ・ アドバイザーの派遣 ・ 感染防止対策費の支援（店舗改修費等の補助金） ・ 感染拡大防止実践店の確認・公表
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備（小規模改修等）支援事業補助金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章 第1節 2（2）創業・経営革新・事業承継の支援
事業開始年度	令和2年度
事業実施方法	委託
委託内容	相談受付・アドバイザー派遣、補助金申請の受付・審査、熊本市感染拡大防止実践店の認証等

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	643,100	42,307
決算額	—	—	—	626,592	42,194

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	37,307	令和3年度熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備支援事業業務委託
負担金補助及び交付金	4,887	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する飲食店等に対し経費を補助
合計	42,194	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	42,194	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	

合計	42,194	100%
----	--------	------

※ 決算上、42,194千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
補助金の交付件数 及び 実践店の認証件数	市内飲食店数約 3,000 店舗 (H28 経済センサス数値より) のうち、90%程度の申請を目標	補助金申請件数及び認証店舗数 2,700 件

(指数の推移)

・ 補助金の交付件数 (累計)

(単位: 件)

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	—	—	—	1,500	2,700
実績値	—	—	—	2,175	2,222

・ 実践店の認証件数 (累計)

(単位: 件)

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	—	—	—	1,500	2,700
実績値	—	—	—	2,430	2,470

※ 令和 3 年 6 月、熊本県において県内統一の基準による飲食店認証制度を創設するに至り、熊本市感染拡大防止実践店制度を廃止。

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数	—	—	—	6	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

< 補助金申請の受付・審査、感染拡大防止実践店の認証 >

- ・ 飲食事業者は、業種別ガイドラインチェックシートで遵守状況を自己チェック (※) し、基準を満たしていれば、補助金交付対象となる設備・小規模改修・備品の購入を行う

↓

- ・ 飲食事業者から市へ、対象経費の領収書等を添付し、補助金申請書等が提出される

↓

- ・ 委託事業者及び市職員で申請書類の審査を行ったのち、アドバイザーが現地にて、業種別ガイドラインの遵守状況 (※) 及び補助対象経費の現物を確認

↓

・補助金交付額確定・支給

↓

・感染拡大防止実践店として専用ホームページで公表、ステッカー送付

※ 業種別ガイドラインチェックシートの重点項目を 100%かつ全項目の 60%を超えて遵守していることが補助及び認証の条件となる。

(8) 実施した監査手続

飲食店等感染防止環境整備支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備（小規模改修等）支援事業補助金交付要綱
- ・委託業務検査調書
- ・委託業務完了届
- ・業務月報
- ・変更契約書
- ・支出負担行為書
- ・契約事務チェックリスト
- ・再委託承認通知書
- ・令和3年度熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備支援事業業務委託契約書
- ・業務委託仕様書
- ・見積状況調書

(9) 監査の結果

（意見）効果指数について

市は、飲食店等感染防止環境整備支援事業に係る効果指数として補助金の交付件数及び実践店の認証件数を設定している。

しかし、「熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備（小規模改修等）支援事業補助金交付要綱」（趣旨）第1条において、「この要綱は、熊本市飲食店等感染拡大防止環境整備支援事業補助金を交付するにあたり、熊本市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としており効果指数として補助金の交付件数及び実践店の認証件数が要綱に定めた趣旨に照らして適切か否か判断しづらい。

要項の趣旨を定めるにあたって、事業目的を明瞭に定めることで適切な効果指数の設定に資すると考えられ、ひいては事業効果の増加に繋がることが期待される。また、事業の事後的評価に当たっては、例えば、感染防止の専門家等に評価してもらうことにより、当該事業

が感染防止に効果があったのかどうか確認することが考えられる。

(意見) 委託料について

当該事業のうち、熊本市感染拡大防止実践店の認証については、令和3年6月14日より熊本県の認証制度に一本化されたため委託業者と変更契約書を締結し委託料を当初の70,871千円から37,307千円に減額しているが、補助金の交付額4,887千円(交付件数47件)に対し委託料が37,307千円となっており、両者のバランスを著しく欠く結果となっている。

当初の事業が予定どおり実施できないことが明らかになった場合は、単なる委託料の減額にとどまることなく委託ではなく市の直営での実施の可否も含めて検討するとともに、検討の過程及び結論の根拠を記録として残しておくことが必要である。

11. 飲食店等感染防止対策推進活動事業

(1) 事業の概要

事業名	飲食店等感染防止対策推進活動事業
事業目的	飲食店等において、県内統一基準による新たな認証制度等の導入の促進を図るとともに感染拡大防止対策を推進し、コロナ禍においても安心して飲食店等を利用できる環境整備を促進する。
事業内容	市内飲食店等に対し、県の感染防止対策認証制度の周知や申請勧奨等を実施する。
担当部署	商業金融課
事業の根拠(法令、条例、規則、要綱等)	熊本県商工労働補助金等交付要項 及び 飲食店感染防止対策に係る県認証制度等推進活動事業補助金交付要領
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章 第1節 2(2) 創業・経営革新・事業承継の支援
事業開始年度	令和3年度
事業実施方法	委託
委託内容	県の認証制度への申請勧奨及び認証後の感染防止対策の徹底に係る呼びかけやフォローアップ、広報周知啓発活動 等

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	—	23,000
決算額	—	—	—	—	22,858

(3) 事業費の内訳(令和3年度)

(単位：千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	22,858	飲食店等感染防止対策推進活動事業業務委託
合計	22,858	

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位:千円)

区分	金額	割合	備考
国庫・県費	22,858	100%	(県費) 令和3年度飲食店感染防止対策に係る県認証制度等推進活動事業補助金
市(一般財源)	—	—	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	22,858	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数	—	—	—	—	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

(未認証店舗への申請勧奨)

- ・熊本市内の飲食店から県認証制度の未認証店を抽出
- ↓
- ・衛生アドバイザーが未認証店へ店舗訪問を行い、申請を勧奨
- ↓
- ・事務局へ帰着後、調査・相談内容を記録・データ化

(認証店へのフォロー訪問)

- ・熊本市内の認証店に対し衛生アドバイザーが店舗訪問
- ↓
- ・認証基準の遵守状況の確認と、遵守徹底の呼びかけ・フォロー

↓

- ・事務局へ帰着後、訪問した店舗の遵守状況について記録・データ化

(広報)

新型コロナウイルスの感染状況等を注視しながら、県認証制度等について、住民や飲食店等向けの周知啓発活動を行う

- ・街頭ビジョンでのCM放映
- ・生活情報誌などへの広報掲出
- ・各種イベントでの広報PRブース設置、広報ツールの配布

(8)実施した監査手続

飲食店等感染防止対策推進活動事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本県商工労働補助金等交付要項
- ・商工労働部所管補助事業便覧
- ・飲食店感染防止対策に係る県認証制度等推進活動事業補助金交付要領
- ・委託業務検査調書
- ・委託業務完了届
- ・業務月報
- ・契約事務チェックリスト
- ・再委託承認通知書
- ・飲食店等感染防止対策推進活動事業業務委託契約書
- ・業務委託仕様書
- ・見積依頼書
- ・随意契約審査依頼案件資料

(9)監査の意見

(意見) 効果指数について

当事業について効果指数を設定しないが、「飲食店感染防止対策に係る県認証制度等推進活動事業補助金交付要領」(目的)第2条に「国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、都道府県は飲食店の見回りを進めるとともに、第三者認証制度の確実な運用を図ることとされたことから、県内統一の基準による飲食店認証制度を創設(以下「県認証制度」という)した。この補助金は、県内市町村、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会及び熊本県中小企業団体中央会(以下「県内市町村等」という。)が、県認証制度やマスク会食(以下「認証制度等」という。)について、県民の理解を深め、飲食店

における認証制度等の導入の促進を図るための推進活動経費を補助することにより、アンダーコロナにおいて安心して飲食店を利用できる環境を整備することを目的とする。」と記載されていることから、当該事業により県民の理解度がどの程度上昇したか、認証制度等の導入がどの程度増加したか、県民が飲食店を安心して利用することにどれだけ寄与したかといった観点から効果指数を設定することが望まれる。

例えば、県民の理解度及び県民が飲食店を安心して利用できることにどれだけ寄与したかは県民に対するアンケートの実施をすることで、事業の効果を評価することが考えられる。また、認証制度等の導入については飲食店の認証件数がどの程度、増加したかで事業の効果を評価することが考えられる。

12. 飲食店デリバリー利用促進事業

(1) 事業の概要

事業名	飲食店デリバリー利用促進事業
事業目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、飲食宅配代行業者を利用する際に注文者が負担する配達料を熊本市が助成し、市民の生活支援を行うことを目的とする。
事業内容	出前等において飲食宅配代行業者を利用する際の配達料に対する助成を行う。
担当部署	商業金融課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市飲食店デリバリー利用促進事業補助金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章 第1節 2 (2) 創業・経営革新・事業承継の支援
事業開始年度	令和2年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	33,000	73,700
決算額	—	—	—	14,913	71,293

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	71,293	出前等において飲食宅配代行業者を利用する際の配達料に対する助成
合計	71,293	

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位:千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市(一般財源)	71,293	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	71,293	100%	

※ 決算上、71,293千円は一般財源であるが、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の算定事業

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	—	—	—	2	2

※ 令和2年度は産業振興課企業立地推進室にて実施し、令和3年度より商業金融課へ移管。

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 商業金融課が、飲食宅配代行業者に対し、補助事業の実施を周知

↓

- ・ 飲食宅配代行業者が、補助金の申請を行う

↓

- ・ 商業金融課は申請を受け付け、審査の上、交付決定通知を交付

↓

- ・ 交付決定通知を交付された飲食宅配代行業者は、準備が出来次第、配達料無料期間を開始(交付決定から、「予算上限額に達する」若しくは「配達料無料キャンペーン期間満了」まで)

↓

- ・ 飲食宅配代行業者は、事業終了後、商業金融課へ所定の様式等にて実績報告

↓

- ・商業金融課は、実績報告の内容を審査し、交付確定通知を交付

↓

- ・交付確定通知を交付された飲食宅配代行業者は、市へ補助金を請求

↓

- ・市は、飲食宅配代行事業者へ補助金を交付する

(8)実施した監査手続

飲食店デリバリー利用促進事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本市飲食店デリバリー利用促進事業補助金交付要綱
- ・支出命令書
- ・請求書
- ・補助金交付確定通知書
- ・実績報告書
- ・事業計画書
- ・補助金概算交付決定通知書
- ・補助金交付変更通知書
- ・補助金事業計画等変更届

(9)配達料無料キャンペーンの利用件数

令和2年度	(キャンペーン期間 令和3年2月2日から令和3年3月31日)	57,168件(計4社)
令和3年度第1回	(キャンペーン期間 令和3年5月1日から令和3年6月30日)	78,343件(計7社)
令和3年度第2回	(キャンペーン期間 令和3年8月5日から令和3年10月3日)	70,223件(計7社)
令和3年度第3回	(キャンペーン期間 令和4年1月26日から令和4年3月25日)	120,272件(計4社)

(10)監査の結果

(意見) 効果指数について

当事業について効果指数を設定しないが、「熊本市飲食店デリバリー利用促進事業補助金交付要綱」(趣旨)第1条に「この要綱は、熊本市飲食店デリバリー利用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するにあたり、熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」と記載されているのみで

あり市民のいかなる便益の向上を意図した補助金なのかが明瞭に記載されていない。

補助金の要綱を定めるに当たっては、市民のいかなる便益に資することを目的とするのか
予め定めておくことで当該事業の効果も適切に測定できることが期待される。

V. 産業振興課

1. 医療・介護・健康サービス産業支援経費

(1) 事業の概要

事業名	医療・介護・健康サービス産業支援経費
事業目的	医療・福祉現場のニーズと地場企業の技術シーズのマッチングにより新事業の創出を目指す「医工連携」を推進し、医療・福祉現場の課題解決ならびに地場企業の技術力向上を図る。
事業内容	熊本県内企業の医療・福祉関連産業における取引拡大や新規参入に向けた取組を支援する「くまもと医工連携推進ネットワーク（以下、「推進ネットワーク」という。）」（事務局：一般社団法人熊本県工業連合会）に対して負担金を支出する。
担当部署	産業振興課（起業・新産業支援室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	医工連携推進ネットワーク規約
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節1（1） 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興
事業開始年度	平成25年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	5,000	4,410	4,410	3,610	1,752
決算額	5,000	4,410	4,410	3,610	1,752

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,752	くまもと医工連携推進ネットワークへの負担金
合計	1,752	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	876	50%	地方創生推進交付金
市（一般財源）	876	50%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	1,752	100%	

(5) 事業効果とその推移

（効果指数）

指数	指数の説明	指数の目標値
産学官連携、新製品開発支援等による製品化件数	産学連携支援、新製品・新技術開発助成、医工連携推進ネットワー	令和5年度までに30件

(累計)	クの支援による企業の製品化件数
------	-----------------

(指数の推移)

(単位：件数)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	10	—	—
実績値（累計）	11	12	22	27	44

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	1	1	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・推進ネットワーク推進本部会議への参加

※ 当該年度の事業報告、収支決算・次年度の事業計画、収支予算等について審議・議決

↓

- ・推進ネットワークに対する負担金の支払

↓

- ・推進ネットワーク事業計画に基づく事業の実施

①研究会及び普及開発セミナーの開催（医工連携参入促進セミナーの開催等）

②製品開発支援事業（医療・福祉機器開発支援補助金、介護ロボット研究開発支援補助金）

③販路開拓支援事業（見本市出展支援・医療機器メーカーへの展示・商談会・セミナー開催）

(8) 実施した監査手続

医療・介護・健康サービス産業支援経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・くまもと医工連携推進ネットワーク規約
- ・くまもと医工連携推進ネットワーク推進本部会議資料
- ・令和3年度事業計画及び収支予算
- ・令和3年度事業報告及び収支決算
- ・負担金請求書
- ・産学官連携、新製品開発支援等による製品化に関する資料

- ・オンライン点字・商談会に関する資料

(9) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

2. 新製品・新技術研究開発助成事業

(1) 事業の概要

事業名	新製品・新技術研究開発助成事業
事業目的	中小企業者等の独自の優れた新製品・新技術の研究開発を支援し、新事業や新分野への進出を促進することで、企業の競争力・収益力の向上、雇用の創出を目指す。
事業内容	成長が期待される分野において、中小製造業者等が行う新製品新技術等の研究開発に係る経費の一部を助成する。 助成対象となった小規模企業者等を対象に、中小企業診断士等の専門家派遣を行い、製品化に向けた経営相談を実施する。
担当部署	産業振興課（起業・新産業支援室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節1（1） 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興
事業開始年度	平成16年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	6,650	6,250	5,850	7,900	5,850
決算額	4,963	6,230	5,840	6,810	4,412

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
委員等報酬	40	審査会報酬
委託料	240	専門家派遣委託料
負担金補助及び交付金	4,132	事業費補助金
合計	4,412	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	4,412	100%	

市債	—	—	
その他	—	—	
合計	4,412	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
産学官連携、新製品開発支援等による製品化件数(累計)	産学連携支援、新製品・新技術開発助成、医工連携推進ネットワークの支援による企業の製品化件数	令和5年度までに30件

(指数の推移)

(単位：件数)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	10	—	—
実績値(累計)	11	12	22	27	44

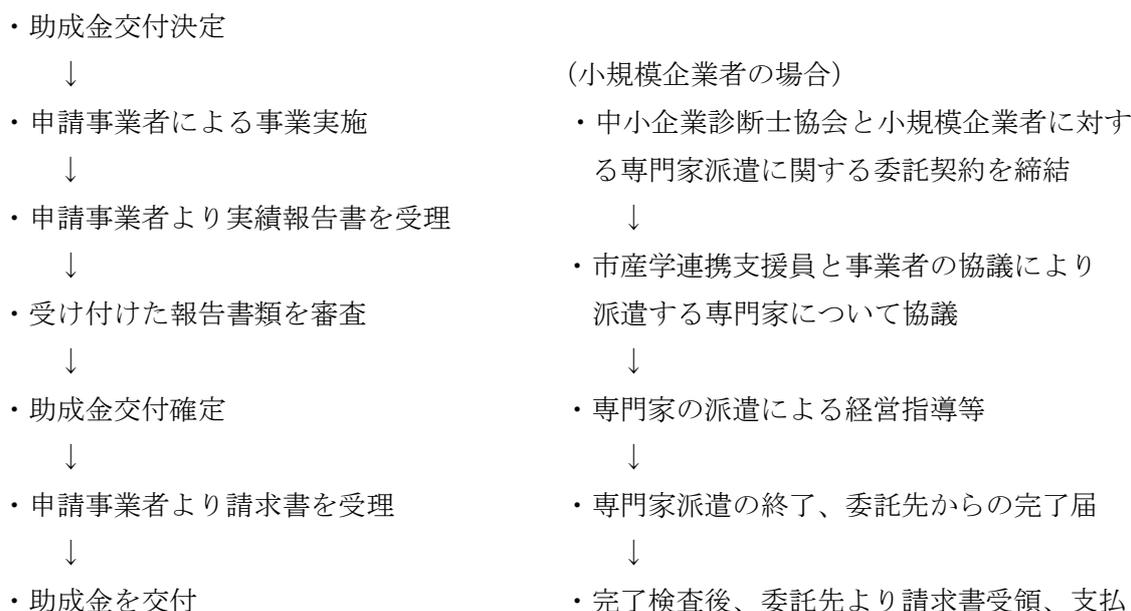
(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	1	1	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・新製品・新技術研究開発助成事業に関する実施ホームページ、各支援機関へのチラシ配布等による周知・広報
- ↓
- ・新製品・新技術研究開発助成事業審査会の審査員についての各専門機関への推薦依頼、各専門機関からの推薦、審査員への就任依頼・委嘱
- ↓
- ・市内事業者より事業計画書等を受理
- ↓
- ・受け付けた事業計画書などに関する書類審査
- ↓
- ・審査会の開催、助成金採択事業者の決定
- ↓
- ・採択事業者より補助金交付申請書を受理
- ↓
- ・受け付けた申請書類等に関する審査の実施
- ↓



(8) 実施した監査手続

新製品・新技術研究開発助成事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱
- ・新製品・新技術研究開発助成事業審査会資料
- ・熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金に係る各種資料

(9) 監査の結果

(意見) 助成対象事業の採択に関する審査会の議事録の作成について

「熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)によれば、助成対象事業の採択については審査会を開催して審査することとされている。

当該審査会の資料を閲覧したところ、各審査員が採点した点数表は確認できたものの、審査会の議事録は作成されておらず、審査員同士の議論の内容や審査の過程が確認できなかった。

議事録がなければ、審査会においてどのような議論(質問、回答、検討)がなされたか、後日確認することができない。

よって市は、助成対象事業の適切な採択実施及び後日の検証可能性確保のため、議事録を作成し保管することが望ましい。特に採択の決定につながるような評価に関する発言や説明については、適切な採択を行ったことの根拠として、議事録を残す必要がある。

(指摘) 専門家派遣に関する再委託に該当するか否かの検討について

市は、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金事業の一環として、助成先に対して、専門家の派遣を行っている。

(専門家の派遣)

第7条 市長は、小規模企業重点枠の交付決定を受けた者に対して、助成対象期間である2箇年度にわたり、中小企業診断士等の専門家を予算の範囲内で派遣するものとする。

(出所：交付要綱)

派遣先は、熊本県中小企業診断士協会（特命随意契約による委託契約）であるが、実際の業務実施は所属する中小企業診断士が行っている。

熊本県中小企業診断士協会と業務を実施する中小企業診断士の間は、再委託の可能性があると考えられるが、市は、特段検討していない。

再委託に該当するかどうか検討した上で、該当する場合は全部再委託ではないことを確認し、再委託に関する承認手続を行う必要がある。

3. 産学連携支援事業

(1) 事業の概要

事業名	産学連携支援事業
事業目的	企業が技術革新による高付加価値の製品やサービス等を産み出すため、大学等の研究機関の研究シーズと企業の事業化ニーズとのマッチングを実施して、高付加価値化を実現することで、企業の収益力の向上、雇用の創出を目指す。
事業内容	①産学連携コーディネーターを配置し、地場企業の日常的な産学連携ニーズに対する相談対応やマッチング支援を実施。 ②大学教授等の研究シーズを地場企業の方々が座学形式で学び、事業化のきっかけとしてもらう「小規模マッチング会」を開催。 (※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により未開催)
担当部署	産業振興課（起業・新産業支援室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	産学連携支援専門員設置要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節1（1） 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興
事業開始年度	平成13年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	5,562	5,494	5,414	5,473	5,806
決算額	5,562	5,428	5,345	5,105	5,334

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
会計年度任用職員報酬	3,782	産学連携コーディネーター報酬
会計年度任用職員手当	791	産学連携コーディネーター手当
会計年度任用職員共済費	761	産学連携コーディネーター共済費
合計	5,334	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	5,334	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	5,334	100%	

(5) 事業効果とその推移

（効果指数）

指数	指数の説明	指数の目標値
産学官連携、新製品開発支援等による製品化件数（累計）	産学連携支援、新製品・新技術開発助成、医工連携推進ネットワークの支援による企業の製品化件数	令和5年度までに30件

（指数の推移）

（単位：件）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	10	—	—
実績値	11	12	22	27	44

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	1	1	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

① 産学連携コーディネーターによるマッチング支援

- ・産学連携コーディネーター任用に係る事務手続（募集・採用）

↓

- ・地場企業、学術機関から産学連携コーディネーターに相談

↓

- ・相談内容に応じて適当な企業や大学教授等とのマッチング支援

↓

- ・製品化、事業化に繋がったものについて報告

② 小規模マッチング会の開催

- ・マッチング会のテーマ決定

↓

- ・大学教授へ講師依頼

↓

- ・地場企業等のマッチング会参加者の募集

↓

- ・小規模マッチング会の実施

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により未開催

(8) 実施した監査手続

産学連携支援事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・産学連携支援専門員設置要綱
- ・新製品・新技術研究開発及び産学連携の実績一覧

(8) 監査の結果

(意見) 産学連携支援員の稼働実績確認のための記録について

産学連携支援員の活動成果については、新製品・新技術研究開発及び産学連携の実績一覧などにより確認することができるものの、日々の活動記録については業務日誌等の作成が行われていなかった。

業務日誌（様式問わず、業務の実施内容が網羅的に把握できる記録）や企業への訪問記録を作成することにより、産学連携支援員の活動の記録を残すことが必要である。

4. 介護ロボット研究開発支援経費

(1) 事業の概要

事業名	介護ロボット研究開発支援経費
事業目的	医療・福祉現場のニーズと地場企業の技術シーズのマッチングにより新事業の創出を目指す「医工連携」を推進し、医療・福祉現場の課題解決ならびに地場企業の技術力向上を図る。
事業内容	市が負担金を拠出する「くまもと医工連携推進ネットワーク（以

	下、「推進ネットワーク」という。）」（事務局：一般社団法人熊本県工業連合会）において、中小製造業者等が行う、市場ニーズが高い介護ロボットに関する研究開発に係る経費の一部を助成する。
担当部署	産業振興課（起業・新産業支援室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	医工連携推進ネットワーク規約、くまもと医工連携推進ネットワーク介護ロボット研究開発支援補助金交付要項
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節1（1） 産学官連携、産業間連携などによる成長産業の振興
事業開始年度	令和2年度
事業実施方法	直営
委託内容	－

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	－	－	－	3,000	3,000
決算額	－	－	－	3,000	3,000

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	3,000	ネットワークへの負担金
合計	3,000	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	1,500	50%	地方創生推進交付金
市（一般財源）	1,500	50%	
市債	－	－	
その他	－	－	
合計	3,000	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
産学官連携、新製品開発支援等による製品化件数（累計）	産学連携支援、新製品・新技術開発助成、医工連携推進ネットワークの支援による企業の製品化件数	令和5年度までに30件

(指数の推移)

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	－	－	10	－	－
実績値（累計）	11	12	22	27	44

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	1	1	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

(医療・介護・健康サービス産業支援経費と同内容)

- ・くまもと医工連携推進ネットワーク推進本部会議への参加

※ 当該年度の事業報告、収支決算・次年度の事業計画、収支予算等について審議・議決

↓

- ・当ネットワークに対する負担金の支払

↓

- ・当ネットワーク事業計画に基づく事業の実施

- ① 研究会及び普及開発セミナーの開催（医工連携参入促進セミナーの開催等）
- ② 製品開発支援事業（医療・福祉機器開発支援補助金、介護ロボット研究開発支援補助金）
- ③ 販路開拓支援事業（見本市出展支援・医療機器メーカーへの展示・商談会・セミナー開催）

(8) 実施した監査手続

介護ロボット研究開発支援経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・くまもと医工連携推進ネットワーク規約
- ・くまもと医工連携推進ネットワーク推進本部会議資料
- ・令和3年度事業計画及び収支予算
- ・令和3年度事業報告及び収支決算
- ・負担金請求書
- ・令和3年度介護ロボット研究開発支援補助金 募集案内
- ・産学官連携、新製品開発支援等による製品化に関する資料

(9) 監査の結果

(意見) 介護ロボット研究開発支援補助金の補助対象事業の範囲について

市は、令和3年度において推進ネットワークに対して負担金300万円を支出している。当該負担金を財源として、推進ネットワークは、中小製造業者等が行う市場ニーズが高い介護ロボットに関する研究開発に係る経費の一部を助成する事業を行った。

なお、推進ネットワークでは、令和3年度において、支援事業として「介護ロボット開発支援補助金」（予算額300万円、採択予定1件）の他に「医療・福祉機器等開発支援補助金」（予算額300万円、採択予定1件）を実施予定であったが、「医療・福祉機器等開発支援補助金」の応募がなかったため、「介護ロボット開発支援補助金」において予算額600万円、採択予定2件として実施した。

「令和3年度介護ロボット研究開発支援補助金 募集案内」によれば、本補助事業の補助対象事業は次のとおりとなっている。

※ ①及び②を満たす介護機器および情報システムの開発や改良

- ① ロボット技術（センサー、知能・制御系、駆動系の要素技術のいずれか又は複数組合せ）を活用したもの
- ② 被介護者・障がい者等の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つもの

（出所：令和3年度介護ロボット研究開発支援補助金 募集案内）

ここで、「介護ロボット」については、厚生労働省ホームページにおいて次のように定義づけられている。

1. ロボットの定義とは、
 - 情報を感知（センサー系）
 - 判断し（知能・制御系）
 - 動作する（駆動系）この3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。
2. ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。

（出所：厚生労働省ホームページ）

上記定義によれば、介護ロボットは、「センサー、知能・制御系、駆動系」の要素技術をすべて兼ね備える必要がある。

一方、前述のとおり、本補助金の補助対象事業の要件の一つとして、「ロボット技術（センサー、知能・制御系、駆動系の要素技術のいずれか又は複数組合せ）を活用したもの」と記載しており、厚生労働省が示す介護ロボットの定義よりも幅広くなっている。つまり、本補助金の名称は「介護ロボット研究開発支援補助金」となっているものの、補助対象事業としては必ずしも介護ロボット開発でなくてもよいと言える。

この点につき、市の担当者にヒアリングを行ったところ、「介護ロボットのみならず、介護ロボットの要素技術の一部を活用した新製品開発を行うまで対象を広げることで、幅広く中小企業への支援に資することが可能となるため」との回答を得た。

確かに、中小企業支援の間口を広げるという意味では、補助対象事業の適用範囲拡大は効果的であると考えられるが、一方で、介護ロボットの要素技術の一部を活用しただけで補助対象事業となり得るのであれば、補助対象となる開発事業が「介護ロボット」からかけ離れたものになる可能性が否定できない。

事実、令和 3 年度において本補助事業として採択された事業のうち 1 件については、「薬局ピッキング監査システムの開発」であり、本補助金の補助対象事業の定義からは逸脱していないものの、(直接的には) 介護機器には該当せず、「介護ロボット」の定義からは乖離していると考えられる。

市は、介護ロボットの開発支援を謳っている以上、「介護ロボット」の定義に近い事業を選定する必要がある。

5. Web 等を活用した販路開拓支援経費

(1) 事業の概要

事業名	Web 等を活用した販路開拓支援経費
事業目的	新たな販路の開拓・拡大に取り組む地場企業を支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市経済の活性化に資することを目的とする。
事業内容	① 機械金属製造業等の商談の機会を提供するために「製造業ビジネスマッチング商談会」を開催。 ② 物産事業者等の商品を取りそろえた「熊本市 WEB 物産展」を開催。
担当部署	産業振興課
事業の根拠(法令、条例、規則、要綱等)	—
熊本市第 7 次総合計画における位置づけ	第 6 章第 1 節 2 (3) ものづくり中小企業への支援
事業開始年度	令和 3 年度
事業実施方法	委託
委託内容	① 製造業ビジネスマッチング商談会開催事業業務 ② 熊本市 WEB 物産展開催事業業務

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	—	—	7,600
決算額	—	—	—	—	7,599

(3) 事業費の内訳(令和 3 年度)

(単位：千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	7,599	・製造業ビジネスマッチング商談会開催事業業務委託 999 ・熊本市 WEB 物産展開催事業業務委託 6,600

(4) 事業費の財源(令和 3 年度)

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	

市（一般財源）	7,599	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	7,599	100%	

※ 決算上、7,599千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
見本市、商談会出展企業の商談件数	支援対象である企業が見本市、商談会等に出展した際の商談件数	950件

(指数の推移)

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	950	—	—
実績値	527	424	1,391	951	286

(事業効果に対する担当部署の見解)

効果指数「見本市、商談会出展企業の商談件数」は単一事業の効果指数ではなく、本市の見本市出展支援助成金の活用や本市が開催する商談会への出展などによって販路開拓機会を創出された効果を検証するための総合指数である。なお、令和3年度の実績値は以下の事業により創出した商談件数となっている。

- ・熊本市製造業等見本市出展事業助成金…212件
- ・製造業ビジネスマッチング商談会開催…74件

目標値の「950件」は、平成28年度の第7次総合計画実施計画の策定時に設定したものであるが、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの見本市や商談会の開催が中止となったことから、実績値が大きく減少した。この状況については令和2年時点で予見できていたことから、ウィズコロナ時代に対応したWeb上での非対面販売方式であるEC（電子商取引）を活用した地場企業の販路開拓を支援すべく、本市の物産事業者等の商品をWeb上に取りそろえた「熊本市WEB物産展」を開催した。

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	—	—	—	—	1

(7) 業務の流れ

① 製造業ビジネスマッチング商談会開催事業業務委託

- ・一者から見積書を徴取し、随意契約（高い公平公正性と機密保持を必要とする業務のため）

め、一者随契)

↓

- ・地場の機械金属製造業等に対応する九州内外の発注企業を募集

↓

- ・地場の機械金属製造業等受注企業を募集

↓

- ・製造業ビジネスマッチング商談会を開催

② 熊本市 WEB 物産展開催事業業務委託

- ・熊本市 WEB 物産展開催にかかる基本仕様書を策定

↓

- ・プロポーザル方式の入札により受託者を選定し、契約を締結

↓

- ・受託者及び本市にて熊本市 WEB 物産展への出品者を募集

↓

- ・熊本市 WEB 物産展を開催

(8) 実施した監査手続

Web 等を活用した販路開拓支援経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・製造業ビジネスマッチング商談会開催事業に係る委託業務関連資料
- ・熊本市 WEB 物産展開催事業に係る委託業務関連資料

(9) 監査の結果

(意見) 効果指数について

目標値の「950 件」は、平成 28 年度の第 7 次総合計画実施計画の策定時に設定したものであるが、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの見本市や商談会の開催が中止となったことから、実績値が大きく減少している。この状況については令和 2 年時点で予見できていたことから、ウィズコロナ時代に対応した Web 上での非対面販売方式である EC（電子商取引）を活用した地場企業の販路開拓を支援すべく、物産事業者等の商品を Web 上に取りそろえた「熊本市 WEB 物産展」が新たに開催されている。

事業内容が変更されているが、目標値（指数）は変更されていない。

この点について、担当課からは、当該事業のように事業内容そのものが変更された場合には新規事業扱いとなる。目標値（指数）は第 7 次総合計画で定められているため見直しのタイミングが決まっており、次期総合計画の見直しのタイミングに合わせて新たな目標値（指

数)を設定するとの回答であった。

この考え方では、事業内容が変更された場合（新規事業）には、総合計画が見直されるまで目標値（指数）が設定されず、この間目標値（指数）がないまま事業が実施されることになる。

事業内容が変更された場合（新規事業）には、その都度、目標値（指数）を設定するよう全庁的に見直す必要がある。

（意見）熊本市 WEB 物産展開催事業の委託業者選定に係る公募型プロポーザルにおけるヒアリング審査の議事録作成について

熊本市 WEB 物産展開催事業については、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行っている。

当該プロポーザル方式による委託業者選定に係る資料を閲覧したところ、各審査員が採点した点数表は確認できたものの、ヒアリング審査の議事録は作成されておらず、審査員同士の議論の内容や審査の過程が確認できなかった。

議事録がなければ、ヒアリング審査においてどのような議論（質問、回答、検討）がなされたか、後日確認することができない。

よって市は、委託業者の適切な選定実施及び後日の検証可能性確保のため、議事録を作成し保管することが望ましい。特に選定の決定につながるような評価に関する発言や説明については、適切な選定を行ったことの根拠として、議事録を残す必要がある。

（指摘）入手する見積書及び作成する設計書の積算内訳の明確化について

プロポーザル方式による業者選定のあと、業務委託候補者である楽天グループ株式会社から見積書を入手し、それを基礎として「熊本市 WEB 物産展開催事業業務委託設計書」を次のとおり作成している。

名称	総数量	単位	単価	金額
(1) 楽天市場 WEB 企画 楽天グループ 媒体広告	1		3,600,000	3,600,000
WEB 物産展ページ構築費用				
WEB 物産展入稿サポート費用				
WEB 物産展ページ広告導線費用				
(2) 楽天市場 WEB 企画 クーポン原資	1		1,000,000	1,000,000
(3) 事業者サポート費用	1		1,400,000	1,400,000
販路拡大支援セミナー開催費用				
スキルアップセミナー開催費用				
(1)+(2)+(3)				6,000,000
消費税及び地方消費税				600,000
総合計				6,600,000

（出所：熊本市 WEB 物産展開催事業業務委託設計書）

設計書を見ると、すべて一式による表示であり、内訳の記載がなく、適切な積算が行われていることが確認できない。また、当該設計書の根拠となった見積書についても同様の記載がなされており、見積内容の妥当性が検証できなかった。

市は、委託業務の実施にあたり、設計書の内訳を適切に積算した上で、作成すべきである。

(意見) アンケート調査の実施件数について

「熊本市 WEB 物産展開催事業業務委託 業務完了報告書」によれば、アンケートを実施しているが、回答入手先が WEB 出店を行った事業者 8 件となっている。

本事業における出展店舗数が第 1 回において 12 店舗、第 2 回において 20 店舗であり、実際の回答入手が 8 件にとどまっている状況に鑑みれば、十分なアンケートが実施できたとは言いがたい。

市は、適切な事業評価のため、委託業者に対して十分なアンケート実施をするよう依頼するべきである。

なお、本事業は、「地場製品の知名度向上と販路拡大を図ることを目的」としていることから、WEB 出店者のみならず、購入者にもアンケートをとる仕組みがあってもよかったのではないかと思われる。

6. 企業立地促進事業

(1) 事業の概要

事業名	企業立地促進事業
事業目的	企業の立地促進を図るため、必要な奨励措置を講ずることにより、本市産業構造の変革及び地域産業の高度化を促進し、並びに雇用機会を拡大し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。
事業内容	誘致対象となる企業情報の収集・調査や誘致活動を展開するとともに、企業立地促進条例に基づく補助金を交付するもの。
担当部署	産業振興課（企業立地推進室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市企業立地促進条例 ・熊本市企業立地促進条例施行規則 ・熊本市企業立地促進条例に関する事務取扱運用基準
熊本市第 7 次総合計画における位置づけ	第 6 章第 1 節 4 (5) 企業立地の促進
事業開始年度	平成 10 年 12 月 25 日
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	966, 123	626, 685	449, 404	764, 650	874, 851

決算額	849,329	562,158	369,028	645,621	873,716
-----	---------	---------	---------	---------	---------

(3) 事業費の内訳 (令和 3 年度) (単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
旅費	368	企業誘致活動に係る旅費
需用費	84	企業誘致活動に必要な食糧費
役務費	171	企業信用調査報告書
委託料	1,823	工業団地除草業務委託、公共嘱託登記事務委託
負担金補助及び交付金	871,270	立地企業に対する補助金及び熊本県企業誘致連絡協議会への負担金
合計	873,716	

(4) 事業費の財源 (令和 3 年度) (単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市 (一般財源)	873,716	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	873,716	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
企業立地件数 (累計)	本市内へ新たに立地又は増設した件数	令和 5 年度までに 194 件

(指数の推移)

(単位：件)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	134	144	154	164	174
実績値 (累計)	141	158	170	188	208

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	4	4	4	4	4

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

<立地企業に対する補助金の流れ>

- ・誘致対象企業の把握 (企業からの紹介、直接相談連絡、HP による情報収集など)

↓

- ・進出計画の聴取、支援制度（補助金含）や立地環境等の説明
（来庁・訪問・オンライン会議による聴取・説明、県との情報共有や連携対応の調整）
- ↓
- ・視察支援（誘致対象企業の進出検討のための視察をアテンド（関連企業の紹介や仲介・物件等の内覧等））
- ↓
- ・進出意思決定（進出意向の確認、進出に向けたスケジュール調整（指定申請提出、立地協定締結時期等））
- ↓
- ・指定申請書受理
- ↓
- ・指定決定
- ↓
- ・操業開始報告書受理（指定決定より3年以内に提出）
- ↓
- ・補助金交付申請書受理（操業開始から1年経過後）
- ↓
- ・補助金交付決定（審査）
- ↓
- ・補助金交付（支払）
- ↓
- ・フォローアップ（操業開始日から5年以内に休止又は廃止した場合、指定取消又は補助金交付取消、補助金減額若しくは一部を返還させることができる）

(8) 実施した監査手続

企業立地促進事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本市企業立地促進条例
- ・熊本市企業立地促進条例施行規則
- ・熊本市企業立地促進条例に関する事務取扱運用基準
- ・指定申請に係る書類
- ・補助金に係る申請書類

(9) 監査の結果

（意見）投下固定資産の定義の明確化について

本市における企業の立地促進を図るため、必要な奨励措置を講ずることにより、本市産業構造の変革及び地域産業の高度化を促進し、並びに雇用機会を拡大し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的として、対象事業者に対し補助金（以下「企業立地促進補助金」という。）の交付を行うことができる。

企業立地促進補助金の種類及び内容は次のとおりである。

種類	内容
用地取得等補助金	対象事業者が本市において対象施設の立地に必要な用地の取得等をする場合において、その費用の一部を補助するもの
設備投資補助金	対象事業者が事業の拡大、生産性の向上等のための設備投資を行う場合において、その費用の一部を補助するもの
雇用促進補助金	対象事業者が対象施設の立地に伴い新たな雇用の創出、雇用の質の向上等を図る場合において、その費用の一部を補助するもの
立地支援特別補助金	第 1 条に規定する目的を達成するため、対象事業者が規則で定める事業等に係る費用を支出した場合において、その費用の一部を補助するもの
クラウドサービス支援補助金	対象事業者が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて情報処理システム等を利用するために必要な経費
オフィスビル建設支援補助金	対象事業者が、オフィスビルを建設し、事業用不動産として貸付けを行った部分に係る固定資産税及び都市計画税

（出所：熊本市企業立地促進条例、熊本市企業立地促進条例施行規則）

熊本市企業立地促進条例施行規則の別表第 2（第 8 条関係）によれば、設備投資補助金について、算定方法及び限度額を次のとおり定めている。

算定方法	限度額
<p>1 次の各号に掲げる区分に応じ、投下固定資産額に当該各号で定める割合（市長が別に定める要件を満たす場合にあつては、第 3 号アを除き、当該割合に 100 分の 1 を加えて得た割合）を乗じて得た額</p> <p>(1) 製造・物流関連産業支援 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 投下固定資産額が 20 億円以下又は常用従業員の増加数が 50 人以下の場合 100 分の 7</p> <p>イ 投下固定資産額が 20 億円を超え、かつ、常用従業員の増加数が 51 人以上の場合（ウに掲げる場合を除く。） 100 分の 8</p> <p>ウ 投下固定資産額が 50 億円を超え、</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 製造・物流関連産業支援 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 投下固定資産額が 10 億円以下又は常用従業員の増加数が 20 人以下の場合 1 億円</p> <p>イ 投下固定資産額が 10 億円を超え、かつ、常用従業員の増加数が 21 人以上の場合（投下固定資産額が 20 億円を超え、かつ、常用従業員の増加数が 51 人以上の場合を除く。） 2 億円</p> <p>ウ 投下固定資産額が 20 億円を超え、かつ、常用従業員の増加数が 51 人以上の場合（投下固定資産額が 50 億円を超え、かつ、常用従業員の増加数が 101</p>

<p>かつ、常用従業員の増加数が 101 人以上の場合 100 分の 9</p> <p>(2) 情報通信関連産業支援 100 分の 9</p> <p>(3) 本社機能移転支援 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア 本社機能移転型 100 分の 15</p> <p>イ 本社機能拡充型 100 分の 4</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、補助対象正社員の数が 5 人未満の場合は、投下固定資産額に 100 分の 4(市長が別に定める要件を満たす場合にあっては、100 分の 5)を乗じて得た額とする。</p>	<p>人以上の場合を除く。) 5 億円</p>
--	-------------------------

(出所：熊本市企業立地促進条例施行規則)

また、上記算定方法に記載された「投下固定資産」については、熊本市企業立地促進条例施行規則によれば、「操業開始日までに指定対象施設となった建物及び設備等の取得に係る経費の合計額をいう。」と定義されている。

ここで、「固定資産」の定義については、一般には 1 年以上継続して保有・使用される資産を指し、消耗品のように 1 年未満で費消することを前提としたものは含まないが、前述の施行規則に定義する「投下固定資産」には、当該消耗品に相当する費用も含まれることとなっており、施行規則に定義する「投下固定資産」の範囲と、一般的に想定する固定資産の範囲に相違があると言える。

定義の範囲が異なれば、補助金算定の際に、投下固定資産の捉え方に違いが生じ、結果的に算定される補助金額に違いが生じる可能性も否定できない。

そこで、投下固定資産の定義に、固定資産の購入等と合わせて支出する消耗品等も含めることを認めるのであれば、その旨を明確に規定することが望ましい。

(指摘) 消費税及び地方消費税の取扱いについて

現状の熊本市企業立地促進条例施行規則(令和 2 年 4 月 1 日施行)においては、「算定方法の欄に掲げる方法により算定する額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額を含まないものとする」と規定しており、設備投資補助金の算定にあたっての基礎となる投下固定資産額には消費税等は含まれておらず、その結果、算定される設備投資補助金にも消費税等の相当額は含まれていない。

一方、改正前の熊本市企業立地促進条例施行規則(平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「平成 25 年施行規則」という。)においては、「算定方法の欄に掲げる方法により算定する額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に相当する額を含まないものとする」と規定はなく、設備投資補助金の算定にあたっての基礎となる投下固定資産額には消費税等が含まれており、その結果、算定される設備投資補助金にも消費税等の相当額が含まれていた。

令和 3 年度の企業立地促進補助金の交付決定を行った案件のうち、1 件については、補助金の交付を行うことの指定が平成 29 年 5 月に行われており、その時点での熊本市企業立地促進条例及び同施行規則が適用されていた。

その結果、当該案件の企業立地促進補助金のうち設備投資補助金の算定の基礎となる投下固定資産額には消費税等が含まれており、その結果、算定される設備投資補助金にも消費税等の相当額が含まれていた。

当該案件の設備投資補助金の算定の基礎となる投下固定資産額及び交付された設備投資補助金は次のとおりである。

<投下固定資産取得額>

(単位：円)

種類	取得額 (税抜き)	消費税	取得額 (税込み)
建物	324,070,000	32,407,000	356,477,000
償却資産	63,701,163	5,474,053	69,175,216
合計	387,771,163	37,881,053	425,652,216

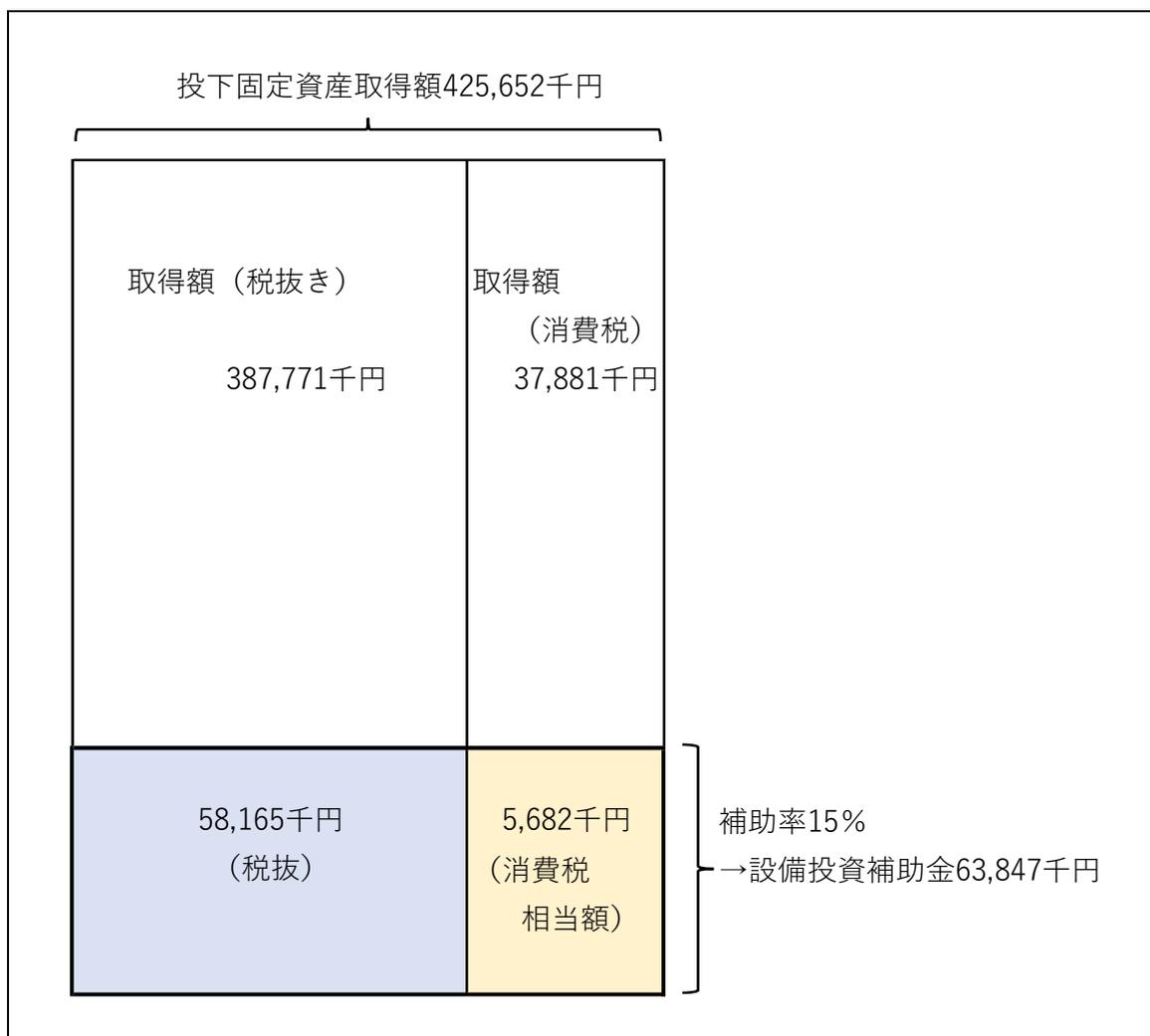
<設備投資補助金>

投下固定資産取得額 425,652,216 円×15% (※) =	63,847,000 円 (1,000 円未満切捨て)
--------------------------------------	--------------------------------

※ 本件は食品関連産業の工場が対象施設であることから、重点分野の優遇措置を適用し、補助率は 15% (出所：補助金交付額算定資料をもとに監査人作成)

ここで、当該案件において交付を受けた企業は、消費税等の課税事業者であるため、本則課税を採用している場合には、投下固定資産に含まれる消費税等については、消費税の確定申告を行う際に課税売上高の消費税額から控除（仕入税額控除）されることになる。

当該案件の場合、以下の図のとおり、補助金額に含まれる控除税額は 5,682 千円であると考えられる。(37,881 千円×15%)



交付する補助金額は、企業が投資した金額を限度とすべきであり、税務上、控除の対象となっている仕入控除税額部分に対しても奨励措置として補助金を交付するのは適切とは言えない。

この点、施行規則作成時に、他都市の事例を検討するなど応分の注意を払っていれば、当初より「消費税及び地方消費税に相当する額を含まないものとする」と規定できたと考えられる。

なお、参考までに、他自治体の同種の補助金の例を見ても、①交付要綱において消費税抜きの金額をベースにして算定している方法、もしくは②消費税込みで算定するが、仕入控除税額が確定した段階で報告書の提出を求め、補助金の返還を求めるといった方法が用いられている。

①の例（熊本県企業立地促進補助金交付要項）
（定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 (略)
 (9) 固定資産 事業所等に必要な地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する固定資産をいう。ただし、土地を除く。
 (10) 投下固定資産額 前号の固定資産の消費税を含まない固定資産台帳の取得価額とする。
 (略)

③ の例（岐阜県企業立地促進事業補助金交付要綱）
 第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 13 号様式により速やかに知事に報告をしなければならない。
 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（意見）熊本市企業立地促進条例施行規則の改正について

施行規則の改正の経緯、理由について確認したところ、補助金の対象事業者並びに種類等の見直しに係る記載はあるものの、消費税改正部分については書面に記録としては残っておらず、当時の担当者へのヒアリングによれば、「算定される設備投資補助金に消費税等の相当額が含まれるのは望ましくないと判断した」との回答であった。

補助制度の改正に係る事項については、検討の経緯と理由を書面に記録することが必要である。

7.（震災）創業ステップアップ支援助成事業

(1) 事業の概要

事業名	（震災）創業ステップアップ支援助成事業
事業目的	市内で創業する者に対し、創業に要する経費の一部を助成するとともに、専門家派遣等による経営支援を一体的に行い、当該創業者の経営基盤の強化を図る。
事業内容	市内創業者に対し、3 年間にわたり継続して創業に要する経費の一部を助成する。各年度個人 20 万円（総額 60 万円）、法人 30 万円（総額 90 万円）を上限とする。助成申請には、経営に関する知識の習得が可能な特定創業支援事業の受講や、中小企業診断士等により経営改善を図る専門家派遣制度の利用等の経営支援を受けることを条件としている。
担当部署	産業振興課（起業・新産業支援室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市創業ステップアップ支援助成金交付要綱
熊本市第 7 次総合計画における位置づけ	第 6 章第 1 節 2（2）創業・経営革新・事業承継者への支援
事業開始年度	令和元年度

事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	9,800	7,500	7,500
決算額	—	—	874	3,121	7,469

(3) 事業費の内訳 (令和3年度) (単位：千円)

費目(節)	決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	7,469	創業ステップアップ支援助成金 交付件数 34 件
合計	7,469	

(4) 事業費の財源 (令和3年度) (単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市(一般財源)	—	—	
市債	—	—	
その他	7,469	100%	市復興基金
合計	7,469	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値					

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	—	—	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・創業ステップアップ支援助成事業に関する実施ホームページ等による周知・広報

↓

- ・市内事業者より補助金交付申請書を受理
- ↓
- ・受け付けた申請書類等に関する審査の実施
- ↓
- ・助成金交付決定
- ↓
- ・申請事業者による事業実施
- ↓
- ・申請事業者より実績報告書を受理
- ↓
- ・受け付けた報告書類を審査
- ↓
- ・助成金交付確定
- ↓
- ・申請事業者より請求書を受理
- ↓
- ・助成金を交付

(8) 実施した監査手続

創業ステップアップ支援助成事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・熊本市創業ステップアップ支援助成金交付要綱
- ・熊本市創業ステップアップ支援助成金に係る申請書類

(9) 監査の結果

(意見) 効果指数の設定について

効果指数が設定されていない。本事業は3年間にわたり継続して創業に要する経費の一部を助成することにより、起業して間もない会社（もしくは個人事業主）の事業継続率を高めることを目的に行われている。

創業後3年間の事業継続率等の効果指数を設定することが必要である。

(指摘) 助成先から提出される事業計画書及び経営安定化計画書に係る適切な審査の実施について

助成先から提出された事業計画書及び経営安定化計画書を閲覧したところ、書類上、記載されている収支の状況における数値と、今後の事業展開で記載されている文言に不整合があ

るなど、計画書として記載が不適切と考えられる書類が散見された。

これは、助成先が起業して間もない会社（もしくは個人事業主）であり、事業計画等の書類の記載に不慣れであることが一因であると考えられるが、そうであったとしても、受領した所管課において適切にレビューを行うとともに、改善を促すことが必要であったと考えられる。

市は、助成する事業としてふさわしいかどうかを検討するうえで、事業計画書等のレビューを適切に行う必要がある。特に、書類内の数値の整合、数値と文言の整合、書類間の整合などについては、最低限確認し、修正が必要な場合には助成先に対して適切に指導を実施すべきである。

（意見） 交付要綱における処分制限財産の取扱いの明記について

補助事業により取得した効用の増加した財産の取扱いについて、熊本市補助金交付規則では記載がないものの、当該財産に関する処分の制限に関しては、必要に応じて各補助金の交付要綱において定める必要があると考えられる。

この点、「熊本市創業ステップアップ支援助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）によれば、本助成事業の交付対象経費には、設備費が含まれており、処分の制限の対象となり得る財産（以下「処分制限財産」という。）を取得する可能性があるものの、交付要綱には効用の増加した財産の取得に関する規定は定められておらず、処分制限財産の取扱いが不明確となっている。

金額的に重要な処分制限財産について、あらかじめ取扱いを決定した上で、交付要綱で明示するとともに、助成先へその取扱いを示すことが望ましい。

8. 熊本港利用促進経費

(1) 事業の概要

事業名	熊本港利用促進経費
事業目的	熊本港利用促進により、熊本港の国際物流拠点化を図り、国際経済交流拡大と地域経済の発展に寄与する。
事業内容	国際コンテナ利用に対する助成を行うとともに、熊本県・民間とともに設立したポートセールス協議会に負担金を交付し、国内外の船会社対策（既存航路振興、新規航路開拓）、荷主企業対策（新規荷・大口荷主確保、輸出促進）を行う。
担当部署	産業振興課（企業立地推進室）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本港国際コンテナ物流促進事業費助成金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第1節2（3）ものづくり中小企業への支援
事業開始年度	平成24年4月1日 ※ 要綱制定日

事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	76,864	93,415	100,573	105,210	117,500
決算額	64,786	70,735	85,463	85,810	59,472

(3) 事業費の内訳 (令和3年度) (単位：千円)

費目 (節)	決算額	主な内容
旅費	162	ポートセールス活動のための旅費
負担金補助及び交付金	59,310	熊本港ポートセールス協議会負担金、熊本港国際コンテナ物流促進事業費助成金
合計	59,472	

(4) 事業費の財源 (令和3年度) (単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市 (一般財源)	59,472	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	59,472	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
コンテナ貨物取扱量	熊本港から輸出入された貨物及び国内貨物の取扱量。本市も会員である熊本港ポートセールス協議会にて策定された熊本港ポートセールスビジョンにおける目標値	令和5年度 16,000TEU

※ TEU とは、20 フィートで換算したコンテナ個数を表す単位

(指数の推移) ※暦年 (単位：TEU)

	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年
目標値	16,000	16,000	12,800	13,600	14,400
実績値	10,641	12,092	13,806	13,042	9,481

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	3	3	3	3	3

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

<熊本港国際コンテナ物流促進事業費助成金>

- ・ 交付申請受理（熊本港ポートセールス協議会より）
- ↓
- ・ 交付決定（交付決定通知送付）
- ↓
- ・ 概算交付申請受理（熊本港ポートセールス協議会より）
- ↓
- ・ 概算交付決定（概算交付通知）
- ↓
- ・ 助成金の概算交付
- ↓
- ・ 実績報告書受理（熊本港ポートセールス協議会より）
- ↓
- ・ 交付確定
- ↓
- ・ 精算

(8) 実施した監査手続

熊本港利用促進経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 熊本港国際コンテナ物流促進事業費助成金交付要綱
- ・ 熊本港国際コンテナ物流促進事業費助成金申請書

(9) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

VI. 観光政策課

1. インバウンド誘客対策経費

(1) 事業の概要

事業名	インバウンド誘客対策経費
事業目的	熊本県、福岡空港、九州内主要都市と連携し、海外向けのプロモーションを行う。
事業内容	市場調査、SNS を活用した情報発信
担当部署	観光政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	—
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第2節1(1)効果的なプロモーション活動の展開
事業開始年度	令和3年度
事業実施方法	委託
委託内容	情報発信、印刷製本

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	—	15,170
決算額	—	—	—	—	12,342

※ FIERD-UP 関連事業は別事業で行われていたため令和3年度にのみ記載されている。

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
普通旅費	65	他都市打合せに伴う旅費
一般需用費	550	パンフレット印刷
委託費	11,667	SNS等を活用した情報発信
報償費	60	エージェントへの記念品
合計	12,342	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	12,342	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	12,342	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

(単位：人)

指数	指数の説明	指数の目標値

海外からの宿泊客数（暦年）	熊本市内の外国人延べ宿泊者数	208,000
---------------	----------------	---------

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	208,000 人				
実績値	182,353 人	235,338 人	342,649 人	48,977 人	5,658 人

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	5	5	5	5	5

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 観光政策課で受託業者の選定に係る入札事務を行う
- ↓
- ・ 契約締結後、受託業者による準備行為が行われる
- ↓
- ・ 契約期間における業務が実施される
- ↓
- ・ 業務終了後、報告、検査が行われる
- ↓
- ・ 委託料の支払

(8) 実施した監査手続

インバウンド誘客対策経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 業務実施報告書
- ・ 契約締結伺、契約書
- ・ 企画型コンペに関する資料
- ・ 仕様書

(9) 監査の結果

本事業では、海外からのインバウンド旅行者を増やすことを目的として、様々な事業を実施している。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によりインバウンド旅行が制限される中で、新型コロナウイルス感染症収束後の速やかなインバウンド回復を図ることを目的として、主に下記の委託事業を実施している。なお、金額的重要性を考慮して

「中国・香港の市場調査事業」及び「FIERD-UP 関連事業」を監査対象としている。

(単位：千円)

No	事業	内容	令和3年度 契約金額	監査 対象
1	中国・香港の市場調査事業	過去の誘客実績において、上位を占めるエリアにおける効果的なプロモーションを実施するための調査事業	3,300	○
2	FIERD-UP 関連事業	HP や動画をとおして、熊本市の魅力在海外(豪州)に伝える事業	3,125	○
3	豪州向けプロジェクト	国の補助金を活用した他自治体と連携したプロモーション事業	2,496	
4	タイ向けの誘客事業	コロナ規制が比較的緩い国と考えられるタイに対する誘客事業	1,745	
5	世界水泳関連事業	2023年に福岡市で開催される世界水泳をフックとした熊本市に誘客するためのプロモーション事業	1,000	

(出所：各種資料より監査人作成)

(10) 中国・香港の市場調査事業

(意見) 上海事務所の活用について

市は常駐の職員を派遣する形で上海事務所を開設しているが、この上海事務所の活用状況が確認できなかった。本事業では中国や香港の SNS における熊本に関連するキーワードの投稿頻度の分析を実施している。WEB 分析は専門的な知識を必要とするため初回の設計を外部委託する必要があるものの、キーワード毎の定期的な投稿件数カウントなど一部の業務については外部委託業者に指示を仰ぎながら、タイムリーに現地の状況を確認することができる現地職員の定例作業および報告項目とすることも可能ではないかと思われる。この点も含めて、上海事務所の有効活用について検討する必要がある。

また、外部委託業者に指示を仰ぎながら、一部については現地職員の業務とすることで、より費用を抑えることも可能と考える。

(参考意見) 中国・香港の市場調査について

本事業では、新型コロナウイルス感染症収束後に速やかにインバウンド旅行客を増やすための効果的な施策を実施するための基礎的なデータを収集することを目的として、中国・香港を調査対象地域として、市場調査を実施している。

近年の熊本市における外国人の国別宿泊者数の推移は以下の表のとおりである。

外国人の国別宿泊者数

(上段：国籍、下段：宿泊者数)

年	順位				
	1位	2位	3位	4位	5位
平成28年	台湾	中国	香港	韓国	アメリカ

	26,418	21,152	16,654	12,542	5,498
平成 29 年	台湾	中国	香港	韓国	アメリカ
	46,170	33,134	27,832	20,607	7,657
平成 30 年	台湾	香港	中国	韓国	アメリカ
	59,079	46,060	44,640	29,888	7,604
令和元年	中国	台湾	香港	韓国	アメリカ
	67,356	63,895	50,622	29,592	12,739
令和 2 年	台湾	中国	香港	アメリカ	マレーシア
	10,623	10,369	9,122	3,964	1,158
令和 3 年	ドイツ	アメリカ	インドネシア	中国	大韓民国
	1,141	821	718	655	230

(出所：熊本市観光統計)

この表からわかるように、中国および香港は近年において熊本市における出身国籍別の宿泊者数の上位を占め、熊本市のインバウンド事業にとって重要な国となっている。新型コロナウイルス感染症収束後に速やかなインバウンド旅行客の回復を図るための効果的な PR を実施するために、市場調査することは重要であり、この調査結果を生かした施策を実施していくことが求められる。

(11) FIERD-UP 関連事業

市は熊本の魅力を動画を通して世界に伝えるために、熊本県と連携して動画コンテンツを中心とした HP を作成し、熊本の魅力を世界に発信している。

HP 作成に係る委託業務の契約金額及び契約形態の推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
契約金額	3,240	981	3,752	3,125
契約形態	一般競争	特命随契 (一者随契)	特命随契 (一者随契)	特命随契 (一者随契)

HP における PV 数、ユーザー数、動画再生回数の推移は下記のとおりである。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
PV 数 (HP)	17,602	24,588	5,515	5,966
ユーザー数 (HP)	13,483	17,331	2,145	3,010
動画再生回数 (YouTube 広告)	—	—	168,817	364,347

(出所：各種資料より監査人作成)

(意見) 特命随契 (一者随契) について

総務省の地方公共団体の入札・契約制度の説明に「地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければなりません。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされています。」（総務省 HP より引用）とあるように、地方公共団体における調達については、一般競争入札が原則であり、随意契約とする場合であっても複数の事業者からの見積りを入手して契約することが求められる。

しかしながら本事業においては、市は HP を作成した事業者以外が HP 更新業務および広告事業を実施することは難しく、その性質が一般競争入札には適さないと判断し、令和元年度から令和 3 年度まで同じ事業者と契約を結ぶ特命随契（一者随契）としている。動画コンテンツの作成や広告事業については一般的にどの事業者でもできる業務であり、HP の更新作業についても特定の事業者しかできないのかどうか慎重な判断が求められる。

本事業においても、一般競争入札が原則であることを念頭に置いて、できる限り随意契約とならないような工夫が必要である。

（意見） 広告配信の時期について

本事業では、YouTube 広告の配信業務を委託し、動画を用いた熊本市の宣伝を豪州在住者に向けて実施している。本事業の業務実施報告書を確認すると、広告を配信した時期が令和 4 年 1 月 17 日から令和 4 年 3 月 14 日と短い期間に集中して実施されていると考えられる。

一方で JNTO（独立行政法人国際観光振興機構）がまとめている訪日観光客の国籍・月別推移を確認すると豪州からの訪日観光客は 12 月～1 月が多いことがわかる。（訪日目的は冬のレジャーや温泉など）季節的な影響のある動画であれば、特定の短い期間において大量の広告を流すことにより、より強い印象を与えることが有効となるかもしれないが、熊本城の紹介のような文化的な動画である場合には、特定の期間に集中するのではなく、継続的に動画を流すことのほうが効果的である可能も高く、動画の内容により、どの時期にどのように公開すればより効果が高いかを勘案し、宣伝する時期を考え効果的な宣伝を実施する必要がある。

（参考意見） YouTube 広告による動画配信について

FIRE-UP 関連事業は令和 2 年度以降、PV 数（HP）、ユーザー数（HP）が大きく減少しているが、これは令和 2 年度より広告手段を HP の誘導広告から YouTube による動画配信に切り替えたためである（HP 自体にはアクセス可能）。新型コロナウイルス感染症が落ち着き外国人観光客の訪日制限が緩和された後に、動画を閲覧した外国人観光客の熊本を目的地に組み込んだ来日（アクション）がどれくらいの件数だったのか、動画広告との関連性を確認する仕組みを構築することが次のステップとして必要であると考えられる。

2. 観光戦略経費

(1) 事業の概要

事業名	観光戦略経費
事業目的	デジタルマーケティングや観光案内所におけるニーズ調査に基づき総合的な観光プロモーションを展開することを目的とする。
事業内容	WEB サイトや観光案内所の運営、観光誘致事業補助、連携事業などを行う。 (内容) ・観光 WEB サイトにおける情報発信 ・観光案内所の運営（熊本駅、熊本城） ・一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会（以下、コンベンション協会という）が行う観光客誘致・受入に関する事業に対する補助金 ・名古屋市プロモーション、植木プロモーション、武将隊県外派遣、「ひごまる」おもてなし事業、その他
担当部署	観光政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第2節1(1) 効果的なプロモーション活動の展開
事業開始年度	令和元年度
事業実施方法	委託
委託内容	WEB サイト管理、観光案内所、連携事業、観光コンテンツ活用

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	112,300	98,700	89,090
決算額	—	—	110,037	94,912	85,968

※ 各事業が令和元年度に観光戦略経費に統合されている。

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	41,568	WEB サイト管理 5,995 観光案内所 33,827 連携事業経費 313 観光コンテンツ活用経費 1,433
負担金補助及び交付金	42,057	観光客誘致事業補助金 42,057
報償費	97	記念品等 97
普通旅費	138	旅費 138
一般需用費	1,118	広報ツール・ノベルティ製作費 1,118
役務費	990	クリーニング・輸送費 990
合計	85,968	

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位: 千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市(一般財源)	85,968	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	85,968	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数1)

指数	指数の説明	指数の目標値
熊本市観光 WEB サイトの特集記事数	熊本市観光ガイド「ここへ来るね、くまもと。」に掲載した特集記事の数	令和5年 20件

(指数の推移)

(単位: 件数)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	16	—	—
実績値	13	15	19	20	22

(効果指数2)

指数	指数の説明	指数の目標値
観光案内所における観光案内件数	熊本駅総合観光案内所、桜の馬場城彩苑総合観光案内所の2観光案内所での案内件数	令和5年 100,375件

(指数の推移)

(単位: 件数)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	89,380	—	—
実績値	55,919	90,371	97,278	34,566	39,163

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	—	—	6	5	5

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ コンベンション協会による補助金交付申請
- ↓
- ・ 補助金交付決定
- ↓
- ・ コンベンション協会による補助金等概算交付申請

- ↓
- ・ 補助金概算交付

↓

 - ・ コンベンション協会において補助事業実施

↓

 - ・ コンベンション協会からの実績報告

↓

 - ・ 実績報告書の審査及び補助金交付額の確定

(8) 実施した監査手続

観光戦略経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 業務実施報告書
- ・ 補助金等交付確定通知
- ・ コンベンション協会の決算書
- ・ 仕様書
- ・ 契約書、契約締結伺

(9) 監査の結果

本事業では、WEB や観光案内所において、熊本市の観光情報の発信を行うとともに、多様化する観光客ニーズを把握し、明確なコンセプトによる熊本市の観光プロモーションを展開することを目的として、主に下記の委託事業および補助金交付を実施している。

(単位：千円)

No	名前	区分	内容	令和3年度 金額合計
1	観光客誘致事業補助金	補助金の交付	熊本市の外郭団体であるコンベンション協会に対して、観光客誘致事業に対する補助金を交付している。	42,057
2	熊本市観光案内業務	委託契約	観光客に対して、それぞれのニーズに合わせた最新の観光情報を熊本駅および熊本城（城彩苑）にて提供する。	33,827
3	熊本市観光ウェブサイト管理運営	委託契約	熊本市の観光ウェブサイト「こころに来るね、くまもと。」における正確な情報発信と様々なジャンルの熊本の楽しみ方を発信・提案する。	8,965

● 観光客誘致事業補助金について

市はコンベンション協会に対して観光客の誘致事業に対する補助金を交付している。コン

ベンション協会の観光客誘致事業の実績をみると、当該事業が市からの補助金に大きく依存している現状が見てとれる。

コンベンション協会における直近5ヵ年の支出額（事業費総額）と補助金額（決算額）の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
支出額（事業費総額） ①	54,795	53,091	52,716	54,410	59,231
補助金額 ②	46,325	43,082	45,646	44,005	42,057
割合 ②/①	84.5%	81.1%	86.6%	80.9%	71.0%

毎年、事業費総額のうち8割程度が補助金として交付されている。なお、令和2年度及び令和3年度は、コロナ関連補助金として、別途、令和2年度は85,909千円、令和3年度は34,783千円が交付されている。

（意見）効果指数について

効果指数が設定されていない。補助金を支給した結果どのような成果があがったのかを検証する指標を設定する必要がある。

補助金対象の事業に対して、具体的な成果指標の目標値を設定せずに補助金を支給していることは、補助金対象の事業が有効に実施されているかどうかの検証ができず、費用対効果の検証や改善点等の発見が困難となることにつながる。目標値を設定した上で、事業実施後に目標に対する達成度や今後の改善点の検討を行うことが必要である。

（意見）補助金の支給対象について

当事業の補助金交付の根拠要綱として定めている「観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱」においては、補助の対象となる事業として、下記のように記載されており、具体的な補助対象の費目については定められていない。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市への観光客及びMICEの誘致、支援等を推進し、地域経済の活性化を図るため、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会に対して交付する観光客誘致事業補助金及びコンベンション誘致事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が行う事業で、次に掲げるものとする。

(2) 観光客の誘致及び受入れに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な事業

このため、毎年の事業費の対象をコンベンション協会が変更・調整することにより予算の上限まで補助金を請求することも可能な状況であると考えられる。このような状況を回避するために、補助金の性質に基づいて補助の対象を明確にし、要綱やガイドライン等のルール

で定めることが必要である。

参考として、大分県日田市の事例を紹介する。同市では「補助金の適正化に関するガイドライン」を作成し、補助対象経費の範囲を補助金の性質別分類に基づいて以下のとおり定めている。

(補助対象経費となる経費の範囲)

経費	団体運営 費補助金	事業費補 助金	備考
人件費	△	△	
使用料・賃借料	○	△	
光熱水費・燃料費	○	△	
印刷費	○	△	
消耗品費・材料費	○	△	
広告料	△	△	事業目的に沿ったものは認めるものの、過度な宣伝活動については抑制する。
交際費	×	×	
慶弔費	×	×	
飲食費	×	×	会議等の湯茶、講師弁当、給食事業などの事業自体が飲食に係るものについては対象とする。ただし、飲酒を伴う経費は対象外とする。
賄材料費	△	△	
原材料費	△	○	活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。
報償費	△	○	
旅費	△	△	慰労的な視察研修は対象外とする。
保険掛金	○	○	
負担金及び助成金	△	×	
積立金	△	×	活動目的に沿った使途予定範囲に限り対象とする。
出資金	×	×	
貸付金	×	×	
租税公課	△	△	市税分は対象外とする。
事務用備品等購入費	△	△	団体運営補助金の場合にあっては、団体の運営及び活動目的に沿った使途予定範囲に限り対象とする。
上記以外の備品財産購入費	×	△	
備品・施設等修繕補修費	△	△	団体運営補助金の場合にあっては、団体の運営及び活動目的に沿った使途予定範囲に限り対象とする。
寄付金	×	×	
上記以外の経費	△	△	

※ (表中の印について)

(出所：日田市「補助金の適正化に関するガイドライン」)

ンJ)

- 対象とできるもの
- △ 事業内容によって対象とできるもの
- × 原則として対象とできないもの

市においても全ての補助金に共通する同様のガイドライン等を作成して、補助金の適切な運用を進める必要がある。

(意見) 補助金の上限額設定について

補助金対象事業は、市との役割分担のもとで公共性の高い事業を行っていると思われるものの、その必要経費を市からの補助金に大きく依存している状況は、コンベンション協会において事業を効率的に実施するという意識が希薄になる恐れがある。事業を効率的に実施するという意識をもって事業を実施するために、補助対象経費別の補助率を設けるなどの方法によって補助金の上限を定めることが必要である。

参考として、大分県日田市の事例を紹介する。同市では「補助金の適正化に関するガイドライン」を作成し、補助対象経費の交付（上限）額設定の考え方を以下のとおり定めている。

6. 交付（上限）額設定の考え方
補助金が「公的な財政支援」であることを踏まえ、無制限に補助金を交付することは控えるべきと考えることから、原則、以下により交付（上限）額を設定するものとします。
【交付（上限）額の設定】 補助対象経費については、標準的手法を用いた場合に最も安価で実施（実現）できる経費を基本としながら、過去の交付実績を踏まえた上で、社会情勢や他市における同種事例を参考に当該年度の活動内容（規模）等を総合的に判断し、交付（上限）額を設定することとします。 また、補助率、補助単価を定めている場合には、補助すべき対象・範囲・内容に対し補助率、補助単価等で算定根拠を明確にし、交付（上限）額を決定するものとします。
【団体における繰越金】 当該団体の前年度決算における繰越金が当年度交付額を上回っている場合については、翌年度以降の交付額の見直しを検討するものとします。
【団体における人件費】 当該団体の人件費に係る分については算定根拠を求め、引上げについては必要最小限とします。

コンベンション協会に対する補助金についても、前年の決算や当期の予算などから補助対象経費ごとに補助率を設定して、最終的な補助金の額を決定するなどの方法により上限額の設定を検討することが必要である。このような方法によって、補助金を受給する団体が少しでも自主的かつ効率的に補助金を活用するような意識が働く仕組みの構築が市に求められる。

(意見) 各種団体との連携について

市及びコンベンション協会には、観光対策については、より広域的に対応することが望ましいという考え方があることを踏まえて、熊本県や公益社団法人熊本県観光連盟と連携し役割分担を整理した上で、コンベンション協会として実施すべき事業をより具体的に選定することが必要である。

●熊本市観光案内業務について

市は観光客向けに熊本市内に下記の2箇所の観光案内所を設置しており、その観光案内所の運営をコンベンション協会に委託している。

①熊本駅総合観光案内所

住所：熊本市西区春日3丁目15-30（JR熊本駅構内）

営業時間：9:00～17:30

休み：年中無休

その他：英語対応スタッフ、一日乗車券販売

②桜の馬場 城彩苑総合観光案内所

住所：熊本市中央区二の丸1-1-3（桜の馬場城彩苑内）

営業時間：9:00～17:30

休み：12月30～31日

その他：英語対応スタッフ、free wi-fi エリア

観光案内所の運営に係る委託業務の契約金額及び契約形態の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
契約金額	32,020	26,548	27,623	28,414	33,827
契約形態	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）

令和3年度において委託金額が増加している理由は、コンベンション協会が市の会計年度任用職員に沿う形で従業員の給与のベースアップと昇給制度を導入したことに伴い、委託額を計算する際の人件費の積算価格が上昇していることによるものである。

観光案内所における対応実績の推移は以下のとおりである。

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
熊本駅	来所（日本人）	4,944	3,650	1,905	2,475	2,415
	電話（日本人）	193	109	87	123	194
	来所（外国人）	2,706	2,650	251	59	49
	電話（外国人）	2	0	0	1	2
	合計	7,845	6,409	2,243	2,658	2,660
城彩苑	来所（日本人）	1,264	1,138	573	827	1,326
	電話（日本人）	155	128	111	83	159

	来所（外国人）	168	201	54	16	25
	電話（外国人）	1	1	0	0	0
	合計	1,588	1,468	738	926	1,510

（出所：熊本市観光政策課資料を基に監査人が作成）

（意見）プロポーザル方式や競争入札の検討について

市は、コンベンション協会に対して特命随契（一者随契）の方法で観光案内所の運営・管理業務を委託している。その理由として観光案内所業務の専門性の高さや宿泊、食事、交通手段をはじめとする観光関連事業者の案内先が特定の事業者に偏らないようにという公平性の観点を挙げている。しかしながら、当事業の業務実績報告書を確認するかぎり、観光案内所における案内・相談業務のうち、例えば、宿泊先の案内業務は極めて少なく、令和4年3月においては、0.2%程度（3件/1473件中）に留まっている。

案内先が特定の事業者に偏らないようにするということを特命随契（一者随契）の理由としていることは適切ではない。

また、観光案内所の運営・管理業務が特命随契（一者随契）を必要とするほど高い専門性が求められるとも考えにくい。

観光案内所の運営・管理業務については、プロポーザル方式による選定を行うことで、より魅力的な観光案内所の運営や、様々な手法による観光客への情報発信・サービス提供の提案が期待できるだけでなく、業務委託料の見直しにもつながると考えられる。

特命随契（一者随契）ではなく、プロポーザル方式（場合によっては競争入札）の導入などによって、効率的かつ観光客にとってより魅力のある観光案内所の運営を検討すべきである。

●熊本市観光ウェブサイト管理運営について

市は、観光WEBサイト「こころに来るね、くまもと。」（通称：熊本市観光ガイド）を平成27年に開設し、熊本市の正確な情報発信と様々なジャンルの熊本の楽しみ方を発信・提案している。

観光WEBサイト「こころに来るね、くまもと。」作成に係る委託業務の契約金額及び契約形態の推移は下記のとおりである。

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
契約金額	3,996	3,996	4,992	5,995	8,965
契約形態	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）	特命随契 （一者随契）

※ 令和3年度の委託金額が増えている要因は観光WEBサイトに多言語対応のチャット機能を追加したためである。

HPにおけるPV数、ユーザー数、動画再生回数の推移は下記のとおりである。

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
PV 数	4,206,049	4,014,773	4,711,275	3,151,741	4,486,774
ユーザー数	1,017,910	1,072,148	1,336,712	1,167,681	1,640,323

(出所：各種資料より監査人作成)

※ 令和 2 年度の PV 数が他の年度と比べ 10,000PV 程少なくなっている要因は観光 WEB サイトの更新を行ったためである。

(意見) 効果指数が設定されていない

観光 WEB サイトの年度ごとの PV 数やユーザー数の実績はわかるものの、観光サイトにどれくらい PV 数やユーザー数を期待するのかという目標値が設定されていないため、増加傾向にある観光 WEB サイトの委託金額に見合った結果につながっているかどうか判断することができない状況である。コンテンツ企画や広告への適切な支出を行うためにも、目標に対し実績がどうであったかを判断できる効果指数を定める必要がある。

3. 熊本誘客プロジェクト経費

(1) 事業の概要

事業名	熊本誘客プロジェクト経費
事業目的	段階的な熊本城の公開エリアの拡大に応じ、熊本城の観光プロモーションを広く展開することで、熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進を図るもの。
事業内容	熊本城特別公開第 3 弾（天守閣完全復旧・内部公開）を契機とした観光プロモーションを実施。 ・ SNS 広告、テレビ CM 放映、新聞広告等の広報展開 ・ 二の丸広場を会場に実施する光のデジタルアート等の滞在喚起策や、熊本の文化等に携わる市民と旅行者をつなぐ周遊喚起策の実施
担当部署	観光政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	—
熊本市第 7 次総合計画における位置づけ	第 6 章第 2 節 1 (1) 効果的なプロモーション活動の展開
事業開始年度	令和元年度
事業実施方法	委託
委託内容	企画業務、広報業務

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	—	—	50,000	60,000	90,000
決算額	—	—	49,993	59,466	89,995

(3) 事業費の内訳 (令和3年度)

(単位：千円)

費目(節)	決算額	主な内容
委託料	89,995	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市(一般財源)	89,995	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	89,995	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
熊本城特別公開入園者数	熊本城特別公開エリアへの入園者数	—

(指数の推移)

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	—	—	—	—	—
実績値	—	—	186,137	310,011	447,851

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	—	—	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 企画コンペ方式及び特命随契(一者随契)の実施により業務委託の契約相手方を決定
- ↓
- ・ 業務委託の仕様を受託業者と協議し確定⇒契約締結
- ↓
- ・ 滞在・周遊喚起策、広報を実施
- ↓
- ・ 報告書及び完了届を基に委託業務検査を実施し、委託業務検査調書を作成
- ↓
- ・ 受託業者より請求書を受領
- ↓
- ・ 委託料を受託業者に支払

(8) 実施した監査手続

熊本誘客プロジェクト経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 業務実施報告書
- ・ 請求書
- ・ 契約書
- ・ 契約締結伺
- ・ 公告に関する資料
- ・ 公募型企画コンペに関する資料

(9) 監査の結果

(意見) 効果指数の設定について

効果指数が設定されていない。市の担当者によれば、効果指数が設定されていない理由は、「熊本城においては復旧基本計画に基づき復旧過程の段階的な公開（特別公開）を行っているところであり、今後も復旧工事の状況に伴い公開エリアが随時変動することから、設定が難しいためである」とのことである。

しかしながら、令和 3 年度は 90,000 千円近い費用をかけており、いくつかのシュミレーションを行い、公開エリアの変動に対応する効果指数を設定すべきである。

効果指数が設定されていないため、当該事業の有効性について評価できない状況である。

(意見) 広告業務の事後評価について

本事業は、国内向けの熊本市への誘客を目的として、令和元年 10 月 5 日の特別公開（第一弾）を皮切りに、令和 2 年 6 月 1 日特別見学通路開通（第二弾）、令和 3 年 4 月 26 日の天守閣完全復旧・内部公開（第三弾）と、段階的に公開エリアが拡大されていく熊本城を主軸とする観光プロモーションを広く展開することで、平成 28 年に起こった熊本地震後の熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進を図るものである。

令和元年度から継続して同一の大手広告代理店と契約しており、契約金額及び契約形態の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度
契約名	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務	熊本城特別公開第 2 弾を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務
契約金額	49,992	29,997	39,999

契約形態	2号随契（プロポーザル方式）	6号随契（一者随契）	2号随契（一者随契）
契約名	—	熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務	熊本誘客プロジェクト推進業務
契約金額	—	29,469	49,995
契約形態	—	2号随契（企画コンペ方式）	2号随契（企画コンペ方式）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により突発的に発生する広報素材の改訂作業等については、令和元年度契約において広報素材を制作している相手方に対応可能な事業者が限られていたため。令和2年度及び令和3年度について一者随契となっている。

令和3年度の事業費 89,995 千円は、「熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務」（39,999 千円）と「熊本誘客プロジェクト推進業務」（49,995 千円）からなっており、
2つの契約の概要は以下のとおりである。

●熊本城特別公開を契機とした熊本誘客プロジェクト推進業務

（期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日）

（単位：円）

大分類	詳細項目	金額	小計
コンセプト策定	企画プランニング費	800,000	800,000
滞在・周遊喚起企画	城下町ラストサムライ企画	3,400,000	10,300,000
	映画関連企画	3,200,000	
	原稿制作・デザイン・送稿用データ・ホームページ作成等	3,700,000	
広報展開	九州各局・テレビスポット	8,000,000	23,800,000
	九州各局・テレビスポット（映画素材）	6,000,000	
	九州・関東・関西・中京エリア SNS 動画広告 Bumper 広告	3,000,000	
	九州エリア 新聞広告	3,000,000	
	九州エリア 交通広告・サイネージ広告	2,300,000	
	東京局・媒体社等への PR 活動	1,500,000	
効果測定	広告認知度調査	500,000	500,000
	小計		35,400,000
	進行管理費		1,310,000
	値引き		△347,000
	合計		36,363,000
	消費税		3,636,000
	総合		39,999,300

(熊本城ラストサムライ企画)

- ・城下町ラストサムライ（飲食関連を中心に熊本市内で活動している人）を3名追加制作
- ・デジタル音声ガイドアプリ制作

(映画関連企画)

- ・キャンペーン認知を拡大するため、「るろうに剣心」画像やグッズを活用した Twitter キャンペーン

●熊本誘客プロジェクト推進業務

(期間：令和3年9月24日から令和4年3月31日)

(単位：円)

大分類	詳細項目	金額	小計
全体計画・企画 関連	企画・プランニング費	2,000,000	2,000,000
周遊・滞在 喚起企画	デジタルスタンプラリー	4,800,000	22,800,000
	光のデジタルアート	18,000,000	
広報展開・制作 物	動画制作・CM制作関連費用・WEB制作費	5,500,000	17,500,000
	九州各局・テレビスポット	7,000,000	
	SNS 動画広告	2,500,000	
	雑誌・交通広告等	2,500,000	
効果測定	実施後 意識調査	500,000	500,000
小計			42,800,000
進行管理費			3,080,000
値引き			△430,000
合計			45,450,000
消費税			4,545,000
総合			49,995,000

(周遊・滞在喚起企画)

- ・デジタルスタンプラリー

実施期間 令和4年3月24日から令和4年3月31日

実施内容 多くの方の市内周遊を目的に市内各地を巡るスタンプラリー

- ・光のデジタルアート

実施期間 令和3年11月20日から令和3年12月5日（二の丸広場/16日間）

令和3年12月10日から令和4年1月15日（城彩苑/13日間）

実施内容 熊本城周辺への周遊を促すためのプロジェクションマッピング

(広報展開・制作物)

- ・動画制作・CM制作関連費用・WEB制作費

熊本市親善大使である2人の芸能人を起用し、2人が市内の新旧名所を巡る動画を制作

いずれも効果測定（各々500,000円）が組み込まれており、業務終了後に報告書を受領しているが、内容について検討した形跡が確認できなかった。担当課においても事業の評価を行い、次回以降の展開に活かしていくことが必要である。

なお、現在は事業評価を実施できる体制とはなっておらず、新型コロナウイルス感染症収束後にはさらに事業費の増額が行われるのであれば、事業の評価は必須である。

（意見） 広告内容について

テレビ広告を中心とした内容や熊本城の特別公開に合わせた限定的な広告の作成を実施したことについては、改善の余地があったのではないかと考える。

動画コンテンツやホームページを資産として捉えて、継続的に使用できる魅力的な動画やHPを作成するなど、将来の誘致促進につながるコンテンツ作成に重きを置くことも検討できたのではないかとと思われる。

なお、当事業の実施時期は全国的に新型コロナウイルス感染症対策である「緊急事態宣言」と「まん延防止等重点措置」が適用されていた期間と重なり、テレビ広告は下記の期間中においては、公益社団法人ACジャパンのCMに差し替えられて放映されている。

・緊急事態宣言

（令和3年度） 第3回：令和3年4月25日から令和3年6月20日

（意見） 予算の増額について

段階的な熊本城の公開エリアの拡大に応じ、熊本城の観光プロモーションを広く展開することで、熊本城の復旧状況の周知と本市への誘客促進を図るという本事業の目的は十分理解できるものである。

しかしながらコロナ禍における旅行の制約があり、想定される事業効果が十分に期待できないとの予測もできた中で、予算ベースで令和元年度 50,000千円、令和2年度 60,000千円、令和3年度 90,000千円と増額していることには疑問を感じざるを得ない。

必要最小限の事業費に抑え、新型コロナウイルス感染症収束後に事業規模を拡大（予算の増額）させるという選択肢もあったと考えられる。

コロナ禍という通常ではない状況ではあったが、広報予算の使い方については、より効果的な方法を常に検討することが必要である。

4. 旅行商品割引事業

(1) 事業の概要

事業名	旅行商品割引事業
事業目的	新型コロナウイルスにより大きく落ち込んでいる旅行需要を、感染拡大を抑制しつつ回復させることを目的として、感染状況が落ち着いている状況が維持できている時期に、熊本市内の宿泊に加え、交通、土産、食事、アクティビティなどを含む旅行商品に対する割引支援を行い、裾野の広い観光産業全体を支援するとともに、国の「Go To キャンペーン」や県の「くまもと再発見の旅」等とも連携を図り、さらなる旅行需要の喚起を目指すもの。
事業内容	本事業の登録事業者が販売する熊本市内への1泊以上の宿泊及び観光消費を促す1つ以上の交通、土産、食事、アクティビティ等（熊本県内の他市町村で提供されるものを含む。）がセットになったプランに対し割引を行うもの。
担当部署	観光政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	—
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第2節1(1)効果的なプロモーション活動の展開
事業開始年度	令和2年度
事業実施方法	委託
委託内容	事務局の運営、実施要件の設定、業務マニュアルの作成、参加登録手続、精算手続、コールセンターの設置・運営、事業の進捗及び販売状況報告、販売促進（WEBサイト制作、SNS広告等）、効果測定・業務報告など

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	—	—	360,000	230,000
決算額	—	—	—	154,000	221,209
翌年度への繰越分の決算額（R3年度は決算見込）				47,094	—

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容	
委託料	221,209	参加事業者に交付する割引充当金原資	178,907
		推進業務事務費	38,490
		取引にかかる消費税及び地方消費税の額	3,812

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	221,209	100%	
市債	—	—	

その他	—	—	
合計	221,209	100%	

※ 決算上、221,209千円は一般財源であるが、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(効果指数が設定されていない理由)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旅行事業者への支援を目的として、緊急的に開始した制度であるため、予め効果指数が設定されていない。

実績を検討すると、令和2年度 20,264件、令和3年度 73,588件の利用があり、一定程度の効果があったものと考えられる。

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	—	—	—	2	2

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 運営事務局受託事業者の選定に係る公募型企画コンペを実施
- ↓
- ・ 企画コンペの結果、株式会社 日本旅行 熊本支店を契約候補者に選定し、実施伺、契約締結伺の後、旅行商品割引事業推進業務委託契約を締結
- ↓
- ・ 株式会社 日本旅行 熊本支店は、上記委託業務を実施し、業務完了報告書を観光政策課に提出
- ↓
- ・ 観光政策課は、委託料の支払を行う

(8) 実施した監査手続

旅行商品割引事業が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 契約書
- ・ 業務完了報告書

(9) 監査の結果

本事業は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた業種・団体の中で、とくに宿泊事業者と旅行事業者を対象とした助成を行っている。本事業へ登録をした事業者は、宿泊事業者 99 社、旅行事業者 49 社であり、助成額は下記のとおりである。

また、これとは別に管理運営受託者に委託料の支払が発生している。 (単位：千円)

	事業者数	助成額等	割合
宿泊事業者に対する助成金	99 社	137,880	62.3%
旅行事業者に対する助成金	49 社	40,243	18.2%
管理運営料	1 社	43,086	19.5%
合計	—	221,209	100.0%

(出所：熊本市の資料を基に監査人作成)

宿泊事業者のうち助成金受領額の上位 10 社の人泊数および助成金受領額は下記のとおりである。

宿泊事業者別助成額ランキング (対象期間：令和3年7月～令和4年1月 単位：千円)

順位	旅行代金 (助成前)	人泊数	助成額	助成額シェア率
1	66,181	6,010	17,979	13.0%
2	39,671	3,364	9,465	6.9%
3	27,840	2,866	7,557	5.5%
4	22,202	2,077	5,842	4.2%
5	21,252	2,264	5,680	4.1%
6	21,288	1,898	5,361	3.9%
7	21,767	1,742	4,844	3.5%
8	17,135	1,563	4,560	3.3%
9	12,121	2,375	4,320	3.1%
10	14,130	1,487	3,876	2.8%
1位～10位	263,591	25,646	69,486	50.4%
11位～99位	297,917	27,296	68,394	49.6%
合計	561,508	52,942	137,880	100.0%

(出所：熊本市の資料を基に監査人作成)

旅行事業者のうち助成金受領額の上位 10 社の人泊数および助成金受領額は下記のとおりである。

旅行事業者別助成額ランキング (対象期間：令和3年7月～令和4年1月 単位：千円)

順位	旅行代金 (助成前)	人泊数	助成額	助成額シェア率
1	61,340	4,924	14,289	13.0%
2	29,877	2,058	6,083	6.9%
3	23,515	2,000	5,956	5.5%
4	15,456	1,290	3,796	4.2%
5	11,044	929	2,703	4.1%
6	8,310	778	2,246	3.9%
7	4,723	386	1,058	3.5%
8	2,587	214	614	3.3%
9	2,403	193	571	3.1%
10	2,299	184	550	2.8%
1位～10位	161,534	12,956	37,864	94.1%
11位～49位	10,626	830	2,378	5.9%
合計	172,180	13,786	40,243	100.0%

(出所：熊本市の資料を基に監査人作成)

(意見) 助成額の偏りについて

本事業における助成金額について確認したところ、宿泊事業者では99事業者中上位10社で助成金額の割合が50%を超え、旅行事業者においては49社中上位10社で助成金額の割合が94%を超えており、助成金の交付先に偏りが大きいことがわかる。当事業の助成金の支給対象期間において、旅行者の宿泊先や利用旅行会社が先述のように偏っていたとは考えにくく、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた宿泊事業者や旅行事業者に、本事業の助成金が公平に行き届いていない懸念がある。

当事業の当初の計画では、助成金の支給対象期間は9ヶ月と想定していたが、予算消化に伴い6ヶ月で事業が終了したことを鑑みると、当初の予定よりも助成金の消化スピードが早かったことが伺える。これは、上記の偏りを考慮すると特定の宿泊事業者や旅行事業者が想定より多くの助成金を受領したためと考えられる。

助成金を公平により多くの事業者に交付するためには、仮に今後同様の助成を行うことがあった場合は、宿泊事業者の部屋数等に応じて1社あたりの上限助成額を定めるなどし、少しでも多くの事業者が助成を受けることができる仕組みの構築を検討することが必要である。

5. 上海事務所管理運営経費

(1) 事業の概要

事業名	上海事務所管理運営経費
事業目的	熊本市国際戦略に基づき、海外からの交流人口を増やし本市への投資を呼び込むなど、地域の活力向上と都市成長につなげ、世界に認められる上質な生活都市となることを目指すものである。

事業内容	上海事務所を拠点として、アジア各都市からの団体旅行誘致や旅行者誘客に向けたプロモーション等を行う。県市共同で運営する事務所経費について県市で折半。
担当部署	観光政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	社団法人熊本県貿易協会上海事務所の運営に関する覚書
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第2節1(1) 効果的なプロモーション活動の展開
事業開始年度	平成24年度
事業実施方法	直営
委託内容	－

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	26,200	26,200	26,200	23,100	17,200
決算額	25,759	25,954	25,960	15,300	15,246

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
旅費	3,748	派遣旅費
役務費	199	派遣職員保険料
負担金補助及び交付金	11,299	事務所の管理運営経費
合計	15,246	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	－	－	
市（一般財源）	15,246	100%	
市債	－	－	
その他	－	－	
合計	15,246	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
海外からの宿泊客数（暦年）	熊本市内の外国人延べ宿泊者数	208,000人

(指数の推移)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	208,000人	208,000人	208,000人	208,000人	208,000人
実績値	182,353人	235,338人	342,649人	48,977人	5,658人

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	1	1	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 熊本上海事務所に職員を派遣する

↓

- ・ 熊本県貿易協会に負担金を支出する

↓

- ・ 派遣職員は、上海事務所において以下の活動に従事する

- ① 地元企業の進出促進：くまモンを活用した販売促進など
- ② 中国企業等の熊本への誘致
- ③ 観光客の誘致：観光プロモーション、インセンティブ旅行・教育旅行・フィルムコミッション誘致など
- ④ 留学生の誘致：中国国内をはじめとしたくまもとの大学の協定校での PR など

(8) 実施した監査手続

上海事務所管理運営経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 週間業務報告書
- ・ 月次報告書
- ・ 旅費積算書（日当・宿泊内訳書）
- ・ 当初歳出予算要求書
- ・ 社団法人熊本県貿易協会上海事務所の運営に関する覚書
- ・ 熊本上海事務所の事業に係る負担金の支出命令書

(9) 監査の結果

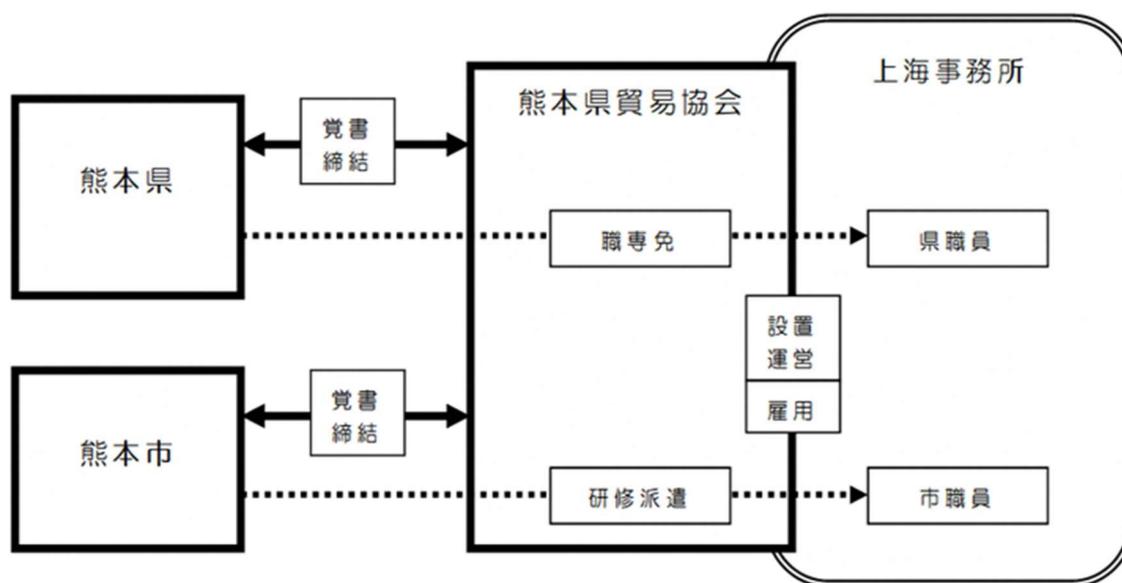
熊本上海事務所は、平成 24 年に中国をはじめとした東アジア諸国におけるビジネスの支援や観光客誘致等を推進するために、熊本県および熊本市の二者共同事務所として設立された。しかし、中国において地方自治体が直接事務所を運営することは熊本市の規程上できないため、「一般社団法人熊本県貿易協会」に運営を委託している。

熊本上海事務所の在籍スタッフは 5 名（県職員 1 名、市職員 1 名、現地スタッフ 3 名）で構成されており、熊本市は職員研修の一環として職員を派遣している。

※ 一般社団法人熊本県貿易協会

県内の貿易振興の手助けをする機関として昭和 36 年 9 月に設立された。行政ならびに貿易関連機関と連携し種々の事業を展開し、安心かつ円滑な貿易業務を遂行することを目的としている。

◎熊本上海事務所の体系図



(出所：熊本市作成資料)

●事業内容と実績について

本事業は、中国をはじめとした東アジア諸国における観光客誘致・ビジネス支援等を、上海事務所を拠点として熊本市と熊本県の二者が連携して取り組んでいる事業である。具体的には、中国を中心としたアジア各都市で行われる旅行博覧会や貿易関連の見本市等への参加を通じた、観光客や企業のインセンティブツアー等の誘致、県産品の販売促進や輸出の支援を行っている。

さらに、熊本上海事務所の HP をとおして熊本市や熊本県の情報を発信している。

本事業における活動実績は以下のとおりである。

①地元企業の進出促進

(単位：件)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
熊本関係企業等相談	3	5	2	29	85
熊本関係企業等アテンド	9	16	21	0	0
熊本関係企業等来訪	26	25	17	3	2
合計	38	46	40	32	87

地元企業の販路拡大のための相談対応やアテンド（同行）対応の他に、市場調査（スーパ

一マーケット、デパート、日本食取扱店舗の視察)や現地企業との商談会イベントのブース出展支援、現地での行政手続支援なども行っている。なお、令和2年度から令和3年度に相談件数が増加しているのは、中国における新型コロナウイルス感染症の拡大状況や現地での対応方針等についての相談が増加したためである。

②中国企業等の熊本への誘致

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
上海企業等来訪	111	86	72	101	129
上海企業等訪問	40	67	45	51	33
合計	151	153	117	152	162

上海企業の熊本への誘致活動も行っており、熊本上海事務所への来訪件数や訪問件数の過去5年間の推移は上表のとおりである。なお、誘致活動は輸入販売代理店や仲買人(バイヤー)等への取り次ぎ、旅行会社や宿泊業界との情報交換、営業活動など主となっている。

③観光客の誘致

(単位：件)

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	備考	
教育旅行(修学旅行等)	件数	1	7	3	0	0	政府機関を通じた旅行会社から受注	
	人数	38	436	86	0	0		
スポーツ・文化等交流事業	件数	2	1	0	0	0		
	人数	19	12	0	0	0		
テーマ旅行(親子限定・写真・婚礼等)	件数	6	4	7	0	0		
	人数	171	66	50	0	0		
インセンティブ旅行	件数	3	3	1	0	0		
	人数	54	150	29	0	0		
その他(政府関係)	件数	2	4	2	0	0		年1回海外視察希望
	人数	10	29	12	0	0		
小計	件数	14	19	13	0	0	上記以外の旅行会社	
	人数	292	693	177	0	0		
旅行会社への営業により九州旅行造成	件数							
	人数	1,046	712	1,278	0	0		
合計(ツアー等誘致実績)	件数							個人旅行は含まれず
	人数	1,338	1,405	1,455	0	0		

(出所：熊本市作成資料)

平成30年度における教育旅行(修学旅行等)の誘致人数が増加している要因は、平成28年に発生した熊本地震の影響による教育旅行(修学旅行等)数の減少を回復するための平成

29年度からの計画的な営業活動が功を奏したためである。

(意見) 上海事務所の人員を有効に活用する仕組みについて

市から派遣されている現地職員からの報告書を確認したところ、現地における実施活動がレポートされているものの、市が実施している中国に関する他事業との連携状況が確認できなかった。また、市観光局においても熊本上海事務所の駐在員に対してどのような活動をしてほしいのかを検討している資料が確認できなかった。

熊本上海事務所の目的である中国をはじめとした東アジア諸国におけるビジネスの支援や観光客誘致等の推進を効果的に実施するためには、他事業との連携が必須である。

例えば、市が実施している中国に関する幅広い事業の関係者から、月次など定期的に熊本上海事務所の駐在員に実施してほしい業務や依頼項目などを収集し、熊本上海事務所の所管課が取りまとめた上で、熊本上海事務所の駐在員に伝えて実施・報告する仕組みを構築し運用をするなどの改善が必要である。

●現地スタッフからの業務報告について

熊本上海事務所から業務の報告書が週単位（週間業務報告書）と月単位（月次報告書）で提出されている。週間業務報告書には参加イベントや来所者、打合せなど1週間の業務内容が記されており、対応時の様子や上海市の新型コロナウイルス感染症関係の報告がなされている。また月次報告書においては、イベント参加によるPR活動や現地企業との情報交換などの様子が写真付きのレポート形式で記されている。

(指摘) 当初予算における積算価格の間違いについて

市の担当者より報告があったが、令和3年度の当事業における予算要求書において、予算額の積算時の注意事項が適切に引き継がれていなかったことにより、予算要求額が実際に必要な額よりも少なく要求される結果となっていた。

今回は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実際の支給額は当初の予算の範囲内に収まることとなったが、予算を超過するおそれがあるミスであるため、同様のミスが起こらないよう引継ぎ資料を充実させるなどの対策を講じる必要がある。

6. 熊本城おもてなし経費

(1) 事業の概要

事業名	熊本城おもてなし経費
事業目的	熊本城を訪れた観光客に向け、「熊本城おもてなし武将隊」による定時演舞披露や記念イベントの開催などのおもてなし活動を通じて、熊本城の魅力・知名度及び観光客の満足度を向上させるもの。

事業内容	「熊本城おもてなし武将隊」による各種おもてなし活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時演舞披露（12/29、30を除く毎日） ⇒城彩苑を中心に演舞披露、写真撮影対応等、 県内外からの来場者に対する、おもてなし活動等 ・ 県内外での観光PR活動（年間約220回） ⇒県内外で開催されるお祭りやイベントでの観光PR、 各メディアを活用した観光PR ・ イベント等の実施（年間約30回） ⇒夕涼みツアー、周年祭、戦国パーク、 市内の小中学生を対象とした歴史学習会等 ・ その他広報活動（毎日） ⇒ホームページやTwitter等のSNSを活用したPR等
担当部署	観光政策課
事業の根拠（法令、 条例、規則、要綱 等）	—
熊本市第7次総合計 画における位置づけ	第6章第2節2（4）熊本城の着実な復旧と公開
事業開始年度	平成30年度
事業実施方法	委託
委託内容	企画業務、広報業務

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	—	51,000	53,100	57,000	58,000
決算額	—	51,000	53,100	57,000	57,927

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	57,927	「熊本城おもてなし武将隊」タイムスリップ事業業務委託

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	57,927	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	57,927	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
熊本城特別公開入園者数	熊本城特別公開エリアへの入園者数	—

(指数の推移)

(単位：人)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	—	—	—	—	—
実績値	—	—	186,137	310,011	447,851

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	—	1	1	1	1

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 受託業者により、「熊本城おもてなし武将隊」タイムスリップ事業を実施
- ↓
- ・ 毎月末に受託業者から提出される報告書及び完了届を基に委託業務検査を実施し、委託業務検査調書を作成
- ↓
- ・ 受託業者より当月分の請求書を受領
- ↓
- ・ 委託料を受託業者に支払う

(8) 実施した監査手続

熊本城おもてなし経費が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 公告に関する資料
- ・ 仕様書
- ・ 業務委託の実施伺に関する書類
- ・ 業務委託契約書
- ・ 業務実施報告書

(9) 監査の結果

本事業では、熊本城を訪れた観光客に向けて、「熊本城おもてなし武将隊」による定時演舞の披露や記念イベントの開催などのおもてなし活動を通じて、熊本城の魅力・知名度及び観光客の満足度を向上させることを目的としている。本事業は委託事業であり、委託業務の従事者である「熊本城おもてなし武将隊」の構成や業務、選定方法などは以下のとおりである。

(熊本城おもてなし武将隊について)

従事人員は、加藤清正1名・武将8名・姫1名(以下、おもてなし武将隊)と運営スタッフ3名で構成されている。また、おもてなし武将隊は、委託者である市の担当者同席のもと選考オーディションにて選定されている。そして、選考オーディションにて選定されたおもてなし武将隊に対して、熊本の歴史や役作りなど専門的な勉強会等の教育を行う。

おもてなし武将隊10名のうち3名以上は、常時熊本城または城彩苑で演舞等のおもてなし業務を行っている。また、おもてなし武将隊はそれぞれ月間22日程度業務に従事し、年度又は節目での配役変更も可能となっている。勤務時間は原則として8時半～16時半と定められているが撮影やイベント等は柔軟に対応し、その他、業務時間が変更等となった場合は別途協議の上、決定している。

おもてなし武将隊の活動内容は以下のとおりであり、観光客に熊本城の魅力を伝え、熊本城の知名度アップや観光客の満足度アップを図っている。

- ・ 定時演舞披露
- ・ 観光プロモーション
- ・ 武将隊記念イベント等
- ・ 熊本城歴史学習会等
- ・ 旅行商品対応
- ・ その他広報活動等

具体的な事業内容は以下の通りである。

- ・ 定時演舞披露

熊本城など委託者の指定する場所を舞台としたおもてなし(演舞・写真撮影等)を行う。

(基本は城彩苑で午前、午後の2回10分～15分の公演とするが、委託者からの指示により変更または中止もあり)

- ・ 観光プロモーション

基本業務である定時演舞披露に影響のない範囲で委託者が指定するお祭りやイベント等へ参加し、観光プロモーションを行う。

- ・ 武将隊記念イベント等

上記以外に、通常とは異なるイベントを行う(年4回以上)。

- ・ 熊本城歴史学習会等

熊本市内の小中学生等を対象にした歴史学習会等を行い、熊本城の歴史や構造、文化等の学びを深める活動をする。各武将は正しい歴史認識および雑学等を修得することが求められている。夏休み期間中の15日程度において武将隊による「夕涼みツアー」等を行う。

- ・ 旅行商品対応

熊本国際観光コンベンション協会より、あらかじめ予約された旅行商品を対象に、1回

40分程度を基本として熊本の歴史や熊本城の説明を含む口上を行う。

・その他の広報活動等

ブログ（アメブロ）やTwitter、YouTubeなどのSNSを活用した広報活動や、ツアー及び民間イベント・講演等の依頼があれば、積極的に参加を行うことで熊本市の観光PRまたは「熊本城おもてなし武将隊」のPR活動を積極的に行う。以上の活動は受託者との事前協議や検討が必要である。また委託者の指定しない熊本市内で開催される公共性のある催しへの参加も行う。「熊本城おもてなし武将隊」に係るグッズ製作や販売は委託者に事前承認後、受託者の責任のもとで積極的に行う。

実際の業務実績については受託者が毎日、演舞見学者数やイベント参加者数 SNS の広報状況などを含む日報を作成し、毎月末に観光政策課に提出することとなっている。

（意見）効果指標の設定について

当事業においては、おもてなし武将隊によって様々な活動が実施されているものの、その活動を評価するための指標や目標値が設定されておらず、事業の評価がしづらい状況となっている。そのような状況を改善するためにも指標や目標値の設定が早急に求められる。

例えば、おもてなし武将隊の上記の活動内容から指標として次の2つが挙げられる。

①定期演舞の観客数

おもてなし武将隊のメイン活動である定期演舞を観に来る観光客が増えることで、熊本城を訪れる観光客の増加も期待できるため重要な指標の一つであると考えられる。現状では、毎公演ごとに定期演舞の観客数はカウントされており、業務実施報告書にもまとめられているものの、目標値が設定されていないため、単なる報告にとどまっている状況である。

②公式アカウントのフォロワー数

おもてなし武将隊の公式アカウントのフォロワー数が増加することで、おもてなし武将隊のSNS上の発信を通して熊本城の魅力が多くの人に伝わり、熊本城への来場者の増加にもつながると期待できるため、重要な指標の一つであると考えられる。しかしながら現状では、公式アカウントのフォロワー数については、定期的なモニタリングも実施されておらず、フォロワー数がどれくらい増加しているのかも判断できない状況である。

観光振興の取組とその効果は、相関関係が明確に評価しづらいからこそ、指標及び目標値を定めた上での長期間に渡るモニタリングや目標値との比較・検討を継続的に行っていく必要がある。

7. 熊本城シャトルバス運行経費

(1) 事業の概要

事業名	熊本城シャトルバス運行経費
事業目的	桜の馬場城彩苑及び熊本城二の丸広場間のシャトルバス運行により、快適性・利便性の高い受入れ体制を整備し、車椅子等の利用者や観光客へのサービス向上を図る。
事業内容	観光客の利便性向上のため、城彩苑～二の丸広場間に無料シャトルバスを運行する。
担当部署	観光政策課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	—
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第2節2（4）熊本城の着実な復旧と公開
事業開始年度	平成26年度
事業実施方法	委託
委託内容	観光客の利便性向上のため、城彩苑～二の丸広場間の無料シャトルバス運行について、業務委託を行う。

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	10,673	15,660	15,828	14,644	15,950
決算額	10,673	15,660	15,828	14,644	15,950

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	15,950	シャトルバス運行委託費

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫			
市（一般財源）	15,950	100%	
市債			
その他			
合計	15,950	100%	

(5) 事業効果とその推移

（効果指数）

指数	指数の説明	指数の目標値
熊本城特別公開入園者数	熊本城特別公開エリアへの入園者数	—

（指数の推移）

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値	—	—	—	—	—
実績値	—	—	186,137	310,011	447,851

※ 熊本城においては、復旧基本計画に基づき復旧過程の段階的な公開（特別公開）を行っているところであり、今後も復旧工事の状況に伴い公開エリアが随時変動することから、目標値は設定していない。

※参考（利用実績）

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
運行本数	10,977 便	11,412 便	12,918 便	12,873 便	13,519 便
乗車人数	102,114 人	109,805 人	127,102 人	62,730 人	97,375 人

※ 平成 28 年に発生した熊本地震の影響で、運行本数が減少している（ピストン運行から周回運行に変更となったため）。

※ 令和元年 10 月より臨時シャトルバスの運行も開始している（特別公開エリアの公開に合わせて）。

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	1 名	1 名	1 名	1 名	1 名

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 委託事業者にて、毎日シャトルバス運行業務を実施（1 日あたり約 30 便程度）
- ↓
- ・ 毎月末に当月分の輸送実績報告書・完了届を委託事業者より本市へ提出
- ↓
- ・ 報告書及び完了届を基に委託業務検査を実施し、業務委託業務検査調書を作成
- ↓
- ・ 当月分の請求書を委託事業者より本市へ提出
- ↓
- ・ 請求書を基に、当月分の委託料を委託事業者へ支払

(8) 実施した監査手続

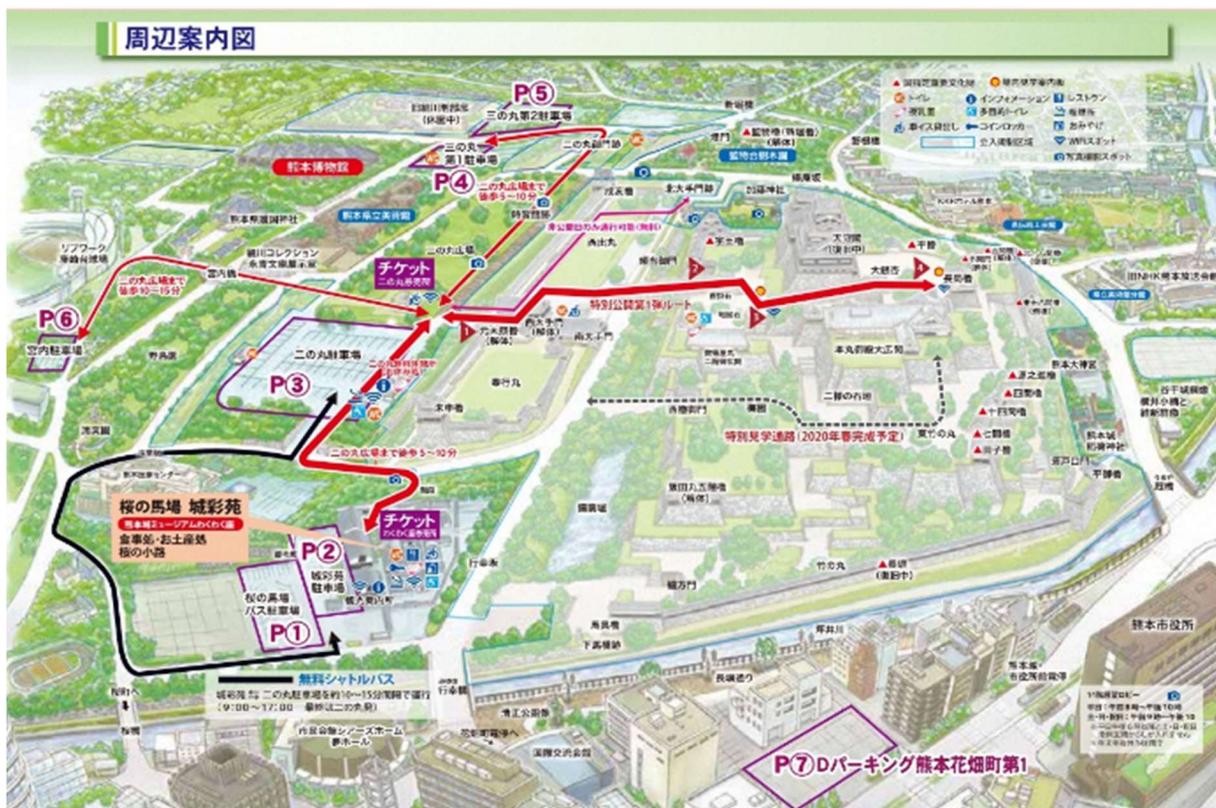
熊本城シャトルバス運行経費が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 公告に関する資料
- ・ 入札に関する資料

- ・業務委託仕様書
- ・輸送実績報告書

(9) 運行経路について



(出所：桜の馬場城彩苑 HP (バス駐車場))

(10) 監査の結果

(意見) 効果指数について

効果指数として、熊本城特別公開入園者数が設定されているが、より具体的に乗車人数等を用いることが適切である。

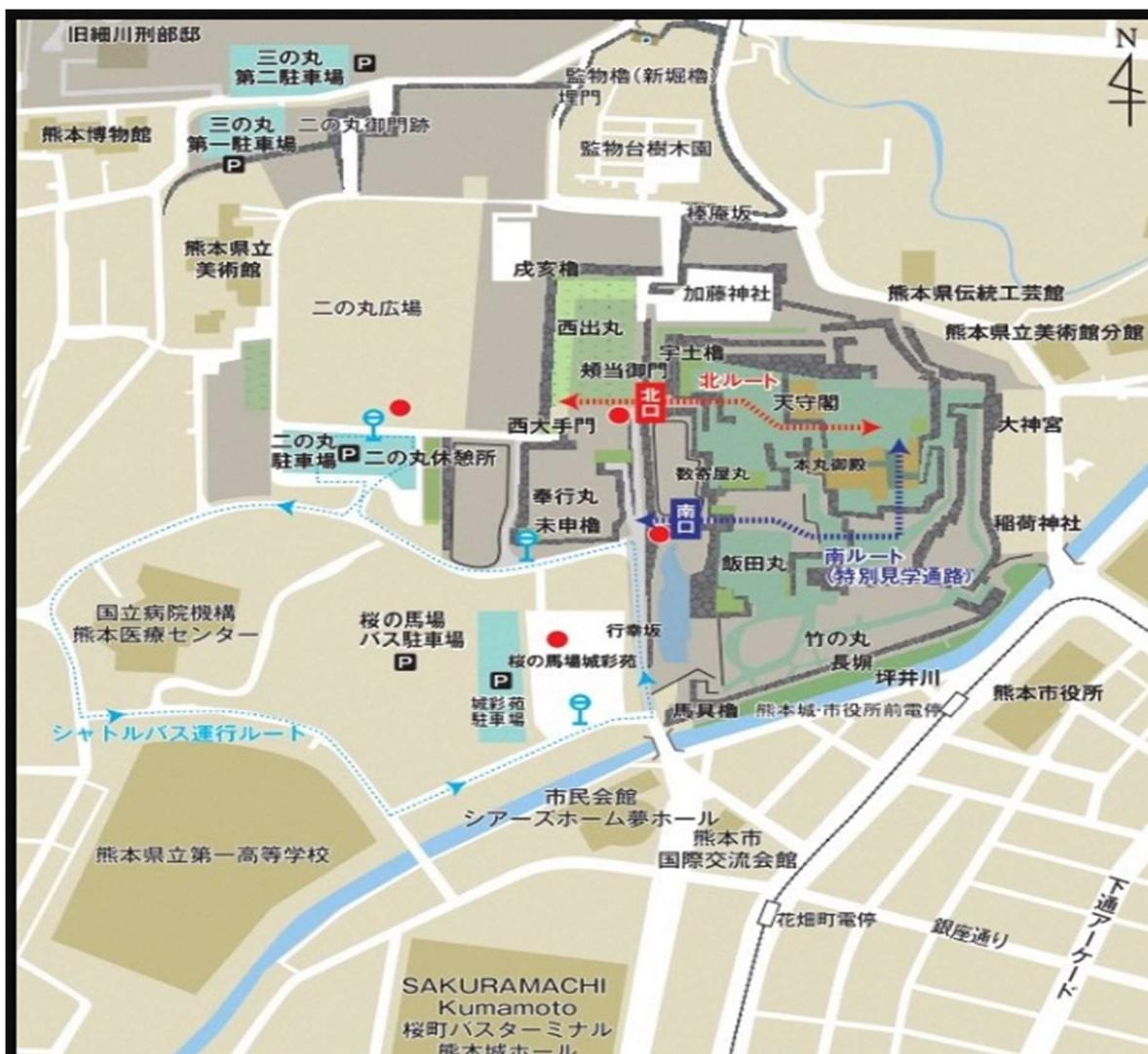
現在用いられている効果指数は市の第7次総合計画で用いられているものであるが、より具体的な効果指数が設定可能な場合にはこれによる必要がある。

(意見) 一般競争入札が1者のみの入札となっていることについて

当事業において公告をした際に、入札に参加する事業者が1者のみの場合でも入札額が予定価格以下だった場合は入札を執行すると記載があり、実際入札希望事業者は1者のみで入札が執行されている。本来競争入札を行う場合は2者以上によって入札が執行されることが望ましく、再公告するなどし、複数の事業者の入札が実施されるよう努力が必要である。

(意見) バスの運行ルート of HP 表記について

熊本城の公式 HP のアクセス・駐車場のページを確認すると、有料の熊本城周遊バス「しろめぐりん」と無料シャトルバスどちらの案内もあり、どちらがどのようなルートを廻るのかルートマップの表示がないため、行きたい場所へ行くための手段としてどちらを選べばよいかわかりにくい状態となっている。また、桜の馬場城彩苑の公式 HP において、バス駐車場ページとアクセスページどちらにもシャトルバスのルートが記載された地図が掲載されている。このうちバス駐車場ページに表示されている地図の周回ルートには、上図のように現行のルートが表示されているのに対して、アクセスページに表示されている地図の周回ルートは下図のように熊本地震前の旧ルートが表示されているため、当事業のバス運行ルートとして、どちらのルートが正しいのかわからない状態となっている。マップの差し替えを行うとともに誰がどの HP を見ても混乱することのないわかりやすい HP を作成する必要がある。



(出所：城彩苑 HP (アクセス))

VII. 誘致戦略課

1. MICE 誘致戦略事業

(1) 事業の概要

事業名	MICE 誘致戦略事業
事業目的	MICE の開催件数の増加を図ることにより、本市への経済波及効果（宿泊、飲食、観光等の経済・消費活動）を生み出すとともに、国際・国内相互の人・モノ・情報の交流を増加させ、都市のにぎわい創出に寄与することを目的とする。
事業内容	平成 30 年に策定した「熊本市 MICE 誘致戦略」に基づき、熊本国際観光コンベンション協会などの関係団体と連携し、学会、国際会議及びコンサート・イベント等を誘致する。
担当部署	誘致戦略課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市 MICE 誘致戦略
熊本市第 7 次総合計画における位置づけ	第 6 章第 2 節 3 (6) MICE 誘致活動の展開
事業開始年度	平成 29 年度
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
予算額	63,165	95,249	285,231	71,218	65,397
決算額	62,048	89,664	168,678	57,748	54,219
翌年度への繰越分の決算額	—	—	100,000	—	—

※ 令和元年度決算額には、熊本城ホール開業記念事業実行委員会への負担金 95,000 千円が含まれている。

※ 令和元年度翌年度への繰越分の決算額は、新型コロナウイルス感染症関連の緊急経済対策経費としての熊本城ホール開業記念事業実行委員会への負担金である。

(3) 事業費の内訳（令和 3 年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
報酬	1,661	会計年度任用職員 1 名の雇用経費
職員手当等	178	会計年度任用職員 1 名の雇用経費
共済費	303	会計年度任用職員 1 名の雇用経費
報償費	85	誘致活動に係る持参品等の購入
旅費	1,132	誘致活動旅費
需用費	465	消耗品等の購入
役務費	11	交通 IC カードチャージ代
委託料	3,778	MICE 受入体制の構築（Kumamoto made 審査会）等に関する業務委託

使用料及び賃借料	318	Kumamoto made 審査会の開催に伴う会場使用料
負担金及び交付金	46,288	熊本国際観光コンベンション協会への補助金 30,762 (うちコンベンション開催助成金 10,150)
合計	54,219	

(4) 事業費の財源 (令和3年度)

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市 (一般財源)	53,595	98.9%	
市債	—	—	
その他	624	1.1%	熊本市エンターテインメント支援基金繰入金
合計	54,219	100%	

※ 決算上、53,595千円は一般財源であるが、そのうち15,000千円は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
MICE 誘致活動件数	本課における誘致活動の実績 (オンラインを含む)	600件/年度

(指数の推移)

(単位：件)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
目標値	600	600	600	600	600
実績値	649	720	664	300	324

※ 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度以降実績値が減少した。

(6) 職員等の配置実績

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
職員数等	2人	4人	4人	2人	2人

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 関係団体と協議し誘致ターゲットの選定など誘致活動の方針を決定

↓

- ・ 誘致活動の実施

↓

- ・ 誘致活動の進捗、結果等について関係団体と情報共有

↓

- ・必要に応じて、誘致活動の方針等の変更を検討

(8) 実施した監査手続

MICE 誘致戦略事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は下記のとおりである。

- ・熊本市補助金等交付規則
- ・観光客誘致事業補助及びコンベンション誘致事業補助金交付要綱
- ・コンベンション特別助成金交付要項
- ・一般社団法人熊本国際観光コンベンション協会助成・支援事務取扱要領
- ・「コンベンション誘致事業」実績報告書
- ・契約書や請求書等の支払根拠資料
- ・コンベンション特別助成金交付申請関連書類
- ・「熊本市 MICE 誘致戦略」の効果指数の仮実績値の推移

(9) 監査の結果

(意見) 効果指数に係る目標値の設定について

効果指数の目標値と実績値には令和 2 年度及び令和 3 年度において、大きな乖離がみられる。

この乖離は、熊本市第 7 次総合計画策定時に決定した毎年度一定の目標値（「熊本市 MICE 誘致戦略」策定時に決定した令和 5 年度の目標値）をそのまま各年度の目標値としていることが大きな原因である。

現在のコロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の収束段階に対応した複数の目標値を設定することや、収束状況に応じて年度途中であっても目標値を再設定し、随時事業を見直すなど、状況に応じた対応をすることが必要である。

VIII. スポーツ振興課

1. スポーツコンベンション事業

(1) 事業の概要

事業名	スポーツコンベンション事業
事業目的	スポーツの振興や地域経済の活性化を図る。
事業内容	国内外のキャンプを誘致し、国内のスポーツ振興や地域経済活性化に影響力のある大会を誘致する。
担当部署	スポーツ振興課
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	—
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章第2節3(6) MICE誘致活動の展開
事業開始年度	平成26年度以前から
事業実施方法	直営
委託内容	—

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	72,300	386,444	52,037	1,034	5,947
決算額	66,554	337,539	37,421	98	3,236

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

(単位：千円)

費目（節）	決算額	主な内容
旅費	319	福岡空港にてドイツ競泳チームの荷物運搬業務 他
旅費（費用弁償）	4	ドイツ競泳チーム出入国・入村に伴うアテンド業務
役務費	5	東京2020オリンピック聖火リレー交通規制ポスターの車内広告掲載料
使用料及び賃借料	6	福岡空港往復間における高速道路使用料
負担金補助及び交付金	2,902	ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会への負担金
合計	3,236	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

(単位：千円)

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	3,236	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	3,236	100%	

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
----	-------	--------

検証指標設定なし

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値		検証指標設定なし			

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
職員数等	全日本女子レスリング合宿	ドイツ競泳合宿	ドイツ競泳合宿	—	聖火リレー
	約 20 名	約 20 名	約 20 名	—	約 40 名
		全日本女子レスリング合宿	ハイデルベルク市国際交流	—	ドイツ競泳合宿
		約 20 名	約 10 名	—	約 15 名

(7) 業務の流れ

令和 3 年度ドイツ競泳チーム熊本合宿

- ・ ~令和 3 年 7 月上旬：ドイツ競泳チームとの調整
 関係各所（宿泊施設、輸送関係、練習施設等）との調整
 新型コロナウイルス感染症にかかるマニュアルの作成
 合意書、同意書、誓約書の締結 等
- ・ 令和 3 年 7 月 12 日～21 日：ドイツ競泳チーム（52 名）熊本合宿受入れ
- ・ 令和 3 年 7 月下旬～：支払業務等

※ 参考（合宿期間中の業務スケジュール）

	午前	午後	場所	備考
7 月 12 日 (月)	受入れ準備		アクアドームくまもと ホテル	
	選手団 お迎え	選手団 来熊	熊本→羽田（選手団合流）→ 福岡→ホテル	
7 月 13 日 (火)	練習	練習	アクアドームくまもと	
7 月 14 日 (水)	練習	練習	アクアドームくまもと	
7 月 15 日 (木)	練習	練習	アクアドームくまもと	
7 月 16 日 (金)	練習（9：30～オンライン交流）	練習	アクアドームくまもと	交流先 力合西小学校 （約 700 名）

7月17日 (土)	練習	練習	アクアドームくまもと	
7月18日 (日)	練習	練習	アクアドームくまもと	
7月19日 (月)	練習	練習	アクアドームくまもと	ドイツ総領事 練習見学
7月20日 (火)	練習	練習	アクアドームくまもと	
7月21日 (水)	選手村へ移動		熊本→羽田→選手村	

(8)実施した監査手続

スポーツコンベンション事業が適切かつ効率的に実施されているかを確認するために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会規約
- ・ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会経理規程
- ・ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会 事業実施計画
- ・ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会（書面決議）の結果
- ・ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会 事業実績報告
- ・ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会の経理関係書類

(9)監査の結果

（意見）効果指数について

効果指数が設定されていない。効果指数の設定は難しい面もあると思われるが、何らかの指数を設定しなければ、効果を測定することができないため、たとえば、キャンプや大会の誘致件数など適切な指数を設定する必要がある。

（指摘）実行委員会の規約における書面決議に関する規定の必要性について

ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、以下の目的のために組織され、基本的な方針は「ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会規約」（以下「実行委員会規約」という。）に定められている。

（目的）

第2条 2021年東京オリンピックをはじめとする様々な国際大会の開催に伴うドイツ競泳チームの直前合宿（以下「合宿」という。）が、熊本において良好な環境のもとで行われるよう支援し、合宿による経済波及効果を最大限に取り込むとともに、ドイツ競泳チームと熊本県民・市民との交流を通して、本県のスポーツ振興や国際交流に寄与することを目的とする。

（出所：実行委員会規約）

令和3年度における実行委員会の開催は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面決議により実施されている。

しかし、実行委員会の会議の開催については以下のとおりの規定があるのみで、書面決議に関する記載がない。

(会議)	
第11条	会長は必要に応じ実行委員会を招集し、その議長となる。その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
2	委員は、やむを得ない理由のため実行委員会に出席ができないときは、代理人をもってその表決権を委任することができる。

(出所：実行委員会規約)

また、実行委員会規約の第16条に「必要な事項は実行委員会において決定」、「その他運営に必要な事項は、会長が別に定めることができる」とあるが、書面決議に関して、別途定めていなかった。

したがって、対面による実行委員会の開催が難しい状況に対応できるように、実行委員会規約に書面決議に関する規定を加える必要性がある。

(指摘) 実行委員会の委員の範囲及び議決権の有無の明確化について

実行委員会の委員等については、実行委員会規約上、会長1名、委員11名、監事2名、オブザーバー1名と定められている。

	所属／役職
会長	熊本市経済観光局長
委員	(一社) 熊本県水泳協会会長 熊本市水泳協会会長 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課長 熊本市経済観光局スポーツ・イベント部長 熊本市経済観光局スポーツ・イベント部スポーツ振興課長 熊本市政策局総合政策部国際課長 熊本市教育委員会学校教育部指導課長 熊本市スポーツ協会会長 (一社) 熊本県水泳協会理事長 熊本市水泳協会理事長 (一財) 熊本市文化スポーツ財団事務局長
監事	熊本県観光戦略部観光企画課長 (一財) 熊本国際観光コンベンション協会 専務理事
オブザーバー	熊本日独協会 会長

(出所：実行委員会規約)

また、実行委員会規第12条において、「実行委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。」と規定されている。

しかし、実際の実行委員会の決議（書面決議）を見ると、委員 11 名、監事 2 名及びオブザーバーを含めた 14 人を委員として決議しており、実行委員会規約における委員の範囲と相違しており問題である。

また、一般論で言えば、オブザーバーは、第三者的あるいは客観的な立場から会議のスムーズな進行を促すことを期待されて会議に参加する者であり、当該会議に係る議決権は有しないのが通常である。しかし、本実行委員会における書面決議においては、オブザーバーにも議決権が与えられ、決議に参加している。

よって、実行委員会規約において、「委員」の範囲及び議決権を有する者の範囲を明確にすべきである。

（指摘） 監事監査後の決算書の修正について

令和 3 年度ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会決算書（以下「決算書」という。）について、監事監査のあとに行われた実行委員会（書面決議）において、一部修正が必要と思われる箇所があった。

しかし、決算書の修正に関して、修正内容の検討及び修正後の決算書の決議が行われていなかった。

修正後の確定した決算書に関して、何らかの決議を得る必要があったと考える。

（指摘） 小口現金の取扱いに関するルールの順守について

ドイツ競泳チーム熊本合宿実行委員会経理規程（以下「実行委員会経理規程」という。）によれば、小口現金制度について以下のとおり定められている。

（小口現金）

第 18 条 緊急に物品の調達が必要となった場合や少額の支払を便利にするため、小口現金制度を設ける。

2 この小口現金は事務局長が保管し、その額は 5 万円とする。

3 小口現金による出納は、すべて小口現金出納簿に記入することとし、支払終了後、支払を証する書類を添付して、事務局長の決裁を受けなければならない。

（出所：実行委員会経理規程）

「小口現金は事務局長が保管し、その額は 5 万円」とあるとおり、保管する額の上限が 5 万円と考えられるが、令和 3 年 7 月 9 日付で 100,000 円（50,000 円×2）を通帳から引き出し、小口現金としている。

「支出伺書」によれば、「羽田空港におけるコロナウイルス感染症等の緊急時対応のため、2 回分を引き出すこととする」とあるが、実行委員会経理規程上はあくまでも保管する額の上限を 5 万円としており、当該取扱いは規定から逸脱していると言わざるをえない。

よって、実行委員会経理規程に従い、小口現金の適正な取扱いを行う必要がある。

なお、実務上の緊急対応の要請から、実行委員会経理規程における上限額が少額であると考えられる場合には、不正等の防止に留意しつつ、過大にならない範囲で上限額を増額する

ように規定を変更することも一案である。

IX. イベント推進課

1. にぎわいづくり推進経費

(1) 事業の概要

事業名	にぎわいづくり推進経費
事業目的	火の国まつり、お城まつりを開催し、中心市街地をはじめ賑わい創出を図るとともに、新たな熊本の魅力を全国にアピールする。
事業内容	火の国まつり・お城まつりの開催等に係る負担金拠出。 官民イベントの情報共有と合同広報。
担当部署	イベント推進課（火の国まつり） 熊本城総合事務所（お城まつり）
事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等）	熊本市まつり振興委員会会則 火の国まつり運営委員会会則 お城まつり運営委員会会則
熊本市第7次総合計画における位置づけ	第6章 第2節 2 (3) イベントによるにぎわいの創出
事業開始年度	平成27年（まつり振興委員会設立年）
事業実施方法	運営委員会・委託
委託内容	イベント広報ツールの作成等

(2) 事業費の推移

（単位：千円）

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
予算額	76,200	70,500	66,975	35,260	40,000
決算額	76,111	70,499	66,345	34,500	39,950

(3) 事業費の内訳（令和3年度）

（単位：千円）

費目（節）	決算額	主な内容
委託料	550	イベント広報コースターデザイン・製作
負担金補助及び交付金	39,400	熊本市まつり振興委員会等への負担金
合計額	39,950	

(4) 事業費の財源（令和3年度）

（単位：千円）

区分	金額	割合	備考
国庫	—	—	
市（一般財源）	39,950	100%	
市債	—	—	
その他	—	—	
合計	39,950	100%	

※ 決算上、39,950千円は一般財源であるが、そのうち3,000千円は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定対象

(5) 事業効果とその推移

(効果指数)

指数	指数の説明	指数の目標値
	検証指標設定なし	

(指数の推移)

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
目標値					
実績値	検証指標設定なし				

(6) 職員等の配置実績

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
火の国まつり (事務局)	12 人	12 人	14 人	14 人	14 人
お城まつり (事務局)	5 人	4 人	4 人	5 人	4 人

(7) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 熊本市まつり振興委員会から本市へ負担金の請求
- ↓
- ・ 本市より熊本市まつり振興委員会へ本市負担金を拠出
- ↓
- ・ 熊本市まつり振興委員会にて各運営委員会へ負担金・協賛金の配分
- ↓
- ・ 各運営委員会にて事業実施
- ↓
- ・ 実施報告書

(8) 実施した監査手続

にぎわいづくり推進経費が適切かつ効率的に実施されているかを確かめるために、関連資料の閲覧と担当者に対するヒアリングを実施した。

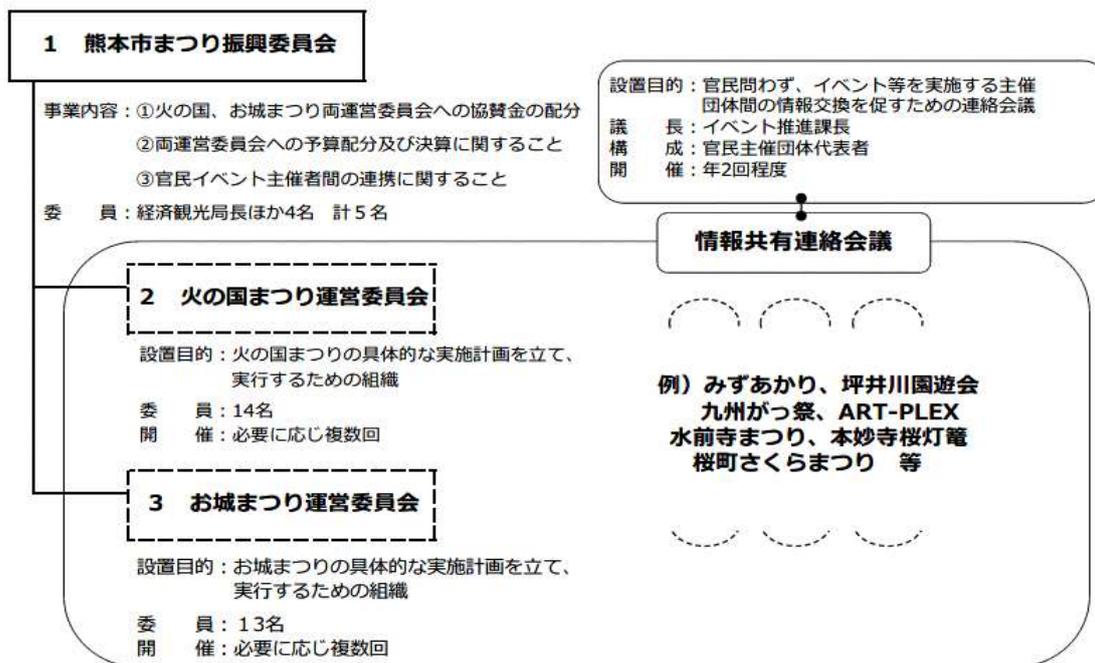
閲覧した主な資料は以下のとおりである。

- ・ 事業実施報告書
- ・ 各団体の実施体制組織図、委員会会則、事務局規定、事務局規定細則
- ・ 各団体の決算書、証憑書類

(9) 監査の結果

本事業では、任意の団体である「熊本市まつり振興委員会」、「火の国まつり運営委員会」、「お城まつり運営委員会」に負担金を交付しており、実質的に熊本市が「火の国まつり」と「お城まつり」を運営している状況である。また、各委員会の事務局は熊本市の職員にて構成されており、各委員会の関係および役割は以下のようになっている。

まつり振興委員会組織図



●火の国まつりについて

昭和 53 年に第一回目が開催されて以降、毎年 8 月上旬に 3 日間かけて開催されている。メインイベントである「おてもやん総おどり」では、多くの団体が参加し熊本市内の中心部を踊り手が踊り歩く熊本を代表する祭りである。また、7 月下旬から火の国まつり最終日までの約 2 週間の間は、「ばってん火の国夏祭」と称され、熊本市の中心部一帯で官民を問わず様々なイベントが開催されている。

過去 5 カ年における「火の国まつり」に対する負担金の金額、協賛金額及び観客数の推移は以下のとおりとなっている。

項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
負担金 (千円)	34,404	31,255	28,429	0	3,500
協賛金額 (千円)	9,438	9,760	8,053	0	0
支出総額 (千円)	36,672	41,158	39,283	676	
観客数 (人)	305,267	340,759	367,018	※ (中止)	※ (中止)

※ 令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で「火の国まつり」自体が中止となっている。

広報手段として、ポスターやリーフレットの制作の他、懸垂幕・タペストリーの設置、うちわや手ぬぐいの配布等を行っている。また、時代に合わせて SNS 利用者の多い若年層をターゲットとして「フォトコンテスト」の PR コースターの作製等も実施されている。協賛企業に対しては、火の国まつりの公式 HP への社名掲載や会場設置看板への社名掲載などの特典を用意している。

このような広報活動もあり、集客数は年々増加しており、令和 2 年度（第 43 回）と令和 3 年度（第 44 回）も増加を見込んでいたものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、中止となっている。令和 2 年度は協賛事業として、テレビ熊本にて火の国まつりの歴史を振り返る番組「火の国まつり～熊本市民の夏は未来へ続く～」が放送された。

●お城まつりについて

お城まつりは、熊本の歴史や文化に触れ、理解や関心を深めてもらう機会として毎年秋と春に熊本城域内にて行われている。例年、熊本城流鏑馬や迎春行事など季節によって恒例行事が開催される他、毎年、様々な企画や多彩なイベント、食のブース出店なども行われている。広報手段としては、ポスターやチラシ、リーフレットの制作・配布が実施されている。

過去 5 ヶ年における「お城まつり」に対する負担金の金額、協賛金額及び観客数の推移は以下のとおりとなっている。

項目	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
負担金（千円）	38,796	35,245	34,746	33,500	33,500
協賛金額（千円）	5,275	5,320	5,365	0	4,430
支出総額（千円）	44,818	47,469	27,199	10,526	39,799
観客数（人）	383,677	314,770	81,796	29,088	129,340

【秋のお城まつり】

秋のお城まつりは、例年 10 月に開催され、古武道演武会や太鼓響演会、薪能などといった伝統芸能や音楽イベントなどのステージイベントが開催されてきた。下表は令和元年度に開催されたイベントの抜粋である。

期間	イベント	観客数	出演者・概要など
10 月	HKT48 ミニコンサート	1,000 人	HKT48 によるステージイベント
	熊本のまつり	(2 日間) 10,000 人	山鹿灯籠、菊池夏祭り白龍ほか
5 日～6 日	熊本城スケッチ大会	918 人	
12 日～14 日	古武道演武会	1,000 人	肥後熊本の剣術や弓術などを披露
19 日～22 日	神戸・清盛隊おもて	500 人	神戸清盛隊によるステージイベン

	なしステージ		ト
	太鼓響演会	8,000人	ジュニアや一般団体による太鼓の披露
	熊本復興ねぶた	(2日間) 10,000人	二の丸広場で開催
	みずあかり		二の丸広場などで開催
	飲食ブース		二の丸広場で開催

令和2年度および令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により従来のステージイベントを中止し、感染防止対策を講じた上で11月下旬から12月上旬まで熊本城特別公開（夜間公開）や旧細川刑部邸紅葉ライトアップ、二の丸広場での竹あかりを同時開催し「秋のくまもとお城まつり・城あかり」という新しい形の回遊型イベントを開催した。

【春のお城まつり】

春のお城まつりは、3月中旬から下旬に古武道演武会や太鼓響演会、薪能などといった伝統芸能や音楽イベントなどのステージイベントを開催している。また、この他にもクイズウォークや食のイベントなどのフィールドイベントも開催している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、令和元年度および令和2年度は中止された。下表は令和3年度に開催されたイベントの抜粋である。

期間	イベント	観客数	出演者・概要など
3月 12日～27日	戦国パーク 武士の魂 2022	(2日間) 6,000人	
	熊本城で野外シアター	141人	山鹿灯籠、菊池夏祭り白龍ほか
	熊本城クイズウォーク	1,615人	
	古武道演舞会	700人	肥後熊本の剣術や弓術などを披露
	(熊本地震復興応援) 九州がっ祭	(2日間) 4,200人	神戸清盛隊によるステージイベント
	太鼓響演会	2,000人	ジュニアや一般団体による太鼓の披露
	熊本城 食の宴	(2日間) 10,000人	二の丸広場で開催

(意見) 効果指数の設定について

効果指数が設定されていない。イベントの集客数等を効果指数として設定する必要がある。

(意見) 負担金の交付基準の設定について

負担金には、法令等に基づいて支出が義務付けられている負担金のほか、法令等に基づかない地方公共団体が任意で加入している各種団体等に対する負担金があり、熊本市まつり振興委員会への負担金は後者に該当するものである。

こうした任意団体に負担金を支出する事業においては、自立した団体が行う事業であるた

め、構成団体の多様な意見を反映させることができること、団体の意思決定や内部規程により事業実施ができることなど、弾力的かつ効率的な事業実施が可能となるものと考えられる。

こうした負担金の支出にあたっては、対象となる団体や事業の目的が明確であり、かつ、公益上の必要性を有しており、さらには行政運営の上でも経済性、効率性及び有効性の観点から適切なものである必要がある。

担当課において予算編成過程時等に、その必要性や負担金額等が適切なものであるか精査を行っているが、「どのような団体なら支出するか」「また、その場合どのような算定基準で支出額を決定するか」といった全庁的な運用ルールや明確な基準は存在しない。

今後、負担金を交付する際には、交付先の団体や金額がより適切に決定されるよう、マニュアルや基準等を整備する必要がある。